鷹栖町地域防災計画

平成29年3月鷹栖町防災会議

-目 次-

第1章 総 則

第	1 節	目 的	1
第	; 2 箭	用語の定義	2
第	3節	計画の修正要領	3
第	54節	防災関係機関等の処理すべき 事務又は業務の大綱	4
第	55節	住民及び事業所の基本的責務	10
2	事業所の責務		10
第	6 節	鷹栖町の地勢と気象	12
1	位置及び面積	<u>t</u>	12
2	地勢及び地質	Í	12
3	気象		12
4	災害記録		13

第2章 防災組織

第	1 節	防災会議	16
1	鷹栖町防災会	会議組織図	17
2	運営		18
3	防災会議の原	所掌事務	
第	2 節	災害対策本部	19
1	鷹栖町災害郊	対策本部	20
2	運営		21
3	災害対策本語	部の業務分担	21
4	災害対策本語	部の設置及び廃止	24
5	関係機関連網	格室	25
6	現地災害対策	策本部	25
7	本部長の職務	務代理者の決定	25
第	3節	職員の動員計画	26
1	非常配備体制	制	26
2	本部職員等は	に対する伝達方法	27
3	非常配備体制	制下の基本的活動要領	28
4	配備体制確立	立の報告	28
5	現場連絡員		28
6	消防機関に対	対する伝達	28

第	54節	住民組織等への協力要請	31
1	協力要請事項		31
2	協力要請先		31
3	住民に対する	伝達方法	31
4	地域情報連絡	員	31

第3章 災害情報通信計画

第	1 節	気象情報等の伝達計画	32
1	伝達を要する	る気象警報等の種類及び発表基準	32
2	気象警報等の	の伝達系統及び方法	33
第	52 節	地震に関する情報の伝達計画	38
1	担当官署及で	び区域	38
2	情報の伝達		39
3	地震動警報	及び予報の伝達	39
4	地震・津波は	こ関する情報を用いる地域名称、震央地名及び津波予報区	40
第	3節	災害通信計画	43
1	災害通信系統	统	43
2	電話及び電報	限の優先利用並びに通信途絶時等における措置等	43
第	34節	災害情報等の報告、収集及び	
		伝達計画	46
1	異常現象発	見時における措置	46
2	地域情報連絡	络員	47
3	被害状况等。	の収集及び報告	48

第4章 災害予防計画

第	51節 災害危険区域及び整備計画	58
1	水防区域及び河川整備計画	58
2	地すべり・がけ崩れ等危険区域	
3	危険物·爆発物等貯蔵所	
第	52節 雪害対策計画	59
1	除雪路線の実施分担	59
2	除雪作業の基準	59
3	異常降雪時における除雪	59
4	通信施設の雪害防止対策	59
5	電力施設の雪害防止対策	59
6	交通途絶地区の緊急対策	60
7	積雪時における消防対策	60
8	雪崩防止対策	60
9	建築物雪害対策	60
10	警戒体制	60
第	3節 融雪災害対策計画	61
1	気象情報の把握	61
2	水防区域内の警戒	61
3	道路の除雪	61
4	水防資器材の整備、点検	61
5	水防思想の普及徹底	62
6	 	62

第4節	土砂災害対策計画	63
1 現況		63
2 予防対策 -		63
3 警戒体制 -		63
4 避難及び救	女助	64
第5節	水防計画	65
第6節	消防計画	66
)組織及び消防団の管轄区域	
2 車両一覧 -		66
3 火災の予防	5対策の推進	67
4 火災警報及	とび伝達計画	67
5 出動計画 -		68
6 消防相互応	泛援計画	70
7 救急計画 -		70
第7節	防災訓練計画	71
1 訓練実施機	· 送関	71
2 防災訓練の)実施	71
第8節	防災知識普及計画	73
	寸する防災教育	
2 一般住民に	こ対する防災知識の普及	73
3 普及の時期	я	74

第	59節 自主防災組織の育成等に	
	関する計画	- 75
1	自主防災組織の編成(編成例)	- 75
2	自主防災組織の活動内容	- 75
3	防災思想の普及徹底	- 77
第	1 O 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	- 78
1	安全対策	- 78
2	町の対策 〔避難行動要支援者に関する状況把握、名簿の作成〕	- 78
3	情報伝達	- 79
4	避難対策	- 79
5	社会福祉施設の防災対策	- 80
6	災害時の援助活動	- 80
7	外国人対策	- 81
8	情報の守秘対策	- 81
	表 4-1 [重要水防区域]	
	表 4-2 [土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域]	
	表 4-3 [災害危険区域現地調査要領による危険区域]	
	図4-1[地すべり、がけ崩れ等危険区域]	
	表 4-4 [危険物・爆発物等貯蔵所所在一覧]	- 88

第5章 災害応急対策計画

第	1 節	応急措置実施計画	90
1	応急措置の実	『施責任者	90
2	町の実施する	S 応急措置	90
第	2 節	災害広報計画	93
1	災害情報等 <i>0</i>)収集方法	93
2	災害情報等の)発表方法	93
3	被災者相談所	fの開設	94
第	3節	避難救出計画	95
1	避難計画		95
2	救出計画		100

第	4 節	交通応急対策計画	102
1	交通情報の1	仅集	102
2		····	
3		の実施者及び状況と内容	
4		が失過す及いれんとい な 両等の確認	
5		可寺の唯心 の確保	
5	杀心 制 应的(77 惟 木	104
第	5 節	食糧供給計画	105
1	主要食糧供約	合計画	105
2	副食、調味料	\$4. \$4. \$4. \$4. \$4. \$4. \$4. \$4. \$4. \$4.	106
3	炊き出し計画	町	106
4	要配慮者対策	策	106
5	費用及び期間	間	107
第	6 節	衣料、生活必需品等物資供給	
		計画	108
1	字歩書パタ	及び実施の基準	100
1		タい美旭の基準	
2		与の対象者	
4		与物資の種類 与期間	
5		子朔间	
6		間	
7		ij D配慮	
8			
9	防災 <u>資機</u> 材の	の整備について	110
第	7 節	住宅対策計画	111
1	実施責任者		111
2	宝施の方法		111

3	住宅の応急修理	112
4	災害公営住宅の建設	112
5	資材の斡旋、調達	113
貸	88節 給水計画	114
1	実施責任者	114
2	給水の方法	114
3	給水施設の応急復旧	114
4	給水応援の要請	115
5	住民への周知	115
6	給水資機材保有状況	115
7	水道施設	115
8	費用及び期間	115
1 2 第		116
1	実施責任者	118
2	医療及び助産の対象者	118
3	医療及び助産の実施	118
4	応急救護所の設置	119
5	医療機関等の状況	119
穿	肖11 節 救急医療対策計画	120
1	救急医療の対象と範囲	120
2	救急医療に関する組織	120
3	関係機関の業務の大綱	121
4	集団救急医療体制	122

5	応援要請	122
6	救急医療活動報告書の提出	122
7	災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統	122
8	経費の負担及び損害賠償	124
9	傷病者の把握	125
穿	312節 防疫計画	128
1	実施責任者	128
2	防疫の実施組織	128
3	感染症の予防	128
4	患者等に対する措置	130
5	避難所等の防疫指導	130
6	防疫用薬剤の調達	130
7	家畜防疫	130
1	等 1 3 節 廃棄物処理等計画	
2	清掃の方法	132
3	ごみの収集、処理の方法	133
4	し尿の収集、処理の方法	133
5	死亡獣畜の処理方法	133
6	飼養動物の取扱い	133
7	仮設トイレの設置	134
<i>[5]</i>		
身	第14節 行方不明者の捜索及び死体 の収容処理並びに埋葬計画	195
	∨フォメス子 次 ゚レモ IIL () ヾ(゚ ト毛 3 を 5 丁 世	135
1	実施責任者	135
2	行方不明者の捜索	135
3	変死体の届出	135
4	死体の収容処理方法	135
5	死体の埋葬	136

6	行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間	136
7	火葬場の状況	136
8	墓地の所在地	136
穿	第15節 障害物除去計画	137
1	実施責任者	137
2	障害物の除去の対象	137
3	除去の方法	137
4	障害物の集積場所	137
5	障害物の保管等	138
6	費用及び期間	138
穿 1	第16節 応急土木対策計画 災害の原因	
2	被害種別	139
3	実施責任者	139
4	応急対策及び応急復旧対策	139
穿	写17節 輸送計画	141
1	実施責任者	141
2	輸送の方法	141
3	町有車両の現況	142
4	移送の範囲	143
5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	144
6	費用の期限及び期間	145
7	輸送状況の記録	145

第	第18節	労務供給計画	147
1	実施責任者		147
2	民間団体への協	8力依頼	147
3	作業の種類		147
4	労務者の雇上け	F	148
5	費用及び期間		148
第	319節	文教対策計画	149
1	実施責任者		149
2	被害状況等の把	巴握	149
3	応急教育対策 -		150
4	教職員の確保 -		151
5		目品の調達並びに支給	
6	学校給食等の措	昔置	152
7	衛生管理対策 -		152
8	文化財に対する	5措置	152
9	費用及び期間 -		152
第	第20節	災害警備計画	153
1	災害に関する警	警察の任務	153
2	災害警備		153
3	事前措置に関す	- る事項	153
4	避難に関する事	項	154
5	応急措置に関す	- る事項	154
6	救助に関する事	耳	154
7		5災害情報の収集に関する事項	
8	災害時における	5広報	155
9	災害時における	5通信計画に関する事項	155
10	交通規制に関す	る事項	155

第21節	応急飼料対策計画	156
1 実施責任者		156
2 実施の方法		156
第22節	自衛隊派遣要請計画	157
1 災害派遣要請基準		157
2 災害派遣要請要領		157
3 災害派遣部隊の受	入体制	158
4 派遣部隊到着の処	理	158
5 派遣部隊の撤収要	請	158
6 経費等		158
	防災ボランティアとの連携 計画	161
1 ボランティア活動	の意義	161
2 ボランティア受付	窓口	161
3 ボランティア活動	等の把握	161
4 ボランティアの主	な活動内容	161
5 ボランティア活動・	への支援	162
第24節	職員応援派遣計画	163
2 要請手続等		163
	扱い	1.00

第	25節	消防防災ヘリコプター要請	
		計画	165
1	基本計画		165
2	実施責任者		165
3	実施方法		165
4	消防防災へリコ	プターの活動内容	166
5	ヘリコプター発	着可能地(発着場所)	167
第	26節	広域応援計画	168
1	実施機関		168
2	実施内容		168
第	27節	災害義援金募集配分計画	169
第	28節	災害救助法の適用と実施	170
1	実施体制		170
2	救助法の適用基	進	170
3	救助法の適用手	続	171
4	救助の実施と種	類	171
5	基本法と救助法	の関連	172
	表 5-1[一時避	難場所]	173
	表 5-2 [屋内避	難所]	174
	表 5-3[集積場	所]	175

第6章 地震災害対策計画

第	1 節	地震の想定	176	
第	52節	災害予防計画	179	
1	地震に強いす	まちづくり推進計画	179	
2	土砂災害予防	方計画	179	
3	雪害対策計画	卣	180	
4	消防計画		180	
5	建築物等災害	手予防計画	180	
6	防災訓練計画	Í	180	
7	防災知識普及計画 18			
8	避難計画		181	
9	自主防災組織	微等の育成	181	
10	災害時要援護	雙者対策計画	181	
11	積雪・寒冷丸	対策計画	181	
12	食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備 182			
13	住民の心構え	·	182	

第	B3節 災害応急対策計画	185
1	応急活動体制	185
2	災害広報計画	
3	地震火災等対策計画	
4	避難救出計画	
	救助、救出計画	
5	食糧供給計画	
6		
7	衣料、生活必需品等供給計画	
8	住宅対策計画	
9	給水計画	
10	生活関連施設対策計画	
11	医療及び助産計画	
12	防疫計画	
13	廃棄物処理等計画	190
14	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	190
15	災害警備及び交通応急対策計画	191
16	輸送計画	191
17	被災建築物安全対策計画	191
18	文教対策計画	192
19	自衛隊災害派遣要請計画	192
20	防災ボランティア活用計画	193
21	消防防災へリコプター要請計画	193
22	広域応援計画	193
23	災害救助法の適用計画	193

第7章 事故災害対策計画

第	51節 航空災害対策計画	194
1	情報通信	194
2	災害広報	194
3	応急活動体制	195
4	搜索活動	195
5	救助救出及び医療救護活動等	195
6	消防活動	196
7	避難措置	196
8	行方不明者の捜索及び死体の収容	196
9	交通規制	196
10	防疫及び廃棄物処理等	196
11	自衛隊派遣要請	196
12	広域応援	196
第	52節 道路災害対策計画	198
1	情報通信	198
2	災害広報	198
3	応急活動体制	198
4	搜索活動	198
5	救助救出及び医療救護活動等	198
6	消防活動	198
7	行方不明者の捜索及び死体の収容	199
8	交通規制	199
9	危険物流出対策	199
10	自衛隊派遣要請	199
11	広域応援	199

貸	第3 節 危険物等災害対策計画	202
1	基本方針	202
2	ー・・・・ 危険物の定義	
3	情報通信	
4	災害広報	203
5	応急活動体制	203
6	災害拡大の防止	203
7	救助救出及び医療救護活動等	203
8	消防活動	203
9	避難措置	203
10	交通規制	203
11	自衛隊派遣要請	203
12	広域応援	204
1	情報通信	205
1	情報通信	205
2	災害広報	
3	応急活動体制	
4	救助救出及び医療救護活動等	
5	消防活動	
6	ALAMATA EL	
7	交通規制	
8	自衛隊派遣要請	
9	広域応援	
身	55節 林野火災消防計画	206
1	組織	207
2	気象情報対策	207
3	林野火災予防思想の普及対策	208
4	林野火災予防対策	208
5	林野火災消防対策	209

目 次

6	避難措置	 210
7	交通規制	 210
8	広域応援	 210

第8章 災害復旧計画

1	災害復旧の基本方針	211
2	復旧事業計画の概要	211
3	災害復旧予算措置	212
4	激甚災害に係る財政援助措置	212
5	町民生活復旧支援対策	212
6	被災者生活再建支援法に基づく支援	213

資 料

資料1	鷹栖町防災会議条例
資料2	鷹栖町災害対策本部条例
資料3	鷹栖町火入に関する規則
資料4	鷹栖町公告式条例
資料 5	災害対策基本法(抄)
資料6	災害救助法 (抄)
資料 7	災害救助法施行令 (抄)
資料8	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
資料 9	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目
資料10	北海道広域消防相互応援協定
資料11	北海道消防防災へリコプター応援協定
資料12	北海道災害義援金募集委員会会則
資料13	北海道災害義援金配分委員会会則
資料14	鷹栖町水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条、水防法(昭和24年法律第193号) 第33条及び鷹栖町防災会議条例(昭和38年条例第1号)第2条第1号の規定に基づき、鷹栖町防 災会議が作成する計画であり、鷹栖町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災 害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、住民の 生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的、迅速、的確に実施するた め、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 鷹栖町の区域内に所在し、若しくは区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定 地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務、 又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及 び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

水防法 水防法(昭和24年法律第193号)

救助法 災害救助法 (昭和22年法律第118号)

感染症法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律

第114号)

防災会議鷹栖町防災会議

本部(長) 鷹栖町災害対策本部(長)

町計画 鷹栖町地域防災計画

災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害

防災 災害対策基本法第2条第2号に定める防災

防災関係機関 鷹栖町防災会議条例(昭和38年鷹栖町条例第1号)第3条第5項に定める

委員の属する機関

要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、災害時に特に配慮を要する者

避難行動要支援者要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に

自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を

図るために特に支援を要する者

第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。 前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事 務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機関の区分	関係機関名	業	務	Ø	内	容
鷹栖町	鷹栖町 鷹栖町南1条3丁 目5番1号 Tm0166-87-2111	2 本防のに 3 措 4 5 6 を 7 8 の 10 す 12 災 5 13 12 13	設関施必想関と数掌関勧の、論要を置すに要のす。助にす告清 送援ンび組す教及情 防るこ指、 変者ィー をでいるのでが、できないが、これが、できるが、は、 変者が、 変数が、 変数が、 変数が、 変数が、 変数が、 変数が、 変数が、 変数	び訓練を行う	こ 備 と 。 地域 と で を 急 に 環 こと が 行対 は 関境 と 。 関 な と で こ と 備 と の の の の の の の の の の の の の の の の の	調査、報告 害復旧対策 。 品衛生に関
教育関係機関	鷹栖町教育委員会 鷹栖町南1条3丁 目5番1号 10166-87-2028	1 災害時 関するこ 2 教育施	と。 設の被害調査	児童生徒の救 及び報告に関 の保全対策の	すること。	
消防機関	旭川市消防本部 旭川市7条通10丁 目 Tm0166-23-4556 旭川市鷹栖消防署 鷹栖町消防団 鷹栖町南1条3丁 目5番2号 Tm0166-87-2042	2 水防活 3 災害時	動を行うこと。 動を行うこと。 における住民 消防業務に関	。 の生命、財産	の保護に関す	ること。

指	北海道開発局	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
定	旭川開発建設部	2 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
地	旭川市宮前1条3丁	3 直轄河川及び直轄ダムの維持管理並びに災害復旧に関する
地方行	目3番15号	こと。
行力	日の番13万 TelO166-32-1111	-
以終		4 直轄砂防事業に関すること。
改機関	旭川河川事務所	5 洪水予報 (気象台と共同)、水防警報の発表に関するこ
	旭川市永山1条21	٤.
	丁目3番21号	6 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関するこ
	Tel 0166-48-2131	と。
	旭川道路事務所	7 補助事業に係る指導、監督に関すること。
	旭川市神楽1条6	
	丁目	
	Tel 0166-61-0136	
	北海道財務局	1 災害時における民間金融機関に対する緊急措置の指示及び
	旭川財務事務所	要請に関すること。
	旭川市宮前1条3丁	2 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
	目3番15号	- 94H W W 9 D H 117W E 19KW 4 C PG 9 G = G0
	Tel 0166-31-4151	
	北海道農政事務所	
	旭川地域センター	1 次音時における工女民種の帰留及の心心的相に関すること。
	旭川市宮前1条3丁	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 災害応急飼料対策に関すること。
	目3番15号	
	Tel0166-76-1279	
	旭川地方気象台	1 気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表を行
	旭川市宮前1条3丁	うこと。
	目3番15号	2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地
	Tel 0166-32-7102	震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達
		及び解説を行うこと。
		3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
		こと。
		4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
		を行うこと。
		5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めるこ
		٤٠
	北海道森林管理局	1 林野火災の予防対策に関すること。
	上川中部森林管理	2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。
	署	3 災害時において、地方公共団体等の要請による緊急復旧用
	祖 旭川市神楽3条5	材の供給に関すること。
	丁目3番11号	
	* * * * *	
	Tel 0166-61-0206	業の合理化に関すること。
自	陸上自衛隊第2師	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一
衛隊	可 In III to to No man Date	部を協力させること。
PX	旭川市春光町国有	2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
	無番地	3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
	Tel 0166-51-6111	

<u> </u>		The state of the s
北	地域創生部地域政	1 上川地域災害対策連絡協議会に関すること。
海	策課	2 防災に関する組織整備を図り災害予防措置を講ずること。
道上	旭川市永山6条19	3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
一加	丁目	4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務
総合	Tel 0166-46-5918	及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。
台		5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
振興		
興局	旭川建設管理部	1 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対
	旭川市永山6条19	策並びに災害復旧を行うこと。
	丁目	2 水防活動の技術指導に関すること。
	Tel 0166-46-4907	3 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を
	111111111111111111111111111111111111111	図ること。
		4 災害時において、関係河川の水位、雨量の情報の収集及び
		報告を行うこと。
		5 災害時において、関係公共土木被害調査及び災害応急対策
		を実施すること。
-	 南部森林室	1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を
	旭川市永山6条19	1 別籍追行外につき床女体の配直の適正化と旭果の百座化を図ること。
	週川川水田 0 采19 丁目	
		2 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。
	Tel 0166-46-5998	3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
		4 災害時において町長の要請のあった場合、可能な範囲にお
		いて緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	保健環境部保健行	1 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務に
	政室(上川保健	対し鷹栖町に指導助言を行うこと。
	所)	2 災害時における防疫措置に関すること。
	旭川市永山6条19	3 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。
	丁目	4 災害時における医療救護活動を推進すること。
	Tel 0166-46-5979	5 食品衛生の指導、監視に関すること。
	上川農業改良普及	1 農作物の被害調査及び報告に関すること。
	センター	2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。
	上川郡当麻町宇園	3 被災地の病害虫防除の指導を行うこと。
	別2区748番地	
	Tel 0166-84-2017	
女心	上川教育局	1 災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導を行う
育北	旭川市永山6条19	こと。
委海員道	丁目	2 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に
会教	Tel 0166-46-4942	関すること。
<u> </u>		

北海道警察	北海道警察旭川方面旭川中央警察署旭川市6条10丁目面0166-25-0110 鷹栖駐在所鷹栖町南1条3丁目1番16号面0166-87-2211 北野駐在所鷹栖町北野東3条1丁目1番6号面0166-87-2310 北斗駐在所鷹栖町13線15号面0166-87-2446	1 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施、及び予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達についての協力をすること。 2 災害関係機関が行う危険地域居住者の避難誘導、被災者の救助活動の協力及び死体の検死を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持及び災害に伴う各種犯罪の予防取締りを行うこと。 4 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。 5 災害警備本部の設置運営に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。 と。
指定公共機関	日本郵便㈱鷹栖郵便局 鷹栖町南1条2丁目9番24号 下面0166-87-2660 日本郵便㈱旭川東郵便局 旭川市東旭川町共 栄98番4号 下面0166-36-0601 日本放送協会旭川 放送局 旭川市6条6丁目 下面0166-24-7000	 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 郵便の非常取扱いに関すること。 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等及び防災知識の普及等、災害広報に関すること
	東日本電信電話㈱ 北海道事業部 北海道北支店 旭川市10条通10丁目 1至0166-20-5410 日本銀行旭川事務 所 旭川市4条9丁目 1至0166-23-3181 北海道電力㈱旭川 支店 旭川市4条12丁目 1至0166-23-1121	1 気象官署からの警報を関係機関に伝達すること。 2 災害時における重要通信の確保を図ること。 1 災害時における通貨の供給を確保すること。 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。 1 災害時における電力の円滑な供給及び電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 電力施設の災害復旧見込み等の周知を行うこと。

	日本赤十字社北海 道支部上川地区 旭川市永山 6 条19 丁目 TE0166-46-5982	1 災害時における救援物資の供給に関すること。2 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
	東日本高速道路㈱ 北海道支社旭川管 理事務所 旭川市字近文7線 南1-5766-4	1 高速道路の維持管理(防災対策を含む)、ならびに、災害 復旧に関すること。
指定地方:	TE10166-55-4051 大雪土地改良区 旭川市東鷹栖4条 5丁目639-130 TE10166-57-2919	1 かんがい用水路の防災管理に関すること。 2 災害時における所轄施設の応急対策及び災害復旧に関する こと。
公共機関	田0160-57-2919 - 般社団法人上川 郡中央医師会 上川郡美瑛町北町 2丁目2-17 (美瑛循環器・内 科クリニック内) Tm0166-92-8022	1 災害時における救急医療業務を行うこと。
公共的団体及び店	たいせつ農業協同 組合 旭川市東鷹栖1条 3丁目 Tm0166-57-2311	1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。 3 農業生産資材及び生活物資及び救援物資の確保・斡旋を行うこと。
防災上重要な施設	あさひかわ農業協 同組合 旭川市豊岡4条1 丁目 Tm0166-31-0111	
の管理者	上川中央農業共済 組合 旭川市東旭川下兵 村517番地 Tm0166-36-2162	1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。
	一般社団法人北海 道薬剤師会旭川支 部 旭川市金星町1丁 目2番15号 Tm0166-29-2422	1 災害時における緊急医療業務を行うこと。2 災害時において医療防疫対策について協力すること。

	公益社団法人北海 道獣医師会上川支 部 旭川市宮下通14丁 目右1号 1m.0166-24-1600 旭川地区バス協会 旭川市東旭川町共	 災害時における緊急医療業務を行うこと。 災害時において医療防疫対策について協力すること。 災害時における救助物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
	栄128 Tm0166-34-6431 社会福祉法人鷹栖 町社会福祉協議会 鷹栖町南1条3丁 目2番1号	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋2 ボランティアの受入れ調整に関すること。
	IE.0166-87-4451 鷹栖町商工会 鷹栖町南 1 条 1 丁 目 1 番26号 IE.0166-87-2210 鷹栖町森林組合 鷹栖町南 1 条 3 丁 目 5 乗 1 号	1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	目 5 番 1 号 Tht 0166-87-2277 浅井医院 鷹栖町南 1 条 2 丁 目 1 番 3 号 Tht 0166-87-2002	 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。 災害時における緊急医療業務を行うこと。 被災時の病人等の収容、保護をすること。 災害時において医療防疫対策について協力すること。 医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、緊急 医療活動を実施すること。
その	危険物関係施設の 管理者 鷹栖町町内会長	1 所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 1 行政区自衛用組織及び災害の通報、連絡、調査に関すること。
他	鷹栖町赤十字奉仕 団 一般運送業者 旭川ケーブルテレ ビ㈱	 避難所の開設協力に関すること。 炊事等の全面協力をすること。 災害時における救助物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。 災害時における避難情報等の伝達に関すること。

第5節 住民及び事業所の基本的 責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
- ア 避難の方法(避難路、避難所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成
- (2) 災害時の対策
- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者、要配慮者の救助
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所等での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に 果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
- ア 災害時行動マニュアルの作成

- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第6節 鷹栖町の地勢と気象

1 位置及び面積

鷹栖町は、北海道のほぼ中央部に位置し、東西南は旭川市と、北は和寒町と隣接し、 その面積は139.42km²である。

東端 東経 142度25分42秒

西端 東経 142度16分34秒

南端 北緯 43度47分18秒

北端 北緯 43度57分39秒

2 地勢及び地質

(1) 地 勢

鷹栖町は、南東にかけて遠く大雪、十勝連峰をのぞみ、北西にかけては標高500m程度の キトウシ山脈と、半面山脈が馬蹄状にとりまいている。

主な山としてチライネヌプリ (千歳山) 446m、カムイシリ(白妙山)577m、イセッヌプリ (雄鷹山)576m、イアネヌプリ (雲井山)489m、奥清水山470m、天神ケ峰426m、半面山359mなどがある。

鷹栖町の北西部に馬蹄状の山々、南西部は小高い丘陵地で旭川と接し、その中間にオサラッペ川が貫流し、盆地状の地形をなしている。

オサラッペ川の下流は、嵐山付近で石狩川と合流し、上流には6号川、シュマム川、イブンペウシ川、チライウエンベツ川の支流河川をだいている。

(2) 地質

上川盆地は扇状地堆積である。鷹栖町の丘陵地帯は、火成岩、変成岩、中生層で 段丘地帯は第4紀古層(湖成洪積土)、平坦地は第4紀新層(河成沖積土、低位泥炭土)で構成されている。

3 気象

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暑の差が大きく、7月中旬から8月上旬にかけては 30℃を超える日も続き、また、1月から2月に至る間、稀にはマイナス 25℃をさらに下回ることもある。ここ 10 年間の年平均気温は 5.5℃、また 5月から 9月に至る農耕期の平均気温は 16.6℃で、水稲の主産地形成を容易にしている。

年間平均降水量は 1,200 mm前後で、ここ数年は少なめに推移しており、うち農耕期間中は平

常年 550 mm前後、7月から9月にかけてその量が多い。9月下旬から10月初旬に初霜が降り、また、5月中、下旬に晩霜を見ることもあるが、ときにこの目安を超える降霜は、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがある。

〔気象概況〕

(単位:°C、mm)

観測年		西暦	気温			年間 降水量	
		四僧	平均気温	最高平均気温	最低平均気温	十 间阵小里	
平成	18	年	2006	5. 4	10. 6	-0. 0	975
平成	19	年	2007	5. 7	11.0	0. 1	916
平成	20	年	2008	5. 6	11.1	-0. 2	924
平成	21	年	2009	5. 6	10. 6	0. 5	934
平成	22	年	2010	6. 4	11. 3	1.4	1032
平成	23	年	2011	5. 6	10. 7	0. 4	1368
平成	24	年	2012	5. 3	10. 5	-0. 2	1167
平成	25	年		5. 6	10. 4	0. 6	1073
平成	26	年	2014	6. 5	12. 4	-0. 1	1038
平成	27	年	2015	6. 7	12. 7	1.6	879
10 年間平均		5. 8	11.1	-0. 4	1031		

鷹栖町産業振興課による気象観測データ

4 災害記録

本町地域内で発生した過去の主な風水害は、概ね次のとおりである。

年月日	災害の種類	災 害 の 概 要
明治31年7月	風水害	住宅被害 流失:21戸 浸水家屋:168戸 被害総額122,857円
明治34年8月~ 9月	水害	住宅被害 流失:22戸 浸水家屋:523戸 被害総額 66,030円(オサラッペ川流域被害額)
大正7年8月	水害	河川氾濫、被害総額211,560円
大正8年7月	水害	河川氾濫、被害総額329,136円
大正9年9月	水害	死者2名、橋梁6箇所流失 被害総額約300,000円
昭和9年4月	融雪水害	近文橋、北野橋、白河橋流失
昭和29年9月	風水害 (台風15号)	住宅全壊 4 6 戸、半壊 1 1 8 戸 農業被害約5,000万円 (災害救助法適用) 被害総額 1 億 3 2 0 1 万円
昭和30年7・8月	水害	町水害対策本部設置 自衛隊・警察の救援を得て、水中 孤立した8戸21名を救出。 (災害救助法適用) 被害総額 2億6082万円

昭和39年8月	水害	家屋浸水174戸		
昭和45年8月	水害	家屋浸水155戸 被害総額約6,000万円		
昭和50年8月	水害	床上浸水35戸、床下浸水77戸 被害総額2億5221万円		
昭和56年8月	水害	総降雨量266mm 農業被害額 2億5300万円 土木関係(河川、道路、橋梁等)被害額8700万円 被害総額 3億4000万円		
平成3年9月	水害	総雨量145mm 農地一部冠水		
平成16年9月8日	風害 (台風18号)	住家被害 一部破損:131 戸 非住家被害 全壊:55 件 半壊:386 件 一部破損:18 件 農作物被害 田:137 件(255ha) 営農施設:1,347 件 林業被害 33 件 文教施設被害 2 件 被害総額 3 億 1 4 9 1 万円		
平成22年3月21日	風害	住家被害 一部破損:4戸 非住家被害 全壊:1件 一部破損:6件 農作物被害 営農施設:179件		
平成26年8月5日	水害	家屋浸水 1 5 戸 被害総額約 1 , 9 0 0 万円 床上浸水 6 戸 床下浸水 9 戸		

雪害の状況については、下記のとおりで農業被害は過去最高額となった。

昭和 58 年 10 月 6 日~	降雪害	水稲被害面積 被害減収量	2, 335ha 2, 449トン
10月7日		水稲被害見込額	6億9,992万円
		畑作被害見込額	1,545万円

また、その他にも、低温や豪雪、霜、ひょうなどの発生より、農業災害(農作物への被害、 農業用施設への被害等)や林業被害が大小数多く発生している。

河川一覧表

(単位:km)

河 川 名	烙延長	指定
1 オサラッペ川 (オサラッペガワ)	25. 7	1級
2 南三号川 (ミナミサンゴウガワ)	2.5	普通
3 大倉川 (オオクラガワ)	2.5	普通
4 南一号川 (ミナミイチゴウガワ)	2.6	普通
5 二号川 (ニゴウガワ)	2. 9	普通
6 三号川 (サンゴウガワ)	3. 1	普通
7 五号川 (ゴゴウガワ)	4. 1	普通
8 六号川 (ロクゴウガワ)	7. 0	普通 (一部1級)
9 真清水川 (マシミズガワ)	2.2	普通
10 新川 (シンカワ)	0.5	普通
11 七号川 (ナナゴウガワ)	4. 5	普通 (一部1級)
12 八号川 (ハチゴウガワ)	4.0	普通 (一部1級)
13 ヨンカシュッペ川 (ヨンカシュッペガワ)	12.9	普通 (一部1級)
14 ハイシュベツ川 (ハイシュベツガワ)	11.5	普通 (一部1級)
15 キムクシュハイシ (キムクシュハイシュベツガ ュベツ川 ワ)	7.8	普通 (一部1級)
16 石丸川 (イシマルガワ)	3. 6	普通
17 珠万川 (シュマンガワ)	8. 1	普通 (一部1級)
18 大成川 (タイセイガワ)	3. 7	普通
19 サワラベ川 (サワラベガワ)	2.0	普通
20 ヤチブキ川 (ヤチブキガワ)	2.2	普通
21 渋谷川 (シブヤガワ)	1. 7	普通
22 十二号川 (ジュウニゴウガワ)	3. 2	普通
23 イブンペウシ川 (イブンペウシガワ)	9.6	普通
24 十八線川 (ジュウハッセンガワ)	2.6	普通
25 北門川 (ホクモンガワ)	2.4	普通
26 北星川 (ホクセイガワ)	8.0	普通
27 ナガトミ川 (ナガトミカワ)	0.45	普通
28 菊水川 (キクスイガワ)	5. 9	普通
29 中の沢川 (ナカノサワガワ)	5. 0	普通
30 カスミ川 (カスミガワ)	1. 2	普通
31 ウグイス川 (ウグイスガワ)	2. 5	普通
32 宮崎川 (ミヤザキガワ)	2. 7	普通
33 宮崎川支流 (ミヤザキカワシリュウ)	1. 2	普通
34 十五号川 (ジュウゴゴウガワ)	2. 1	普通
35 千歳川 (チトセガワ)	5. 0	普通
36 昇竜川 (ショウリュウガワ)	4. 3	普通

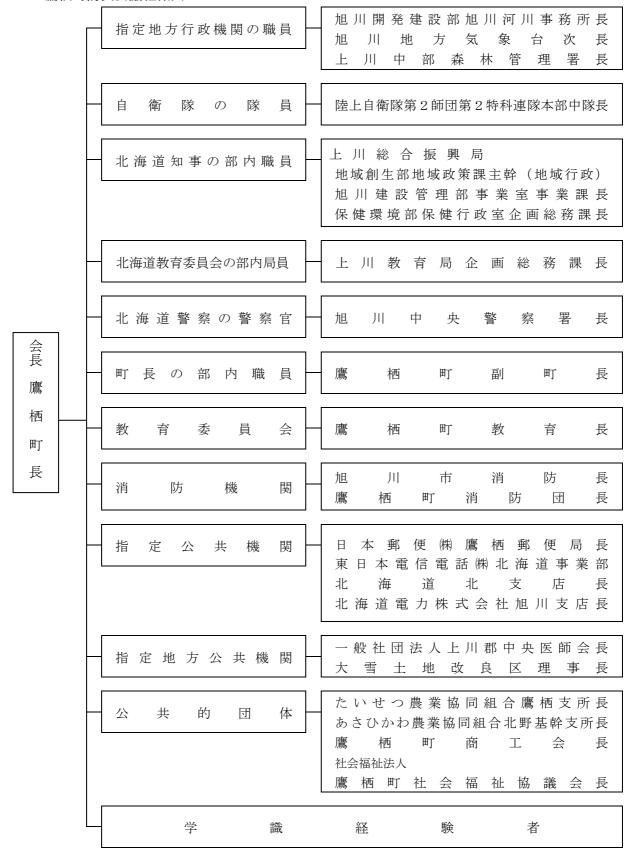
第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合 的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報(注意報を 含む)、警報、並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害 対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく鷹栖町防災会議条例(昭和38年条例第1号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり鷹栖町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とする。

1 鷹栖町防災会議組織図



2 運 営

鷹栖町防災会議条例の定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

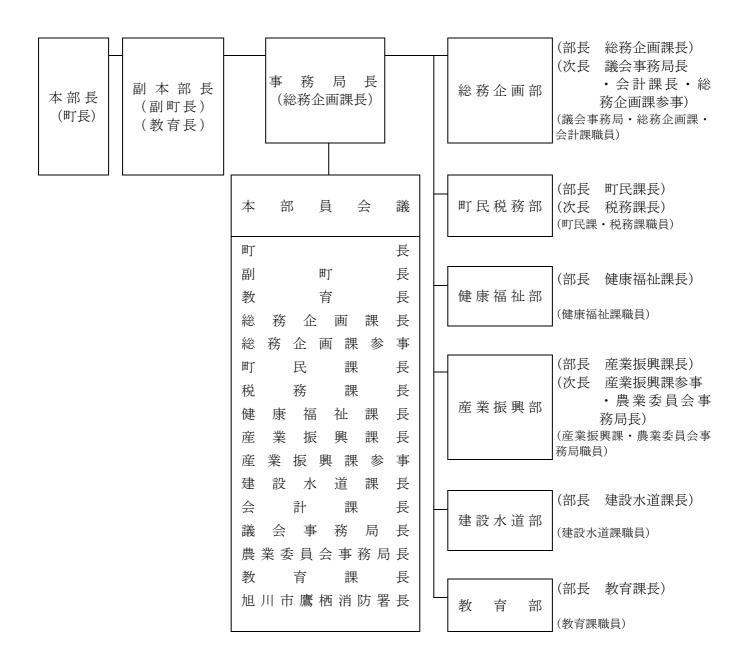
鷹栖町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 町計画を作成、及びその実施を推進する。
- (2) 鷹栖町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、町防災会議の権限に属する事務

第2節 災害対策本部

町長は、鷹栖町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認められるときは基本法第 23 条の2の規定に基づき次のように災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 鷹栖町災害対策本部



2 運 営

- (1) 本部員会議
 - ア 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、事務局長、本部員で構成する。
 - イ 本部員会議は、本部長が招集する。
 - ウ 災害の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議 を開催することができる。
- (2) 本部の庶務

本部の庶務は、鷹栖町総務企画課において処理する。

(3) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

3 災害対策本部の業務分担

本部の各部の業務分担は、次のとおりとする。

[総務企画部]

- (1) 本部の設置及び運営に関すること。
- (2) 町防災会議に関すること。
- (3) 災害対策の総括に関すること。
- (4) 町防災会議、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 関係団体、住民組織(各行政区)等の連絡調整及び出動要請に関すること。
- (6) 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。
- (7) 国、道に対する要請及び報告に関すること。
- (8) 災害の記録及び報告及び本部記録に関すること。
- (9) 気象予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の収集、伝達及び報道に関すること。
- (10) 被災地の情報の収集・広聴活動に関すること。
- (11) 非常警報、避難勧告、避難解除等の広報に関すること。
- (12) 避難施設の設置計画及び実施に関すること。
- (13) 被災住民への救援物資、生活物資、食糧等の調達、受付及び支給に関すること。
- (14) 被災住民からの陳情等に関すること。
- (15) 町有車両の運行管理及び輸送計画(要配慮者の移送計画等)に関すること。
- (16) 応急対策及び復旧に係る資材、人員、食糧、医薬品等の輸送に関すること。
- (17) 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関すること。
- (18) 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関すること。
- (19) 本部に必要な資器材の配備及び施設の整備に関すること。
- (20) 動員職員の出動状況の記録及び災害出動用被服等の調達及び配付に関すること。

- (21) 本部職員の被害状況調査及び公務災害補償に関すること。
- (22) 本部職員、救援活動者の食糧等の調達供給・給与に関すること。
- (23) 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。
- (24) 町有施設(財産)の被害調査及び警防、災害復旧対策に関すること。
- (25) 災害対策費の予算措置及び出納に関すること。
- (26) 災害復旧と総合計画に関すること。
- (27) 報道機関との連絡・調整及び災害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。
- (28) 災害時の非常通信計画の作成と実施に関すること。
- (29) 被害状況及び措置概要の取りまとめ・報告、災害調査統計に関すること。
- (30) 義援金品等の受付、保管に関すること。
- (31) 情報連絡員(リエゾン)等の応援の受入れに関すること。
- (32) 各部との連絡調整に関すること。
- (33) その他各部に属さないこと。
- (34) その他特命事項に関すること。

[町民税務部]

- (1) 住民の避難誘導に関すること。(消防機関と警察機関と合同で実施)
- (2) 被災者名簿の作成に関すること。
- (3) 被災者の町税の減免等の措置に関すること。
- (4) 一般的被害(人的被害を中心とする)の調査に関すること。
- (5) 災害時の防犯及び交通安全に関すること。
- (6) 被災地の塵芥・汚物・死亡獣畜の処理に関すること。
- (7) 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の処理、埋葬に関すること。
- (9) 死体の火葬に関すること。
- (10) 被災地の防疫の後方支援に関すること。
- (11) 廃棄物処理施設等の被害調査及び復旧対策に関すること。

[健康福祉部]

- (1) 要配慮者の避難誘導に関すること。
- (2) 避難行動要支援者の移送に関すること。
- (3) 福祉施設利用者の避難誘導に関すること。
- (4) 救護施設(医療救護所)の設置計画及び実施に関すること。
- (5) 被災住民への救援物資、生活物資等の支給、貸与に対する後方支援に関すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し及び食糧品等の支給に対する後方支援に関すること。
- (7) 医療機関との連絡調整に関すること。
- (8) 救護医療班編成及び運営(上川郡中央部医師会の指示に基づく)に関すること。

- (9) 医療及び助産に必要な医薬品、衛生資材、救急薬品の確保に関すること。
- (10) 医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成及び事務に関すること。
- (11) 医療施設の警防及び災害復旧対策に関すること。
- (12) 日赤救助機関との連絡調整に関すること。
- (13) 保育所園児等の避難誘導、収容及び災害時の保育園の管理運営に関すること。
- (14) 被災保育所等の医療、防疫に関すること。
- (15) 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
- (16) 被災地の防疫に関すること。
- (17) 被災者の生活援護及び相談に関すること。
- (18) 被災者の健康管理指導に関すること。
- (19) 防災ボランティアとの連携活動に関すること。

[産業振興部]

- (1) 要配慮者の移送に関する後方支援に関すること。
- (2) 災害時の応急食糧の確保・供給に関すること。
- (3) 農業施設及び農作物等の被害調査、応急対策に関すること。
- (4) 農地及び農業施設の災害復旧対策に関すること。
- (5) 被災農家等の援護及び経営指導に関すること。
- (6) 農業関係機関、農業団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
- (8) 被災農畜作物の防疫及び衛生に関すること。
- (9) 被災地の家畜の防疫及び衛生に関すること。
- (10) 農作物種子等農業用生産資材及び家畜飼料の確保・配分に関すること。
- (11) 林業施設及び林産物の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- (12) 山火事消防に関すること。
- (13) 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- (14) 商工業者の被害調査及び災害復旧対策並びに金融に関すること。
- (15) 災害時の物価対策に関すること。
- (16) 観光事業関係の被害状況調査及び災害復旧対策に関すること。
- (17) 労働相談に関すること。

〔建設水道部〕

- (1) 一般住宅被害(住宅を中心とし、非住宅被害を含む)の調査、応急対策に関すること。
- (2) 道路、橋梁、河川、上下水道等の被害調査及び応急措置、災害復旧(資材確保含む)に 関すること。
- (3) 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保、制限に関すること。
- (4) 災害時における応急仮設住宅の建設に関すること。

- (5) 被災公営住宅の応急対策及び相談に関すること。
- (6) 災害時における建設機械による救出、輸送に要する車両の配車及び協力依頼に関すること。
- (7) 災害時における障害物の除去に関すること。
- (8) 応急対策、復旧対策資材の輸送に関すること。
- (9) 被災地の応急給水及び飲料水の供給に関すること。

[教育部]

- (1) 児童生徒の避難及び救護に関すること。
- (2) 学校施設、社会教育施設、体育施設等の避難所への設営に関すること。
- (3) 要配慮者の集団での移送に関すること。
- (4) 被災者及び救護活動協力者への給食、炊き出しの後方支援に関すること。
- (5) 児童生徒に対する学用品等の給与及び医療、防疫に関すること。
- (6) 社会教育、体育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- (7) 社会教育、体育施設の入場者の避難誘導に関すること。
- (8) 被災学校の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
- (9) 災害時における応急教育に関すること。
- (10) 文化財の保護及び応急対策に関すること。
- (11) 教育関係住民組織との連絡調整に関すること。

4 災害対策本部の設置及び廃止

本部の設置は、基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、町長が次の設置基準に該当すると認めた場合設置する。

- [設置基準]① 気象等に関する特別警報が発表され、被害が甚大であると予想されるとき。
 - ② 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想されるとき。
 - ③ 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。
 - ④ 予想されない重大な被害が発生したとき。
 - ⑤ その他本部長が必要と認めたとき。

本部を設置したときは、直ちにその旨を次に掲げるものに通知及び公表する。廃止のときは、設置に準ずるものとする。

〔設置、廃止 ① 北海道知事(上川総合振興局長)

の通知公表〕② 所轄警察署長(鷹栖駐在所長)

- ③ 旭川市消防長
- ④ 隣接市町長

- ⑤ 庁内職員
- ⑥ 関係機関、団体等

[廃止の時期] ① 町長の判断に基づき、予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(1) 標示板 (標旗)の掲出

本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板(図 2-1)を掲出しなければならない。

(2) 本部に従事するものは、必要に応じて腕章等を着用するものとする。

5 関係機関連絡室

本部と関係機関との連絡を図るため、災害対策本部に関係機関連絡室を設置する。関係機関には連絡員を派遣するよう要請する。

6 現地災害対策本部

本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

7 本部長の職務代理者の決定

副本部長(副町長及び教育長)

図 2-1 [標示板]

鷹

栖

町

災害

対

策

本部

第3節 職員の動員計画

この計画は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

1 非常配備体制

町は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに 災害発生後における応急対策を迅速かつ強力に推進するため、非常配備体制をとるものとする。 ただし、本部が設置されていない場合においても、必要と認めたときは非常配備の基準によ り配備体制をとるものとする。

非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は表 2-1 及び図 2-2 のとおりとし、配備の 決定は本部長が行う。

- (1) 第1非常配備体制下の活動(本部設置前・準備体制)
 - ア 事務局長は、本部長の配備指令を受け、各部長等に通知するものとする。
 - イ 総務企画部長は、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとって気象、その他災害に 関する情報を収集し、事務局長を通じて本部長に報告するとともに関係部長に連絡する。
 - ウ 各部長等は、情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行うものとする。
 - エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課の所在場所に待機するものとし、各部長において人数を増減するものとする。
- (2) 第2非常配備体制下の活動(本部設置前・警戒体制)
 - ア 本部の機能を円滑ならしめるために、必要に応じて本部員会議を開催する。
 - イ 各部長等は、情報の収集及び連絡体制を強化する。
 - ウ 事務局長は、関係部長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとと もに緊急措置について本部長に報告するものとする。
 - エ 各部長発議の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - (ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。
 - (イ) 装備、物資、資器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地(被災予定地)へ配備するものとする。
 - (ウ) 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化するものとする。

(3) 第3非常配備体制下の活動(本部設置・出動体制)

各部所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各部長等はその活動 状況について、事務局長を通じ本部長に報告するものとする。

2 本部職員等に対する伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

事務局長は、本部長の指示により各部長等に対し、第1非常配備あるいは第2非常配備、 さらに本部を設置した場合は、本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものと する。

各部長等は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その 他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

各非常配備体制下の伝達系統については、図2-2のとおり。

(2) 休日又は退庁後の伝達

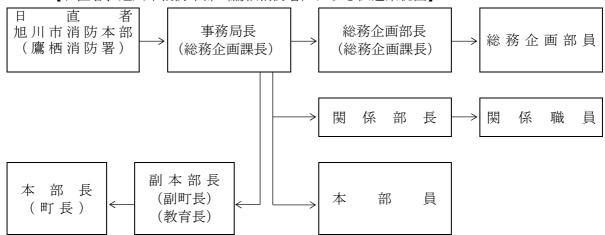
ア 日直者による非常伝達

日直者は、次の情報を受信したときは、速やかに事務局長に連絡することとする。

- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- (イ) 災害が発生し若しくは発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。
- イ 旭川市消防本部 (鷹栖消防署) からの非常伝達

旭川市消防本部 (鷹栖消防署) に同様の通報があった場合は、事務局長に連絡して必要な指示を受け必要に応じて関係部長に通知するものとする。

【日直者、旭川市消防本部(鷹栖消防署)による伝達系統図】



(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

3 非常配備体制下の基本的活動要領

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を事務局長を通じ各部長等に通知するものとし、通知を受けた各部長等は、直ちに所定の配備を行うものとする。

また各部長等は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう「非常配備基準及び体制」を常に備え、体制の整備をしなければならない。

4 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部長等は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに事務局長を通じて本部長に報告するものとする。

5 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、 所属部長に報告し、指示を受け現場での指揮監督を行うものとする。

6 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

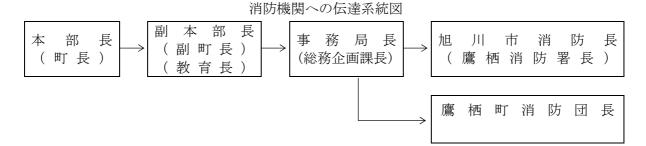
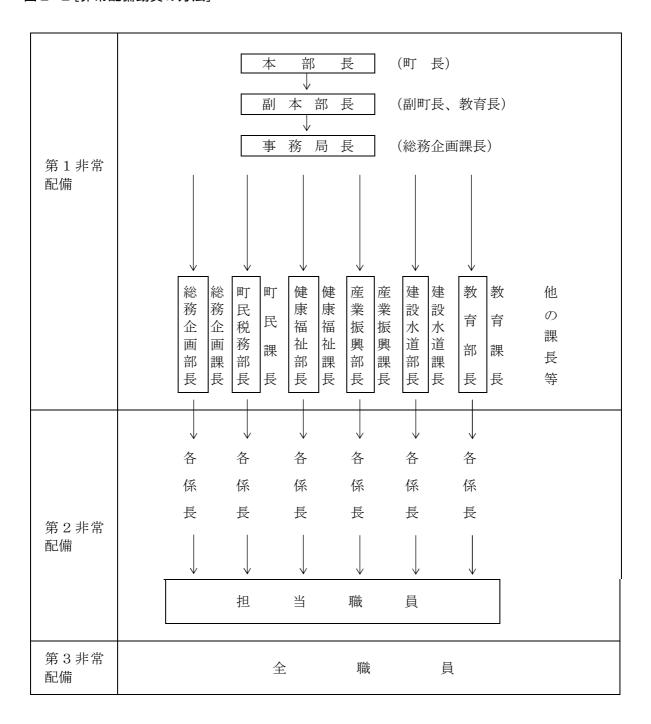


表 2-1 [非常配備基準及び体制]

区分		種	別	配	備	内	容	任	務	担	当	課
災害対策本部設置前	第 1 非常配備 準備体制]	 気象業務法に基に関する情報又は表され、災害が予とき 震度4の地震がとき その他必要によが必要と認めたと 	警報が発 想される 発生した り本部長	部情をで備	当たる 退連絡 もっっ 、 体制	に総務 のか で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	各部も次移	本の開催を開催を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を	又集・ 連絡	総務企 建設水 理事者 各課長	道課	
	第2非常配備 警戒体制]	 局地的な災害の 想される場合、又 たとき 震度5弱・強の 生したとき その他本部長が めたとき 	は発生し地震が発	って 災害 ちに	当たる 発生る 非常	要もとも動せるという	で、に直開始	開催情報中	長の指こ入り	を含		備体制系長等
災害対策本部設置	第3非常配備 出動体制〕	 気寒さいでは、される場とのでは、される場とのでは、されるのでは、されるのでは、されるのでは、されるのでは、されるのでは、されるのでは、されるのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないではないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	がと害又想被 地にはと大甚きのはさ害 震なこきなで 生害、発 発とら 害	をも で状	って 況に。 動が	本当たののおおおります。	もの害応		長の命)炎般を	全職員		

〔備考〕 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

図2-2[非常配備動員の方法]



第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に 不足を生じた場合は、本部長は、各住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導
- (2) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (3) 避難所等の管理運営及び被災者の世話
- (4) 義援金品の募集及び整理
- (5) 本部が行う人員、物資の輸送
- (6) 災害情報収集と本部への連絡に関すること
- (7) その他救援活動に必要で、本部長が協力を求めた事項

2 協力要請先

住民組織及び団体の名称	代 表 者	連 絡 先	備考
各 町 内 会	各町内会長	各会長宅	
鷹栖町赤十字奉仕団	委 員 長	委 員 長 宅	
各地区住民センター	各管理団体等代表	各管理団体等代表宅	

3 住民に対する伝達方法

住民に対する伝達方法は、第3章第4節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」によるほか、地域情報連絡員に対しても行うものとする。

4 地域情報連絡員

地域情報連絡員は、各町内会長、又は農事組合長をもって充てる。

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象予報(注意報含む)、警報、並びに情報等(以下「気象警報等」という。)の収集、通報及び伝達等が、円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するために、次に定めるところによるものとする。

第1節 気象情報等の伝達計画

1 伝達を要する気象警報等の種類及び発表基準

気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいて発表される気象警報等などの種類及び基準値(鷹栖町)は、次のとおりである。

- (1) 気象注意報及び警報関係
 - 警報・注意報発表基準については、表3-1のとおりとする。
- (2) 火災警報関係

気象の状況が、火災予防上危険であると認めて発令する警報の基準は、第4章第6節「消防計画」による。

(3) 気象情報関係

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別 警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

(4) 十砂災害警戒情報

北海道と旭川地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

上川・留萌地方内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測 (地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した ときに、府県気象情報の一種として発表する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、上川・留萌地方に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象警報等及び北海道(上川総合振興局)が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。 気象警報等伝達系統図については表3-2、関係機関等の連絡先一覧については表3-3のとおりとする。

また、休日、時間外の場合、日直等は総務企画課長に連絡するものとする。

表 3-1 [警報·注意報発表基準一覧表]

1 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

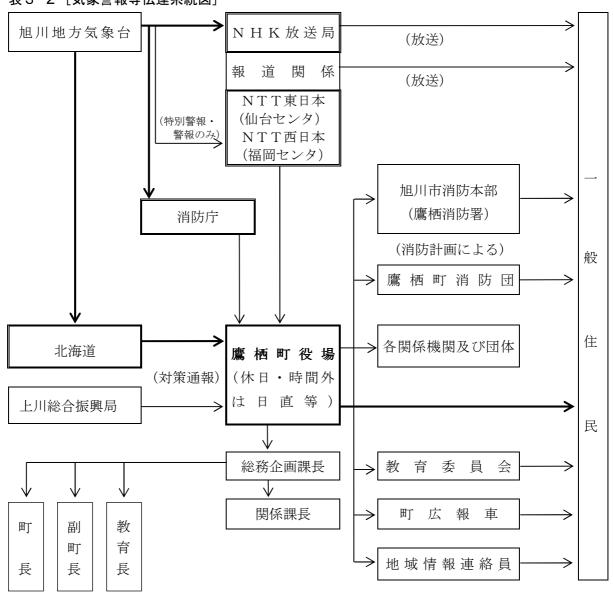
2 警報·注意報発表基準

平成 28 年 5 月現在 発表官署 旭川地方気象台

				発表官署 旭川地方気象台	
	府県予報区		上川·留萌地方		
鷹栖町	一次細分区域		上川地方		
	市町村等をまとめた地域		上川中部		
	4=	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm	
	大雨 	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117	
		•	雨量基準	-	
			流域雨量指数基準 オサラッペ川流域=15		
荷女 土P	洪水		複合基準	-	
警報			指定河川洪水予報	不 始以上法[/[4/4]]	
			による基準	石狩川上流[伊納] 	
	暴風		平均風速	16m/s	
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm	
	大雨		雨量基準	1時間雨量 30mm	
			土壌雨量指数基準	87	
	洪水		雨量基準	_	
			流域雨量指数基準	オサラッペ川流域=8	
			複合基準	_	
			指定河川洪水予報	石狩川上流[伊納]	
			による基準	1日 行川 上流[1尹称]	
注意報	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		60mm 以上:24 時間雨量	と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧		視程	200m	
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上		
			②積雪の深さ50cm 以上で、日平均気温5℃以上		
			4月~6月、8月中旬~10月:(平均気温)平年より6℃以上低い		
	低温		7月~8月上旬:(気温)1	14℃以下が 12 時間以上継続	
			11 月~3 月:(最低気温)平年より12℃以上低い		

		電相	最低気温 3℃以下	
		着氷		
		着雪	気温 0℃くらいで、強度並	以上の雪が数時間以上継続
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

表 3-2 [気象警報等伝達系統図]



- (二重線)で囲まれている期間は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
- → (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周囲の措置が義務付けられている伝達

表 3-3 [関係機関等の連絡先一覧]

関 係 機 関 名	連絡先の代 表 者 名	所 在 地	電話番号
鷹栖町教育委員会	教育長	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2028
旭川市消防本部 旭川市鷹栖消防署	消防長 署長	旭川市7条通10丁目 鷹栖町南1条3丁目5番2号	0166-23-4556 0166-87-2042
北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所	所長	旭川市永山1条21丁目3番21号	0166-48-2131
北海道財務局旭川財務事務所	所長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-31-4151
北海道農政事務所 旭川地域センター	センター長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-76-1279
旭川地方気象台	台長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32-7102
上川中部森林管理署	署長	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206
日本郵便㈱鷹栖郵便局	局長	鷹栖町南1条2丁目9番24号	0166-87-2660
日本郵便㈱旭川東郵便局	局長	旭川市東旭川町共栄98番4号	0166-36-0601
陸上自衛隊第2師団	師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
上川総合振興局	総合振興局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5150
旭川建設管理部	部長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5355
南部森林室	室長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5390
保健環境部保健行政室 (上川保健所)	室長 (保健所長)	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5137
上川教育局	局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-4942
旭川中央警察署	署長	旭川市6条10丁目	0166-25-0110
旭川中央警察署 鷹栖駐在所	所長	鷹栖町南1条3丁目1番16号	0166-87-2211
旭川中央警察署 北野駐在所		鷹栖町北野東3条1丁目1番6号	0166-87-2310
旭川中央警察署 北斗駐在所		鷹栖町13線15号	0166-87-2446
日本放送協会旭川放送局	局長	旭川市6条6丁目右10	0166-24-7000
東日本電信電話㈱ 北海道事業部 北海道北支店	支店長	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
日本銀行旭川事務所	所長	旭川市4条9丁目	0166-23-3181
北海道電力㈱旭川支店	支店長	旭川市4条12丁目	0166-23-1121
日本赤十字社北海道支部 上川地区	地区長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5982
一般社団法人 上川郡中央医師会	会長	美瑛町北町2丁目2-17	0166-92-8022

第3章 災害情報通信計画

たいせつ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市東鷹栖1条3丁目	0166-57-2311
あさひかわ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市豊岡4条1丁目	0166-31-0111
上川中央農業共済組合	組合長理事	旭川市東旭川町下兵村517番地	0166-36-2162
大雪土地改良区	理事長	旭川市東鷹栖4条5丁目	0166-57-2919
公益社団法人北海道薬剤師会	支部長	旭川市金星町1丁目2番15号	0166-29-2422
旭川支部			
公益社団法人北海道獣医師会 上川支部	会長	旭川市宮下通14丁目右1号	0166-24-1600
旭川地区バス協会	会長	旭川市東旭川町共栄128	0166-34-6431
鷹栖町商工会	会長	鷹栖町南1条1丁目1番26号	0166-87-2210
鷹栖町森林組合	代表理事組合長	鷹栖町南1条3丁目	0166-87-2277
浅井医院	院長	鷹栖町南1条2丁目1番3号	0166-87-2002
鷹栖歯科	所長	鷹栖町南1条2丁目	0166-87-2105
くりやま歯科クリニック	院長	鷹栖町南1条6丁目1番3号	0166-59-3222

第2節 地震に関する情報の伝達計画

1 担当官署及び区域

地震に関する情報は、一定基準以上の地震が発生したとき札幌管区気象台が発表し、旭川地 方気象台が伝達する。

(1) 地域名称及び内陸の震央地名

北海道では、336地点で震度の観測を行っており、そのうち上川管内では気象庁震度観測点8か所、自治体震度観測点8か所、防災科学技術研究所19か所の合計35か所の観測点がある。

鷹栖町の地域名称及び内陸の震央地名、震度観測点の名称は次のとおり。

地域名称:上川地方中部

内陸の震央地名:上川地方中部

情報用市町村名称:鷹栖町

震度観測点名称:鷹栖町南1条

観測点所在地:鷹栖町南1条3丁目5番1号

(2) 地震に関する情報の種類と内容については次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	•震度3以上	地震発生約1 分半後に、震度3 以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は 発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する 情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報 発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関す る情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや 地震が多発した場合の震度1以上を観測

		した地震回数情報等を発表。
	3 pt = 201	観測した各地の地震データをもとに、1km
推計震度分布図	· 震度5弱以上	四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図
		情報として発表。
	国外で発生した地震について以下の	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びそ
	いずれかを満たした場合	の規模(マグニチュード)をおおむね 30 分
遠地地震に関する	・マグニチュード 7.0 以上	以内に発表。
情報	・都市部など著しい被害が発生する可	
	能性がある地域で規模の大きな地震を	日本や国外への津波の影響に関しても記
	観測した場合	述して発表。

イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地 方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表し ている資料

地震解説資料	担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間 地震概況	地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために、管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁・管区気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

2 情報の伝達

地震に関する情報は、本章第1節「気象情報等の伝達計画」に基づき、広報車、ファクシミリ、有線放送、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

- (1) 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は総務企画課が受理するものとし、勤務時間外(夜間・休日)は日直等が受理する。
- (2) 総務企画課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに町長、副町長、教育長に報告するとともに、関係課長等に連絡するものとする。

また、日直等が受理した場合は、速やかに総務企画課長に連絡するものとする。

3 地震動警報及び予報の伝達

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、地震動警報及び予報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(1) 地震動警報等の種類及び実施基準等

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動特別警報	緊急地震速報 (警報) 又は	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想 される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのあ る旨を警告して発表するもの
地震動警報	緊急地震速報	このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に 位置付ける。
地震動予報	緊急地震速報 (予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたと きに発表するもの

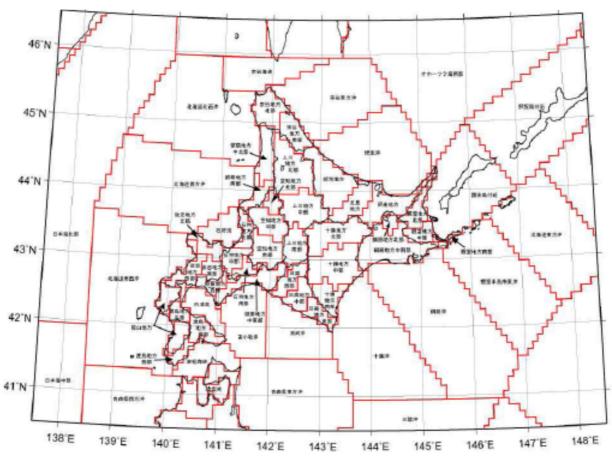
(2) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震・津波に関する情報を用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部(和寒町、剣淵町、下川町)、中川郡の一部 (美深町、音威子府村、中川町)、雨竜郡の一部(幌加内町)
上川地方中部	旭川市、上川郡の一部(鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町)
上川地方南部	富良野市、空知郡の一部(上富良野町、中富良野町、南富良野町)、勇払郡の一部(占冠村)

(2) 震央地名



気象庁震度階級関連解説表

			1	ı				1	
震度	人の体感・ 行動	屋内の状況	屋外の状況	木 造 建	物(住宅)	鉄筋コン 造 養	クリート 建 物	地盤の	斜面等の
階級				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	状 況	状 況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 屋内で静かにしている 人の中には、揺れをわずかに感じる人がい			く、昭和57年以降 傾向がある。した 壁の配置などに。 あるため、必ず	以前は耐震性が低 降は耐震性が高い かし、構法の違い より耐震性に幅が しも建築年代が古 耐震性の高低が決	く、昭和57年以降	以前は耐震性が低 条は耐震性が高い		
2	る。			まるものではない 耐震性は、耐震 ることができる。 ※木造の壁のひい 壊は、土壁(割 タル仕上壁(ラ	い。既存建築物の 診断により把握す	平面的、立面的が より耐震性に幅が しも建築年代が 耐震性の高低が い。既存建築物の	いし、構造形式や な耐震壁の配置に があるため、必ず ちいというだけで 快まるものではな り耐震性は、耐震 することができ		
3	どが、揺れを感じる。 歩いている人の中に は、揺れを感じる人も いる。眠っている人の 大半が、目を覚ます。			壁は、建物の変形 も、モルタル等) やすくなる。 ※木造建物の被	形が少ない状況で が剥離し、落下し 害は、地震の際の 継続時間によって	物の主体構造に昇	- ト造建物は、建 ど響を受けていな 数なひび割れがみ 5。		
4	歩いている人のほとん どが、揺れを感じる。 眠っている人のほとん どが、目を覚ます。	が、倒れることがあ る。	自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5弱	え、物につかまりたい と感じる。	は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひ び割れ・亀裂がみ られることがあ る。			JIV 11. * 2.2 × 44.	落石やがけ 崩れが発生 することが ある。
5強	まらないと歩くことが	の本で落ちるものが多 くなる。テレビが台か ら落ちることがある。	窓ガラスが割れて落弦とがある。 はいないでいないでいないがある。 はいかい が崩れることがある。 はえ付けがが開れることである。 はなり、停止する車もある。		壁などにひび割れ ・		壁、梁、柱などの 部材に、ひび割れ ・亀裂が入ること がある。		
6 弱	立っていることが困難 になる。	大半が移動し、倒れる ものもある。ドアが開 かなくなることがあ る。		び割れ・亀裂がみ られることがあ る。	・亀 裂 が 多 く な る。 壁などに大きなひ び割れ・亀裂が入 ることがある。 瓦が落下したり、 建物が傾いある。 れるものもある。	部材に、ひび割れ ・亀裂が入ること がある。	部材に、ひび割れ ・亀 裂 が 多 く な る。	じることが ある。	地すべりが 発生するこ とがある。
6 強	立っていることができ ず、はわないと動くこ とができない。	ほとんどは移動し、倒 れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラス が破損、落下する建物 が多くなる。補強され ていないブロック塀の ほとんどが崩れる。	・亀裂がみられることがある。	び割れ・亀裂が入 るものが多くな る。 傾くものや、倒れ るものが多くな る。	・ 亀 裂 が 多 く な る。	部材に、斜めや× 状のひび割れ・亀 裂がみられること がある。 1階あるいは中間 階の柱が崩れ、倒 れるものがある。	れが生じる ことがあ る。	発生し、大
7	動くこともできず、飛	ほとんどが移動したり	壁のタイルや窓ガラス が破損、落下する建物 がさらに多くなる。補 強されているブロック 塀も破損するものがあ る。	・ 亀 裂 が 多 く なる。まれに傾くことが	るものがさらに多 くなる。	部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間 階が変形し、まれ	壁、架、柱などの× 線がは、斜めや・亀 製が多くなる。 1階の柱ががあるいはれ、 はでいる。中間 はあるいがあくなる。		

^{※1} 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

^{※2}地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水道やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

^{※3} 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することも ある

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの
	供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規
路の規制等	制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異な
	る。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見
	舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況 (ふくそう) が起こることがある。
	そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害
	用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置つきのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転
	再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動による	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する
超高層ビルの揺れ	力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続
	き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらない
	と、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッ	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内容液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油が
シング	タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震 波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

<留意事項>

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。この表は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この表では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表
が(も)いる	現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

第3節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な指揮指令の伝達の方法については、次に定めるところによる。

第1 災害通信系統

(1) 住民から本部に対する連絡

第1系統 ———	NTT回線電話使用(一般用電話)
第2系統 ———	NTT回線電話使用(専用電話)
第3系統 ———	無線通信施設利用(アマチュア無線等)
第4系統 ———	伝令(自動車又は自転車使用)
第 5 系統 ————	伝令 (徒歩)

(2) 本部から上川総合振興局他各関係機関に対する連絡

第1系統 ———	NTT回線電話使用
第2系統 ———	北海道防災行政無線利用
第3系統 ———	伝令(自動車又は自転車使用)
第4系統 ———	伝令 (徒歩)

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

災害発生時において通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

災害時における非常通話又は緊急通話の取り扱いは、契約約款の規定により東日本電信 電話(株)北海道事業部の承認を受けた番号の加入電話を使用するものとする。

(1) 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若 しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内 容を事項とする手動接続通話。

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 102番 (局番なし) をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら

- (ア) 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。
- (イ) あらかじめ指定した登録電話番号と機関名を告げる。
- (ウ) 通話先の電話番号を告げる。
- (エ) 通話内容を告げる。
- ウ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。
- エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報 告又は警報に関する事項であって、緊急を要 するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは 予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要す る事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路等を含む。) の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に 関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又 は発生するおそれがある事を知った者と前 各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取り扱う。

通 話 の 内 容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (上記8に掲げるものを除く。)(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれ があることを知った者と上記(1)の機関と の間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間(2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害 状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可 欠な役務の提供その他生活基盤を維持するた めに緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(上記アの表及び本表 1~4(2)に掲げるものを除く。) 相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番 (局番なし) をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

- (ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- (イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- (ウ) 届け先、通信文等を申し出る。
- (4) 電気通信事業法の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達 を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を 受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機関等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 専用通信施設の利用

(1) 無線诵信施設

施 設 名	種類	免許人	設置場所
北海道防災行政無線	固定局(鷹栖町役場)	北海道	総務企画課
	基地局 (旭川市総合防災センター1局)		旭川市総合防災 センター
消防救急デジタル無線	移動局(携帯型4局)(車載型8局)(可搬型1局)	旭川市	旭川市鷹栖消防署

(2) 警察業務専用電話

各駐在所の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(3) その他、北海道地方非常通信協議会(事務局:北海道総合通信局陸上課)が定める機関別通信系統により行う。

4 通信途絶時の連絡方法

前記通信系統等をもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、 アマチュア無線の利用等、臨機応変な措置を講ずる。

第4節 災害情報等の報告、収集及 び伝達計画

この計画は、災害時において災害応急対策に必要な措置を実施するため、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に収集、通報するための計画である。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

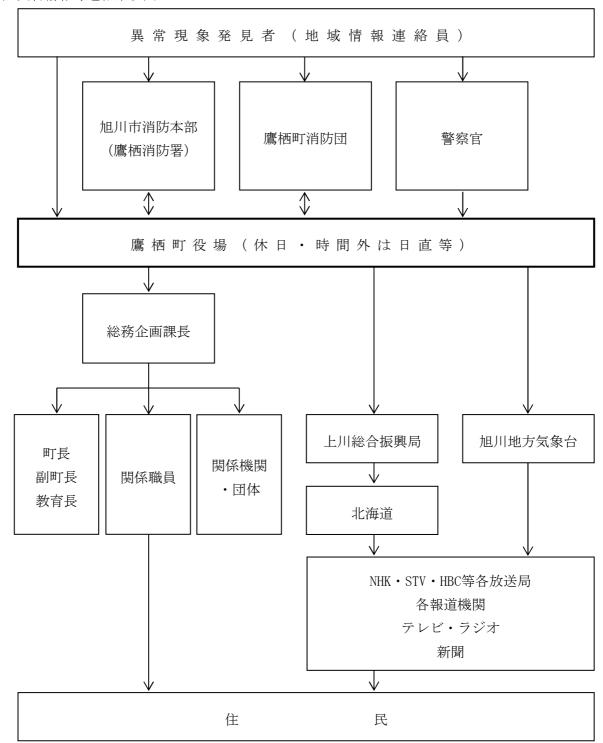
災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに鷹栖町役場、警察(駐在所を含む)、旭川市鷹栖消防署、鷹栖町消防団又は地域情報連絡員のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

発見者から通報を受けた警察官、消防署員、消防団員、地域情報連絡員は、直ちにこれを確認し鷹栖町役場に通報するものとする。

- (3) 鷹栖町から各関係機関及び住民への通報
 - ア 町長は、住民、警察官又は消防署員、消防団員、地域情報連絡員から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事(上川総合振興局長)及び旭川地方気象台に通報しなければならない。
 - イ 住民に対する災害情報の周知は、広報車、有線放送、北海道防災情報システム等により、 徹底を図るものとする。
 - ウ 住民、警察官又は消防署員、消防団員、地域情報連絡員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに総務企画課長に報告しその指示により処理するものとする。休日及び時間外については日直等が受理し、速やかに総務企画課長に報告するものとする。

(4) 災害情報等連絡系統図



2 地域情報連絡員

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各町内会長、又は農事組合長を地域情報連絡員とする。

- (1) 地域情報連絡員の任務
 - ア 地区内の防災に関する情報の通報

- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 応急対策についての協力
- エ 被害状況調査等についての協力

3 被害状況等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事 (上川総合振興局長) に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、又は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁)に報告するものとし、消防庁長官から要請のあった場合については、第1報後の報告についても、引き続き、消防庁に報告する。また、関係のある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が、当初軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害 で、鷹栖町が軽微であっても上川管内全体が報告を要すると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの
- キ 消防機関への通報が殺到したとき
- ク 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したと き
- ケ その他特に指示のあった災害

(2) 報告の種類

ア 災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告(様式3-1)の様式により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共 機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除く。

(ア) 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告(様式3-2)の様式により、件数のみ報告すること。

(イ) 中間報告

被害状況が判明し次第、被害状況報告(様式3-2)の様式により報告すること。 なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期 について特に指示があった場合は、その指示による。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した場合は、事後15日以内に被害状況報告(様式3-2)の様式により報告すること。

(3) その他の場合

災害の報告は、災害情報、被害状況報告のほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(4) 報告の方法

- ア 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により報告するものとする。
- イ 被害状況報告のうち、最終報告については被害状況報告(様式3-2)の様式提出により報告するものとする。
- (5) 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、被害状況判定基準(様式3-3)のとおりとする。

(6) 災害情報等連絡責任者

責任者: 総務企画課長 代理者: 総務企画課情報防災係長

様式3-1

災害情報報告(速報 中間 最終)

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

							災		害	情	報						
	報	告 日	1	時		月	日	時	現在	発	受信日	時		月	目	時	分
	発	信機	幺	関						受	信機	関					
(総	合振り	興局又に	ま振	長興局・						(総合	振興局又は挑	長興局・					
		町村名									市町村名等)						
発信者											信						
(職・氏名)											(職・氏名)					
発生場所																	
	発	生目	1	時		月	日	時	分	3	災害の原因	3					
		雨		量													
気象等の状況		河川	水	位													
		潮位	波	高													
		風		速													
		その															
ライフライン関係の状		道		路													
		鉄		道													
		電水		話 道													
関 係		(飲料	扑办	()													
の状況		電		気													
況		その) /	他													
				(名	称												
(1) 災害対策本部等 の設置状況			(設計	置日時))	月		日	時	分設置	置						
				40.													
			(名	称		п		-	n+-	/\ =n. P	pat.						
				(設)	置日時		月		日	時	分設置				44		
(2) 災害救助法の適			地区名				被害棟数		り災世帯			b	災人数				
			法の適														
	月状汚	2			(救馬	助実施	内容)										

			地区名		避難	推場所	人数	日時
応	(3) 避難の状況	自主避難 避難勧告 避難指示						
急措置の	(4) 自衛隊派遣 要請の状況							
状況	(5) その他措置 の状況							
			(ア)出	動人員			(イ)主な活	動状況
			市町村職員		名			
	(6) 応急対策出		消防職員		名			
	動人員		消防団員		名			
		その)他(住民等)		名			
			計		名			
	その他	(`後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式3-2

被害状况報告(速報 中間 最終)

													月	F	l	時現	在
	災害発生日時			月	日	時	分		災	と害の原因							
	災害発生場所																
71.6		機関](市町村)名						_	機	関(市町村)名						
発信			職・氏名						受信		職・氏名						
16			発信日時		月		時	分	16		発信日時		月	日	時		分
		項	 目		件数等	被急	害金額(−	千円)		J	頁 目		件数等	被割	手金額((千円))
1		死	者	人			人別の.				河 川	箇所					
人		行力	7不明	人			、年令				海岸	箇所					
的		重	傷	人		は、 ⁷ 告	補足資:	料で報		道	砂防設備	箇所					
被		軽	傷	人						工	地すべり	箇所					
害			計	人					_	事	急傾斜地	箇所					
				棟					(5)	7	道路	箇所					
		全	壊	世帯					土		橋 梁	箇所					
				人							小 計	箇所					_
				棟						市	河 川	箇所					
2		半	壊	世帯		1			木	町	道 路	箇所					
住				人		1				村工	橋 梁	箇所					
圧				棟					被	事	小 計	箇所					
		— 🛱	邓破損	世帯							港湾	箇所					
家				人					4		漁港	箇所					
				棟					害	下水道		箇所					
被		床」	- 浸水	世帯						公 園 崖くずれ		箇所					
1972				人								箇所					
				棟													
害		床	下浸水	世帯							計	箇所					
				人						漁	沈没流出	隻					
				棟							破 損	隻					
			計	世帯					6	船	計	隻					
				人					水	i	漁港施設	箇所					
3	全壊		公共建物	棟					産	-	共用利用施設	箇所					
非			その他	棟							その他施設	箇所					
住	半壊		公共建物	棟					被	ì	漁具 (網)	件					
家			その他	棟					害		水産製品	件					
被	計		公共建物	棟							その他	件					
害			その他	棟						1	計						
		田	流失・埋没等	ha]		林地	箇所					
			浸冠水	ha						道	治山施設	箇所					
	農地	畑	流失・埋没等	ha							林道	箇所					
4			浸冠水	ha					7	有	林 産 物	箇所					
農	rth // -1/		<u>用</u>	ha						林	その他	箇所					
╨	農作物		畑	ha					林		小計	箇所					
業	農業用施設 箇		箇所					業		林 地	箇所						
被			箇所					被		治山施設	箇所						
1//	営農施設 箇所						害	般	林 道	箇所							
害			E被害	箇所						般民有林	林産物	箇所					
i i		そ	の他	箇所					1	林	その他	箇所					
									1		小 計	箇所					
l '			計								計	箇所					

第3章 災害情報通信計画

	項	Į į		件数等	被害金額(千円)		項	目	件数等	被害金額(千円)
		水 道	箇所			11)	社会教育施設被害	箇所		
	Ħ	公 立	箇所			① 社	上会福 公 立	箇所		
⑧	1号	個 人	箇所				直設等 法 人	箇所		
8衛生被害	青掃	一般廃棄物処理	箇所			被害	計	箇所		
被害	施設	し尿処理	箇所				鉄道不通	箇所		_
吉 -	1	火 葬 場	箇所			1	鉄道施設	箇所		
L		<u></u>	箇所				被害船舶(漁船除く			
⑨ 商工		商業	件			13	空港	箇所		
商工		工業	件			そ	水道	戸		_
H		そ の 他	件			1	電話	回線		_
被害		計	件			の	電気	戸		_
_		小 学 校	箇所			1	ガス	戸		_
10		中学校	箇所			他	ブロック塀等	箇所		_
公立			箇所			1	都市施設	箇所		
又 教 施 設		その他文教施設	箇所			1	40111/0012	固別	_	
⑩公文施被						-	** ** **	公 佐西		
		計	箇所				被害絲	_		
公	共力	施設被害市町村数	団体			火災	建物	件		
		り災世帯数	世帯			発生	厄険物	件		
		り災者数	人				その他	件		
消	防	職員出動延人数	人			消	防団員出動延人数	人		
		道(総合振興局又は振興	具局)							
災害	対									
策本	部									
	ļ	市町村名			名 称			設置日	時	廃止日時
の設	置									
状況										
7/17/1										
災害	汝									
nt. Ma										
助法	固									
用市	町									
村名										
		斗(※別葉で報告)								
		孫生場所 孫生年月日								
		デモエーテロ ドの種類概況								
		被害(個人別の氏名、性	別。年	合. 住所.	職業、被災場所、原	刃) –	→個人情報につき取れ	扱い注章		
		対応の状況	/33()	14 (12//11	1900100 1000000000000000000000000000000		IN CHIT INC - C - NO.			
		難の勧告・指示の状況								
		難所の設置状況								
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況									
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況										
・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										
	クC ロ 4: / ▼ / · I / ▼ / I II 3別収VVV									

様式3-3

被 害 状 況 判 定 基 準

初	坡害区分	判 断 基 準
① 人	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
的	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
被	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
害	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
2	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
住 家 被	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
恢	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。

初	按害区分	判
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土 砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
4	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
)農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間 (24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の 被害をいう。

存	皮害区分	判 斯 基 準
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び 農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、 育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため 防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑤ 土	急傾斜地崩壊防止	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
木	施設	(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
被害	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の 損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
害	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を 形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
6		動力船及び無動力船の沈没、流出、破損(大破、中破、小破)の被害をい
水産	漁船	う。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損と して取り扱う。
		(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
被害	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するも の。

存	波害区分	判 斯 基 準
	共同利用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共 同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施 設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
7	治山施設	既設の治山施設等をいう。
)林業被	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
被害	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
吉	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等 をいう。
⑧	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水 施設をいう。
生	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
被	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
害	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商コ		商品、原材料等をいう。
被急	王 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
① 20 設被	公立文教施 按害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、 幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
① 社 設初	上会教育施 技害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
	社会福祉施 等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児 童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設 をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
(12)	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
① そ	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
の他	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
TIE.	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をい う。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとと もに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 水防区域及び河川整備計画

町内の河川で、特に水防上警戒を要する区域は表 4-1 (P83) のとおりである。

2 地すべり・がけ崩れ等危険区域

- (1) 町内における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、表4-2 (P86)及び図4-1 (P87)のとおりである。
- (2) 災害危険区域現地調査要領による危険区域等は、表 4-3 (P86) 及び図 4-1 (P87) のとおりである。

3 危険物·爆発物等貯蔵所

町内における大規模な工場、危険物の貯蔵所及び取扱所は、表4-4 (P88) のとおりである。

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 道道路線の除雪は、旭川建設管理部が行う。
- (2) 町道路線の除雪は、町(建設水道部)が行う。
- (3) 高速道路路線の除雪は、東日本高速道路株式会社が行う。
- (4) 鉄道は、北海道旅客鉄道㈱が行う。

2 除雪作業の基準

町(建設水道部)が管理する道路で、冬期間除雪を行い交通を確保する除雪作業の基準は、 次のとおりである。

区分	内	容
第1種	定期バス、公共施設に通じる路線を、	常時開通を図る。
第2種	地域の幹線道路で、交通途絶後3日以	内に開通させる。
第3種	準幹線道路で、経済効果を勘案し、交	通途絶後7日以内に開通させる。
第4種	上記以外の路線で、融雪時の雪割又は	緊急事態の発生時適宜実施する。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除(排)雪計画に基づいて主要幹線より順次除(排)雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話 概北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力㈱旭川支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し 必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 交通途絶地区の緊急対策

積雪が、はなはだしく交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

7 積雪時における消防対策

- (1) 町(建設水道部)は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。
- (2) 消防水利については、消防機関により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

8 雪崩防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、雪崩発生予想箇所に防止柵の設備を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

9 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため「雪おろし」等適切な管理を行うものとする。 町(総務企画部)は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月の間、必要 に応じ、広報紙及び広報車、回覧等により雪おろし奨励に努めるものとする。

10 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予報 (注意報を含む)、警報、並びに情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

第3節 融雪災害対策計画

この計画は、水防計画に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害を 予防することを目的とする。

1 気象情報の把握

融雪期においては、旭川地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を 的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に 留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域内の警戒

水防区域内及び雪崩、地すべり等の懸念のある地域、箇所の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町 (総務企画部)及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所、その他水害危険 区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町(総務企画部)は、関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を、事前に検討しておくものとする。
- (3) 町(建設水道部)は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活動を図るものとする。

4 水防資器材の整備、点検

町(総務企画部)及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に 水防資器材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを 行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底 に努めるものとする。

6 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第3節「避難救出計画」 の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係 機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第4節 土砂災害対策計画

地すべり等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための 予防対策は、本計画の定めるところによる。

1 現 況

町内には、地すべり等土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。

町における地すべり等の危険区域は第4章第1節「災害危険区域及び整備計画」に定めると おりである。

2 予防対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり等が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生するため、国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。

(2) 道

地すべり防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(3) 町

ア 住民に対し、地すべり危険区域等の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な 警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

イ 町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等 を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所等の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り 水)等の早期発見と通報協力について周知する。

3 警戒体制

町長は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒に 当たるものとする。警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 表層の状況

- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第3節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するほか、避難準備(要配慮者)情報を必要に応じて、伝達するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

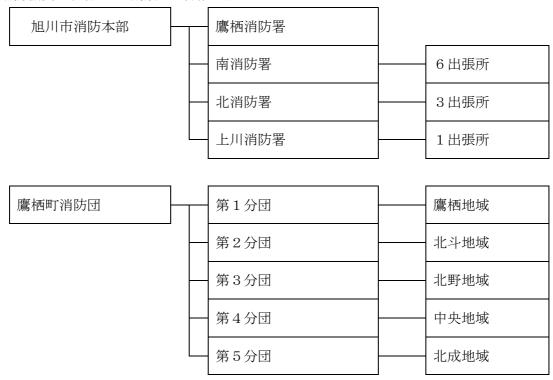
第5節 水防計画

町内の河川等による洪水やその他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、水防法(昭和24年法律第139号)第33条に基づき、水防管理者(町長)による「鷹栖町水防計画」(資料14)が別に定められており、水防活動はこれに基づいて実施する。

第6節 消防計画

この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、鷹栖町において大規模な火災又は爆発が発生し、 又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及 び運営等を定めるものである。

1 消防機関の組織及び消防団の管轄区域



2 車両一覧

鷹栖町が所有する消防用車両は次のとおりである。

旭川	800	は-1816	ヒノ	雲龍	特殊車両
旭川	8 8	た-1533	イスズ	鷹栖タンク	特殊車両
旭川	8 8	そ-1731	イスズ	天龍	特殊車両
旭川	8 3 0	さー 103	イスズ	王龍	特殊車両
旭川	8 8	そ-3505	イスズ	鳳龍	特殊車両
旭川	8 8	そー 958	イスズ	昇龍	特殊車両
旭川	8 3 0	さー1486	トヨタ	鷹栖支援	特殊車両
旭川	8 3 0	ナー 107	トヨタ	救急車	特殊車両

3 火災の予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、消防法に基づいた事業所等への防火査察の実施及び、住民 の防火に対する意識の啓発に努めるとともに、次により防火思想の普及を推進する。

(1) 防火意識の高揚

火災予防運動の実施、街頭宣伝、防火ポスターとチラシの配布、消火訓練等の促進を行う ほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。

(3) 防火査察、防火指導の実施

消防法等の規定に基づき防火対象物の所有者や管理者に対して、次の対策を推進する。

- ア 消防対象物への立入検査
- イ 防火管理者の選任及び消防計画の作成等の指導
- ウ 危険物施設の安全対策の指導

(4) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

4 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

ア 種類

火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の
	規定に基づき旭川地方気象台が上川総合振興局長に行う。
	通報を受けた上川総合振興局長は、鷹栖町長に通報するも
	のとする。
林野火災気象通報	林野火災気象通報は、上記火災気象通報の一部として行
	い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

イ 発令基準

(ア) 知事からの通報に基づき町長が発令する場合

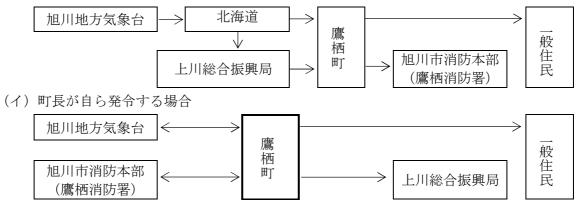
実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速10m/s以上が予想されるとき。ただし、平均風速が内陸で10m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(イ) 町長が自ら発令する場合

- a 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下の場合であって平均風速12m/s以上が予想されるとき又は12m/s以上になる見込みがあるとき。
- b 平均風速16m/s以上の風が継続して吹くとき又はその見込みがあるとき。

ウ 伝達図

(ア) 知事からの通報に基づき町長が発令する場合



(2) 火災警報

町長は、前記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めると きは、火災に関する警報を発令することができる。

(3) 火災警報発令条件

ア 発令基準

前記の火災警報発令基準による。

イ 伝達図

火災警報の伝達は、前記火災気象通報の伝達図による。

(4) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防署長は次の消防法施行規則第34条の規定による消防信号 により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

5 出動計画

消防隊員及び消防団員の出動は、地域の特殊性、防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、 あらかじめ出動計画をたて、団の出動並びに運用の適性を図るものとする。

(1) 消防団出動区域一覧表

出 動 分 団	分団担当区分
鷹栖消防団	鷹栖町全域
第 1 分 団	鷹栖地域
第 2 分 団	北 斗 地 域
第 3 分 団	北 野 地 域
第 4 分 団	中 央 地 域
第 5 分 団	北 成 地 域

消防団員の出動はサイレン吹鳴での非常招集による。

(2) 消防部隊の出動

次の種別に応じた部隊を編成し、出動する。

	出動種別	内 容
	建物火災	地階を除く階数が3階以下の建築物の火災を覚知したとき
	中高層火災	地階を除く階数が4階以上の中高層建物火災を覚知したと き
	危険物施設火災	危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物の取り扱い施設、ガス供給施設その他これらに類する施設等の火災を覚知したとき
مار	一般道車両火災	一般道における車両の火災を覚知したとき (トンネル内火災を除く。)
火災	一般道トンネル火災	一般道トンネル内における火災を覚知したとき
	高速自動車道車両火 災	高速自動車国道上の車両火災を覚知したとき (特殊火災に該当するものを除く。)
	林野火災	林野、原野等の火災を覚知したとき
	特殊火災	列車、電車、乗合バス等の車両火災若しくは、高速自動車 国道上の多重衝突事故(5台以上の車両の衝突事故をい う。)による車両火災、又は航空機の墜落等による火災を覚 知したとき
救	救急	救急活動を要する事象を覚知したとき(高速自動車道救急 に該当するものを除く。)
急	高速自動車道救急	高速自動車国道上の救急活動を要する事象を覚知したとき
	救助	救助活動を要する事象を覚知したときの出動(高速自動車 道救助、水難救助、危険排除に該当するものを除く。)
救助	高速自動車道救助	高速自動車国道上の救急活動を要する事象を覚知したとき
	水難救助	河川の流域における水難事故を覚知したとき
多数傷病者	多数傷病者救急救助	列車、電車又は乗合バス等の事故若しくは、高速自動車国 道上の事故により、多数の傷病者が発生した事象を覚知した とき
特	有毒ガス	特殊災害に満たない事象を覚知したとき (硫化水素、塩素、一酸化炭素等の発生した事象をいう。)
殊災害	特殊災害	生物剤又は化学剤を含む毒劇物等が事故により、又は人為 的(テロ行為を含む。)に散布等されたことに起因して発生 した災害を覚知したとき
	警戒	火災出動に満たない事象を覚知したとき (危険排除を除 く。)
警戒	ガス漏れ警戒	ガス漏れ事故を覚知したとき (中高層ガス漏れ警戒を除く)
	中高層ガス漏れ警戒	地階を除く階数が4以上の中高層建築物におけるガス漏れ 事故を覚知したとき
水防	水防	水災が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したと き

危険排除	危険排除	交通事故による車両からの潤滑油等の流出若しくは、軽易な風水害その他これらに類する事象、又は救助による消防隊の編成を要しない軽易な救助を覚知したとき
調査	調査	事後に覚知した火災の調査、災害調査、又は警防活動情報 の収集のための出動
救急支援	救急支援	救急隊の活動を支援するための出動

6 消防相互応援計画

町内で発生した火災、その他の災害を鎮圧するため隣接市町から応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」(資料10)に基づき出動を要請する。

7 救急計画

救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会及び関係機関との連携を図り、救助、救急活動の万全を期する。

第7節 防災訓練計画

この計画は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、基本法第48条の規定に基づき町長が単独で又は関係機関と緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災についての知識及び技術向上と住民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

1 訓練実施機関

訓練は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議の上、訓練計画 を作成し実施するものとする。

(1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実地訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、 広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施 する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、 給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

才 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

カ総合訓練

あらゆる災害を想定してこれらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

キ その他災害に関する訓練

林野火災、地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

第8節 防災知識普及計画

防災関係機関は、職員及び住民に対して防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に 努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者 を支援する体制が確立されるよう努める。

1 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- (1) 教育の方法
 - ア 講習会、研修会等の実施
 - イ 防災活動手引等印刷物の配付
- (2) 教育の内容
 - ア 町防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - イ 非常参集の方法
 - ウ 過去の主な被害事例
 - エ 防災知識と技術
 - オ 防災関係法令の運用
 - カ その他必要な事項

2 一般住民に対する防災知識の普及

- 一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。
- (1) 普及の方法
 - ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練等を実施して防災上必要な 知識の普及に努める。

社会教育においては、地区公民館、PTA、青年団体、婦人団体等の各種研修会等の社会 教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- イ 広報媒体等による普及
 - (ア) 町広報紙の活用

- (イ) 新聞の活用
- (ウ) 印刷物の活用
- (エ) 映画、ビデオ、スライドの活用
- (オ) 広報車の巡回による普及
- ウ 防災訓練の参加普及
- (2) 普及の内容
 - ア 町防災計画及び同計画による各機関の防災体制
 - イ 災害に関する一般的知識
 - ウ 過去の主な被害事例
 - エ 平素の心得
 - (ア) 住宅の点検
 - (イ) 応急救護
 - (ウ) 非常食糧及び飲料水 (一人につき3日分以上) の準備
 - (エ) 避難
 - (オ) 火災の防止
 - オ 災害発生時の心得
 - (ア) 場所別、状況別の心得
 - (イ) 避難の心得
 - (ウ) 被災した場合の心得
 - カ その他必要な事項

3 普及の時期

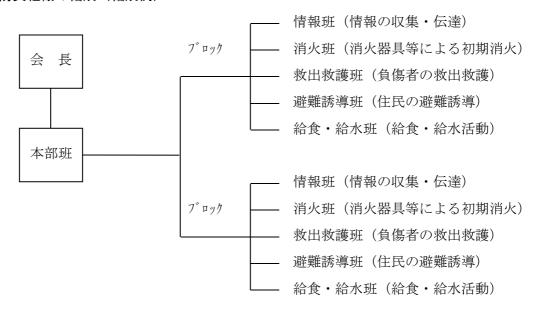
普及の内容により、火災予防期間、防災等月間など、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第9節 自主防災組織の育成等 に関する計画

地震等の災害発生の防止並びに災害発生時の被害を最小限に止めるためには、防災関係機関の ほか、自主組織による平常時及び災害発生時の防災活動が必要である。

そのため十分なる防災意識のもと、特に要配慮者の安全の確保、保護救済避難誘導など自発的 防災活動ができる家庭、地域、職場等の自主組織づくりを推進し、「自分たちの家族や財産は、自 分たちで守る。」という意識の普及を図る。

1 自主防災組織の編成(編成例)



2 自主防災組織の活動内容

自主防災体制の整備は、自主的活動目標を定め、平常時及び災害時における自主防災活動が 行われるよう指導するものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び 災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及 を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況 等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(工) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応 急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日ごろから点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

- (イ) 防災関係機関との連絡のための手段
- (ウ) 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に 応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、 火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難勧告、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、 がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者に対しては、住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の 支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 防災思想の普及徹底

町内会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に 応じた組織の育成を指導するものとする。なお、町内会及び事業所等によるモデル自主防災組 織の育成もあわせて指導強化に努める。

また、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第10節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要 支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成、定期的な更新を行うものとする。

また、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関係する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、関連する情報を整理、把握しておく。

(2) 避難行動要支援者の名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定の上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (4) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下のうち、いずれかに該当する者で在宅しており、自ら避難する事が困難である者とする。

- (ア) 身体障がい者(児)のうち障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- (イ) 知的障がい者(児)のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度がA判定の者
- (ウ) 精神障がい者(児)のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が 1級の者
- (エ) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (オ) 一人暮らしの高齢者(65歳以上)
- (カ) 高齢者のみの世帯 (75歳以上)
- (キ) (ア)~(カ)以外で避難支援等関係者等が災害時の支援が必要と認める者
- (3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援 等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を 講ずる。

ア 名簿を提供する避難支援等関係者

- (ア) 消防機関
- (化) 警察
- (ウ) 民生委員児童委員
- (工) 社会福祉協議会
- (オ) 町内会
- (カ) その他の避難支援等の実施に携わる関係者

3 情報伝達

町(総務企画部)が災害時等において、避難行動要支援者に対して行う災害情報等の伝達方法は、次に掲げる事項のうち、いずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広報車による伝達
- (2) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (3) 電話・ファックスによる伝達
- (4) 避難支援等関係者との連携により町内会等の協力を得て行う伝達
- (5) 北海道防災情報システム・緊急速報メールによる伝達

4 避難対策

避難行動要支援者に対する避難は、避難支援等関係者と連携を図り、隣人等の町内会の協力を得て避難誘導を行うものとする。この際町長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。なお、自力で避難できない場合などは、車両等を利用して行うものとする。避難所等においても、町(健康福祉部)及び町内会等と連携を図り、特に、虚弱高齢者、障がい者等の健康状態の把握などに努めるものとする。

5 社会福祉施設の防災対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織 体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき 行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、 各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施 する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

6 災害時の援助活動

町 (健康福祉部) は、避難行動要支援者の早期確認に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の発見

災害発生後、直ちに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期確認に努める。

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。 この際、避難行動要支援者を避難所等の責任者に引き継ぐと同時に名簿情報も引き継ぎ、避 難所等の生活支援を適切に行えるよう努める。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町等へ応援を要請する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

町(健康福祉部)は、避難支援等関係者の安全確保に努め、次のことについて避難支援等 関係者及び避難行動要支援者双方に十分説明し、理解を得るよう努める。

ア 避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であること。

イ 避難支援等関係者の行う支援は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行うも のであること。

7 外国人対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる避難行動要支援者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

- (1) 多言語による広報を検討する。
- (2) 避難所等・道路標識の災害に関する表示板の多言語化を促進する。

8 情報の守秘対策

避難行動要支援者名簿を提供された者は情報管理を図るよう、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿を提供された者は必要以上に名簿を複製してはならない。
- (2) 避難行動要支援者名簿を提供された者は、関係者外に情報が漏れないよう、保管には細心の注意を払うよう努めること。
- (3) その他必要に応じて適宜措置を講ずること。

別 表

〔重要水防区域〕・・・第4章第1節関係・・・P83、84 〔土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域〕 ・・・第4章第1節関係・・・P86

表4-1[重要水防区域](第4章第1節関係)

No.	河 川 名	流心距離	地 区 名	延長	km	災害要因	管理者	重要度
1	オサラッペ川	1.2 ~ 8.2	北野左岸	左岸	7. 00	堤防高	開発局	A
2	オサラッペ川	8.2 ~ 12.0	北斗	左岸	3. 54	堤防高	開発局	A
3	オサラッペ川	1.0 ~ 8.2	北野右岸	右岸	7. 09	堤防高	開発局	A
4	オサラッペ川	8.2 ~ 8.4	中央	右岸	0. 19	堤防高	開発局	A
5	オサラッペ川	8.4 ~ 8.6	中央	右岸	0. 20	堤防高	開発局	A
6	オサラッペ川	8.6 ~ 12.0	中央	右岸	3. 34	堤防高	開発局	A
7	オサラッペ川	10.2 ~ 10.6	北斗	左岸	0. 39	堤防断面	開発局	В
8	オサラッペ川	10.8 ~ 11.4	北斗	左岸	0. 57	堤防断面	開発局	В
9	オサラッペ川	11.6 ~ 12.0	北斗	左岸	0. 23	堤防断面	開発局	В
10	オサラッペ川	11.4 ~ 11.8	中央	右岸	0. 41	堤防断面	開発局	В
11	オサラッペ川	$3.7 \sim 6.5$	北野右岸	右岸	3. 01	漏水	開発局	В
12	オサラッペ川	1.7 ~ 1.8	北野左岸	左岸	0. 24	水衝・洗掘	開発局	A
13	オサラッペ川	3.4 ~ 3.5	北野左岸	左岸	0. 22	水衝・洗掘	開発局	В
14	オサラッペ川	7.0 ~ 7.1	北野左岸	左岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	A
15	オサラッペ川	8.0 ~ 8.1	北野左岸	左岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	В
16	オサラッペ川	8.8 ~ 8.9	北斗	左岸	0. 18	水衝・洗掘	開発局	A
17	オサラッペ川	10.7 ~ 10.8	北斗	左岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	A
18	オサラッペ川	11.4 ~ 11.5	北斗	左岸	0. 19	水衝・洗掘	開発局	В
19	オサラッペ川	1.9 ~ 2.0	北野右岸	右岸	0. 26	水衝・洗掘	開発局	A
20	オサラッペ川	3.9 ~ 4.1	北野右岸	右岸	0. 22	水衝・洗掘	開発局	В
21	オサラッペ川	4.2 ~ 4.3	北野右岸	右岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	В
22	オサラッペ川	$5.0 \sim 5.1$	北野右岸	右岸	0. 24	水衝・洗掘	開発局	В
23	オサラッペ川	$5.9 \sim 6.0$	北野右岸	右岸	0. 23	水衝・洗掘	開発局	A
24	オサラッペ川	6.7 \sim 6.8	北野右岸	右岸	0. 22	水衝・洗掘	開発局	В
25	オサラッペ川	7.8 ~ 8.0	北野右岸	右岸	0. 22	水衝・洗掘	開発局	В
26	オサラッペ川	8.9 ~ 9.0	中央	右岸	0. 22	水衝・洗掘	開発局	В
27	オサラッペ川	9.0 ~ 9.1	中央	右岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	A
28	オサラッペ川	9.2 ~ 9.3	中央	右岸	0. 18	水衝・洗掘	開発局	В
29	オサラッペ川	10.0 ~ 10.1	中央	右岸	0. 19	水衝・洗掘	開発局	В
30	オサラッペ川	11.7 ~ 11.8	中央	右岸	0. 21	水衝・洗掘	開発局	A
31	オサラッペ川	0.02	天女川橋梁			工作物	JR 北海道	В
32	オサラッペ川	0.28	チノミシリルイカ橋			工作物	旭川市	A
33	オサラッペ川	0.89	嵐山人道橋			工作物	旭川市	A
34	オサラッペ川	1.76	オサラッペ川橋			工作物	NEXCO 北海道	A

第4章 災害予防計画

No.	河 川 名	流心距離	地 区 名	延長 km	災害要因	管理者	重要度
35	オサラッペ川	1.89	白河橋		工作物	北海道	A
36	オサラッペ川	2.84	近文橋		工作物	鷹栖町	A
37	オサラッペ川	4.85	鷹栖橋		工作物	北海道	A
38	オサラッペ川	5. 43	北野橋		工作物	鷹栖町	A
39	オサラッペ川	6. 65	浄福橋		工作物	鷹栖町	A
40	オサラッペ川	8.46	青竜橋		工作物	鷹栖町	A
41	オサラッペ川	9. 20	治水橋		工作物	鷹栖町	A
42	オサラッペ川	10.78	中央橋		工作物	鷹栖町	A
43	オサラッペ川	11. 35	比翼橋		工作物	鷹栖町	A
44	オサラッペ川	11.86	木下橋		工作物	木下直吉	A
45	オサラッペ川	$3.2 \sim 3.6$	北野左岸	左岸 0.41	重点区間	開発局	
46	オサラッペ川	9.4 ~ 9.8	北斗	左岸 0.38	重点区間	開発局	
47	オサラッペ川	$3.2 \sim 3.6$	北野右岸	右岸 0.38	重点区間	開発局	
48	オサラッペ川	11.6 ~ 11.8	中央	右岸 0.21	重点区間	開発局	
49	オサラッペ川	3.40	北野左岸	左岸 -	重点区間	開発局	
50	オサラッペ川	9.60	北斗	左岸 -	重点区間	開発局	
51	オサラッペ川	3.40	北野右岸	左岸 -	重点区間	開発局	
52	ヨンカシュッペ川	0.6 \sim 1.00		左岸 0.40	堤防高	開発局	В
53	ヨンカシュッペ川	0.60 ~ 0.80		右岸 0.20	堤防高	開発局	В
54	ヨンカシュッペ川	0.60 ~ 0.80		左岸 0.20	堤防断面	開発局	A
55	ヨンカシュッペ川	0.40 ~ 0.80		右岸 0.40	堤防断面	開発局	В

「平成27年度 オサラッペ川 重要水防区域調書」旭川開発建設部 「平成26年度 ヨンカシュッペ川 重要水防区域調書」旭川開発建設部 より

○重要水防箇所について

『重要水防箇所』とは、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所のことで、 台風などの出水時には、水防団(町)が中心となり、特にこれらの「重要水防箇所」に注意して 水防活動にあたる。

具体的には次のような項目毎に、その重要度によってA・B・要注意の3つのランクに分類されている。

	説明	重要度A	重要度B	要注意区間
堤防高	堤防の高さ が不足して	水防上最も重要な区間 計画高水流量規模の洪水の水位 が現況の堤防高を越える箇所	水防上重要な区間 計画高水流量規模の洪水の水位と現 況の堤防高との差が堤防の計画余裕	
堤防断面	いる箇所 堤防の幅が 不足してい る箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅 が、計画の堤防断面あるいは計 画の天端幅の1/2未満の箇所	高に満たない箇所 現況の堤防断面あるいは天端幅が、 計画の堤防断面あるいは計画の天端 幅に対して不足しているが、それぞ れの1/2以上確保されている箇所	
法崩れ ・すべり	過去に堤防 の法面が崩 れたことの ある箇所	法崩れ又はすべりの実績がある が、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、 その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、 堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾 配等からみて法崩れ又はすべりが発 生するおそれのある箇所で所要の対 策が未施工の箇所	
漏水	過去に堤防 から水がに じみ出した ことのある 箇所	漏水の履歴があるが、その対策 が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定 施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧 川跡の堤防であること。あるいは基 礎地盤及び堤体の土質からみて、漏 水が発生するおそれがある箇所で、 所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	川の水あたりの強い箇所	水衝部にある堤防の全面の河床 が深掘れしているがその対策が 未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作 物の突出箇所で堤防護岸の根固 め等が洗われ一部破損している が、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深 掘れにならない程度に洗掘されてい るが、その対策が未施工の箇所	
工事施工	堤防・開削 を行う工事 箇所等			出水期間中に堤防: 開削する工事箇所: たは仮締切り等に。 り本堤に影響を及り す箇所
工作物	橋の桁下が 低い箇所等	河川管理施設等応急対策基準に 基づく改善措置が必要な堰、橋 梁、樋管その他の工作物の設置 されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の 桁下高等が計画高水流量規模の 洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下 高等と計画高水流量規模の洪水の水 位との差が堤防の計画余裕高に満た ない箇所	
新堤防	堤防工事か ら3年以内 の箇所			新堤防で築造後 3 g 以内の箇所
破堤跡 •旧川跡	昔川が流れ ていた箇所 等			破堤跡または旧川 の箇所

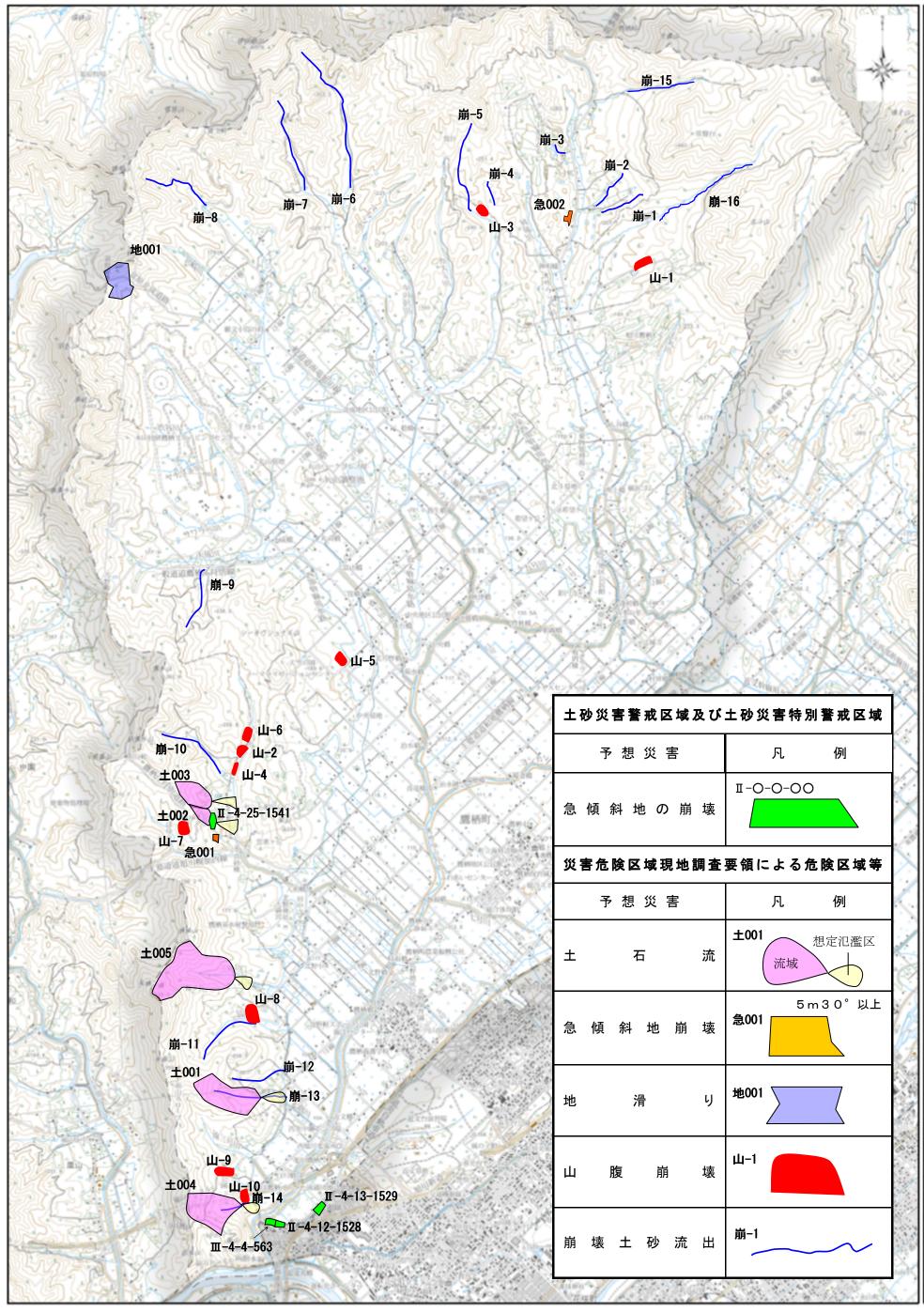
表 4-2 [土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域] (第4章第1節関係)

(平成27年3月31日現在)

土砂災害警戒区域					
No.	名称	区域名	予想災害		
II -4-13-1529	鷹栖町8線西2号	3区	急傾斜地の崩壊		
Ⅱ -4-25-1541	鷹栖町 15 線 4 号	天満	急傾斜地の崩壊		
III-4-4-563	旭川旭岡2丁目1	3区	急傾斜地の崩壊		
Ⅱ -4-12-1528	旭川旭岡2丁目1	3区	急傾斜地の崩壊		
土砂災害特別警戒区域					
No.	名称	区域名	予想災害		
Ⅱ -4-13-1529	鷹栖町8線西2号	東3区	急傾斜地の崩壊		
II -4-25-1541	鷹栖町 15 線 4 号	天満	急傾斜地の崩壊		
Ⅲ-4-4-563	旭川旭岡2丁目1	3区	急傾斜地の崩壊		
Ⅱ -4-12-1528	旭川旭岡2丁目1	3区	急傾斜地の崩壊		

表4-3[災害危険区域現地調査要領による危険区域] (第4章第1節関係) (平成29年3月1日現在)

			即関係)(平成29年3月1日現在)
No.	名称	区域名	予想災害
土 001	一号一の沢川	3区、4区	
土 002	六号川二の沢川	天満	
土 003	六号川一の沢川	天満	
土 004	嵐山の沢川	3区	土石流
土 005	二号一の沢川	3区、4区	
急 001	鷹栖町 15 線 4 号	天満	→ - 急傾斜地崩壊
急 002	鷹栖町 15 線 23 号	知遠別	, _,
地 001	丸山	北維	地すべり
山- 1	谷口の沢	知遠別	
山- 2	真清水の沢B	天満	
山- 3	菊水の沢 2	成和	
∐− 4	真清水の沢C	天満	
山- 5	蛇山団地	北栄	→ → 山腹崩壊
山- 6	真清水の沢	天満	川阪朋塚
山- 7	幌加内線団地	天満	
山- 8	二号川団地	4区	
山- 9	大倉団地	3区	
山-10	嵐山団地	3区	
崩- 1	伊藤の沢A	知遠別	
崩- 2	伊藤の沢B	知遠別	
崩- 3	斉藤の沢	知遠別	
崩- 4	森林組合の沢A	成和	
崩- 5	森林組合の沢B	成和	
崩- 6	北星の沢A	北栄	
崩- 7	北星の沢B	北栄	中国工作法山
崩- 8	町有林の沢	北維	一 崩壊土砂流出
崩- 9	川崎の沢	大成	
崩-10	谷口の沢	天満	
崩-11	二号の沢	3区、4区	
崩-12	大倉1の沢	3区、4区	
崩-13	大倉2の沢	3区、4区	
崩-14	公園の沢	3区	
崩-15 (No.452-001)	知遠別沢	知遠別	
崩-16 (No.452-002)	千歳川	知遠別	
/#/ = 3 (1.0.10= 0.01)	1 "4/4/ 1	7 × /4	1



[「]この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平18総使、第295-77号)」

表 4-4 [危険物・爆発物等貯蔵所所在一覧](1)(第4章第1節関係)

(平成26年1月1日現在)

	T			(十成20午1万1 「	F /1111/
名称	所 在 地	施設名	災害の種類	地区の概況	備考
あさひかわ農業協同組合北野給油所	鷹栖町北野東3条1丁目	給油取扱所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
たいせつ農業協同組合鷹栖給油所	鷹栖町北1条1丁目	給油取扱所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
(有)山添自動車学園	鷹栖町14線3号	給油取扱所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、山林地域である。	
道央自動車道旭川南IC管理施設	鷹栖町2962番地301	給油取扱所	爆発燃料漏洩	郊外に所在するが、道央自動車道に隣接している。	
㈱本田技術研究所 P G 管理室	鷹栖町21線10号	給油取扱所 地下タンク貯蔵所 屋内貯蔵所 一般取扱所 屋内タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業・山林地域である。	
横浜ゴム㈱ T*MARY	鷹栖町14線18号	給油取扱所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
日本通運㈱旭川支店 旭川トラックタ	鷹栖町8線西1号	給油取扱所 地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し農業地域であるが、道央自動車道に隣 接している。	
㈱西野建設	鷹栖町14線9号	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
ホクレン運輸株式会社 旭川支店	鷹栖町7線11号	給 油 取 扱 所 移動タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
寺田産業株式会社	鷹栖町北1条2丁目	一般取扱所地下タンク貯蔵所移動タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
鷹栖町福祉会館	鷹栖町北1条3丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
旭川カントリー倶楽部㈱グレート旭川 カントリー倶楽部	鷹栖町15線23号	地下タンク貯蔵所屋 内 貯 蔵 所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、山林地域である。	
鷹栖町役場総合庁舎	鷹栖町南1条3丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
北海道鷹栖養護学校	鷹栖町北野西3条2丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	

名称	所 在 地	施 設 名	災害の種類	地 区 の 概 況	備考
鷹栖町農村環境改善センター	鷹栖町14線16号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	休止中
鷹栖町立北野小学校	鷹栖町12線3号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
特別養護老人ホーム 鷹栖さつき苑	鷹栖町南1条3丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
鷹栖町給食センター	鷹栖町北1条1丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
知的障害者更生施設 大雪の園	鷹栖町18線9号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、山林地域である。	
セント旭川ゴルフ倶楽部	鷹栖町15線7号	地下タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業、山林地域である。	
たかすメロディーホール	鷹栖町南2条4丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
総合商研㈱鷹栖工場	鷹栖町8線西1号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在するが、道央自動車道に隣接している。	
鷹栖町総合体育館	鷹栖町南2条4丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
プラザ・クロス10	鷹栖町南1条1丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
シュレン国分㈱道北支社	鷹栖町7線11号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
上川ライスターミナル株式会社	鷹栖町7線11号	地下タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
鷹栖町サンホールはぴねす	鷹栖町南1条3丁目	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
道央自動車道嵐山トンネル	鷹栖町2717番地14	地下タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在するが、道央自動車道に隣接している。	
村椿商店	鷹栖町北1条1丁目	移動タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	
旭川たかすゴルフクラブ	鷹栖町15線22号	簡易タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、山林地域である。	
㈱ダイゼン	鷹栖町8線西1号	屋外タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在するが、道央自動車道に隣接している。	休止中
コンス・A・M・G株式会社	鷹栖町7線11号	屋外タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	
中井産業	鷹栖町9線3号	移動タンク貯蔵所	爆発燃料漏洩	市街地中心部付近に所在し、住宅街である。	休止中
とわ北斗	鷹栖町14線17号	一般取扱所	爆発燃料漏洩	郊外に所在し、農業地域である。	

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、 機能を有効適切に発揮して住民の安全と被災者の保護を図るための災害応急対策は、本計画に定 めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより町長、旭川市消防長(鷹栖消防署長)及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

(1) 道知事 (基本法第70条)

(2) 警察官等 (基本法第63条第2項)

(3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)

(4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)

(5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(基本法第62条)

(6) 水防管理者(町長)、消防機関の長(消防署長)等 (水防法第24条及び第31条)

(7) 消防署長又は消防団長等 (消防法第29条)

(8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)

2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入

りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、鷹栖町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づく措置を 取らなければならない。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(基本法第64条第2項)

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件(以下「工作物等」という。)を使用し若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときはその通知事項を鷹栖町公告式条例(昭和25年条例第16号)(以下「公告式条例」という。)を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び種類
- (ウ)所在した場所
- (エ) 処分した期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- (4) 他の市町長等に対する応援の要求等
 - ア 町長は、鷹栖町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援を求めることができる。また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
 - イ アの応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町長指揮の 下に行動するものとする。
- (5) 知事に対する応援の要求等

町長は、鷹栖町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民に対する緊急従事指示等

ア 町長は、鷹栖町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

(基本法第65条)

- イ 水防管理者(町長)及び水防団長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、 本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができ る。 (水防法第24条)
- ウ 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若 しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

(消防法第29条第5項)

- エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。 (消防法第35条の7第1項)
- オ 町長は、ア〜エの応急措置との業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃 失又は死亡した場合は、補償を行う。

第2節 災害広報計画

災害時における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本 計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 情報収集派遣による災害現場の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は町長の承認を得て、事務局長(総務企画課長)がこれに当たる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容
- 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行 うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、高齢者、障がい者 等の要配慮者への伝達に十分配慮する。
- ア 新聞・ラジオ・テレビ等の利用
- イ 広報紙・チラシの利用
- ウ 北海道防災情報システム・緊急速報メールの利用
- エ 広報車の利用
- オ 防災行政無線等の利用
- 力 地区情報連絡員
- (3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものと する。

- ア 災害の種別・名称及び発生日時
- イ 災害発生の場所
- ウ被害状況
- エ 応急対策の状況

- オ 住民に対する避難勧告指示の状況
- カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- キ 本部の設置及び廃止に関すること。
- (4) 対策本部職員に対する周知

総務企画部長(総務企画課長)は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

総務企画部長(総務企画課長)は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第3節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、 必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、 若しくは、避難所等を開設するための計画は次に定めるところによる。

1 避難計画

- (1) 避難実施責任者
 - ア 町長(基本法第60条、消防法第22条)

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避 難のための立ち退きを勧告又は指示するとともに、立ち退き先を指示する。

また、避難所の開設、被災者の収容を行い、その旨を速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。(解除の場合も同様)

水防管理者として町長が立ち退きを指示した場合は、警察署長にその旨を通知するものとする。

イ 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

町長が指示できないと認めるとき又は町長からの要求があったときは、避難のための 立ち退き先の指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

- ウ 知事又はその命を受けた職員(基本法第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25 条)
- (ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退きを指示する。

- (イ) 地すべり (雪崩) による避難の指示
 - 地すべり(雪崩)により危険が切迫していると認められるときは、立ち退きを指示する。
- (ウ) 災害発生により町長が避難のため立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- (2) 避難の勧告、指示区分の基準

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行うほか、避難準備情報(要配慮者避難)を必要に応じ、 伝達する。 「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

ア 事前避難

- (ア)大雨、暴風、洪水等の警報が発令され、避難の準備あるいは避難を要すると判断した とき。
- (イ) 河川がはん濫注意水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- (ウ) その他諸般の状況から、避難の準備をし又は避難する必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断され、事前避難の いとまがない場合は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

ウ 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させるとき又は 救出者を安全な場所へ避難させる場合は、輸送車両を用意するなどの手段を講じて避難 させる。

(3) 避難勧告、指示の伝達方法

ア 勧告、指示事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難路
- (ウ) 避難勧告、指示の理由
- (エ) 注意事項
 - a 携行品は、限られた物だけにする。(食糧、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急 薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)
 - b 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。
 - c 避難する場合は、戸締まりに注意する。
 - d 避難する場合は、火気に注意し、火災が発生しないようにする。

イ 伝達方法

(ア) 放送、電話等による伝達

NHK、民間放送局には、勧告、指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(イ) 北海道防災情報システム、緊急速報メール

北海道防災情報システム、緊急速報メールを経由して伝達する。

(ウ) 広報車による伝達

町、消防機関、警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(エ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告、指示したときが、夜間、停電時、風雨が激しい場合など、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員で組を編成し、消防機関と協力し個別に伝達するものとする。

(オ)避難信号による伝達

「鷹栖町水防計画」(資料14) に定める「水防信号」によるものとする。

(カ) 電話による伝達

電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。

(4) 避難所等

ア 避難所等

避難所等は、緊急避難のための一時避難場所を表 5-1 (P173) とし、収容避難のための屋内避難所を表 5-2 (P174) に区分し、災害の種別、規模、避難人口、その他の情報を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所等を使用するものとする。

さらに、要配慮者を考慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を 避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 避難所等の定義

- (ア) 一時避難場所:周辺地区から避難者を収容し市街地火災等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。
- (イ)避難 路:屋外避難場所へ通じる道路等で避難圏の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。
- (ウ)屋内避難所:被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公 民館等に収容し保護するところをいう。

ウ 洪水ハザードマップの作成

町長は、洪水予報の伝達方法や避難所等洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るため必要な 事項を住民に周知するため、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、避難所等 や避難路等を表示した図面「洪水ハザードマップ」を作成し、町内全戸に配布する。

(5) 避難所等の運営

避難所等の運営は、町が関係機関の協力のもと適切に行うよう努める。

ア 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点に立った運営を行う。

- イ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住 宅や空き家等、利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所等の早期解消に努める。
- ウ 町は、必要に応じ避難所等の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力 を得るものとする。

(6) 避難方法

ア 避難誘導者

避難誘導者は、町(町民税務部・健康福祉部)、消防機関及び警察官が協力して行うものとする。

イ 避難順位

避難に際しては、障がい者、高齢者、乳幼児、負傷者、妊産婦等を優先させる。

ウ 移送の方法

車両による集団輸送が必要と認められる場合は、町(教育部)が行う。

(7) 避難所等連絡員

- ア 町長は、避難所等を開設し避難住民を収容したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。
- イ 連絡員は、避難住民の実態把握と保護に当たり、本部との情報連絡を行う。
- (8) 知事(上川総合振興局長)に対する報告
 - ア 町長が避難の勧告、指示を発令したときは(町長以外の者が発令したときは、町長経 由)、次の事項を記録して知事(上川総合振興局長)に報告する。
 - (ア) 発令者
 - (イ) 発令日時
 - (ウ) 避難の対象区域
 - (工) 避難先
 - イ 避難所等を開設したときは、次の事項を記録して知事(上川総合振興局長)に報告する。
 - (ア) 開設場所及び日時の把握
 - (イ) 開設箇所数及び収容人員(避難所等の名称及び当該収容人員)の把握
 - (ウ) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

(9) 避難状況の把握

避難所(施設)の運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にする ため、次のような諸帳簿を備え記録する。また、これにより速やかに避難状況を把握し、知 事(上川総合振興局長)に対し、(8)に掲げる事項について報告する。

ア 避難所収容者名簿

避難所収容者名簿

○○避難所

月日	住所	氏 名	性別	年齢	入退時期	備考
					入所 退所	

イ 避難所収容台帳

避難所収容台帳

○○避難所

管理者			物	品 使	用状況	≑ 1	+	/# :	.1z .
印	月日	収容人員	品	目	数量	記	事	備	考
						-			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						·····			
計(目間)					-			

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」 欄に記入する。
 - 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 - 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

ウ 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

品	名			単位	<u>\f</u>]						
口口	泊		1		1/.		ı							
	月	日	摘	要		受		受		払	残		備	考
	\			^ ^ ^ ^ ^		·///		^^^^		. ^ ^	^ ^ ^ ^ ^	^^^		
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	計													
	н													

- (注) 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 - 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 - 3 「計」欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。
- エ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の 名 称	所 在	地	種	別	開設	時期	実人 員	開設 日数	延人員	備	考
					月	日から	人	日間	人		
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
					月	日から					
					月	日まで					
					月	目から					
					月	日まで					
計											
(日間)											

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 - 2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長(救助法の適用を受け、知事に委任を受けた場合を含む。)は、消防機関、警察官の協力を得て、救出を行うものとする。

(2) 他機関への救出の要請

町長は、本部のみでの救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、隣接市町等の応援でも救出実施が困難な場合は、本章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事(上川総合振興局長)に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

(3) 救出を必要とする者

災害のため、現に生命身体が危険の状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に 該当するとき。

- ア 火災の際に火元に取り残された場合
- イ 台風、地震等により、倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合
- エ 山崩れ、地すべり等により、生き埋めとなった場合及び自動車、飛行機等の大事故が発生した場合
- オ その他町長が必要と認めた場合

(4) 救出に必要な機械器具

救出に必要な機械器具については、災害の種類に応じ、町の土木機械、消防機械及び消防 等の緊急自動車などを出動させるものとする。

第4節 交通応急対策計画

この計画は、災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保を実施することを目的とする。

1 交通情報の収集

町(建設水道部)は、警察署、道路管理者と連絡をとり、次に記載する交通情報の収集、整理を行う。

- (1) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 交通規制の実施状況(道路名、区間、迂回路等)
- (3) 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- (4) その他必要な事項

2 交通規制

(1) 交通規制

建設水道部は、警察署、道路管理者と協議して、風水害等により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を通行禁止又は制限等の措置をとる。

(2) 迂回路の設定

建設水道部は、交通規制又は道路が被災した場合は、警察署、道路管理者と協議し、迂回 路を設定する。

3 交通規制等の実施者及び状況と内容

各実施機関の交通規制を行う状況及び内容は次のとおりとする。

(1) 公安委員会

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするために緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(災害対策基本法第76条)

イ 道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の 道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるとこ ろにより、信号機又は道路標識等を設置し、管理し、交通整理、歩行者又は車両等の通行 の禁止、その他の道路における交通の規制をすることができる。(道路交通法第4条)

(2) 警察署長

道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、 歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをするこ とができる。(道路交通法第5条)

(3) 警察官

ア 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることに より災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両 その他の物件の移動その他必要な措置を命ずることができる。

また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が 現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。(災害対策基本法第76条の3第 1項、第2項)

イ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路においての交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。(道路交通法第6条第4項)

(4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。(災害対策基本法第76条の3第3項)

(5) 消防吏員

警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。(災害対策基本法第76条の3第4項)

(6) 道路管理者

道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。(道路法第46条)

4 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

知事(上川総合振興局長)又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申し出により、当該車両が応急対策に必要な緊急通行車両であることの確認を行う。確認は上川総合振興局又は旭川中央警察署及び交通検問所で行う。

総務企画部は、鷹栖町で使用する車両について、所定の書式に記入し、上川総合振興局 又は旭川中央警察署で各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」の交付を受ける。 「標章」は、車の前面に掲示する。

(2) 規制対象除外車両の確認

北海道公安委員会は、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活 上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障 を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。確認は、上川総合振興局又は旭 川中央警察署及び交通検問所で行う。

総務企画部は、鷹栖町で使用する車両及び町が要請したに機関の車両は、各車両ごと旭川中央警察署で「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」の交付を受ける。また、避難者が一時帰宅等に使用する車両についても、避難者の申し出により交付を受ける。

5 緊急輸送路の確保

建設水道部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の点検、交通規制、応急 復旧などを行い、通行を確保する。また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況 について警察署と密接な連絡をとる。

第5節 食糧供給計画

この計画は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食糧及び副食、調味料の確保と、供給の確実を期することを目的とする。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

本部長(町長)が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。 ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。主要食糧の確保 は、総務企画部があたる。

(2) 供給対象者

町長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者、救助作業員、災害の防止 及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を必要とする場合に給食を行う。

(3) 供給の方法及び手続

ア 町による備蓄

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合で、給食が必要なときは、町による備蓄食料も活用し、供給する。

イ 知事への要請

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合で、炊き出しなどの給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について上川総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

ウ 食糧の受領

町長は、知事の指示(交通通信の途絶のため指示の受けられない場合を除く。)に基づいて北海道農政事務所旭川地域センター又は倉庫の責任者から食糧を受領し、被災者等に配給するものとする。

調 達 先	所 在 地	電話番号
たいせつ農業協同組合鷹栖支所	鷹栖町北1条2丁目	87-2121
あさひかわ農業協同組合北野基幹支所	鷹栖町北野西4条1丁目	87-2131

主要食糧調達先

2 副食、調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における給食のための副食、調味料等は、町(総務企画部)が調達、確保する。

(2) 調達先

副食、調味料については、必要に応じ協定を締結している取扱業者から調達する。なお、 町内における調達不可能の場合は、上川総合振興局を経由して知事に対してその斡旋を要請 する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出し及びその事務は町長(総務企画部が行い、健康福祉部は支援する。)が行うが、必要に応じ各団体の協力を求めて配給するものとする。

(2) 協力団体

鷹栖町赤十字奉仕団

- (3) 炊き出しの対象者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 住家に被害を受けて炊事ができない者
 - ウ 災害応急対策に従事している者
- (4) 炊き出し施設

炊き出し施設は、学校給食調理施設及び鷹栖町サンホールはぴねすとするが、不足の場合は町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(5) 業者からの購入

町において、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯の提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の業者から購入し供給する。

(6) 炊き出しなどの費用及び期間

ア 炊き出しなどの実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費 とし、予算の範囲内とする。

イ 炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

4 要配慮者対策

要配慮者に対する食糧品は、最寄りの食糧品店等から調達する。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第6節 衣料、生活必需品等物資 供給計画

この計画は、災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の確保、供給並びに物資の供給を迅速確実に実施することを目的とする。

1 実施責任者及び実施の基準

被災者に対する給(貸) 与物資の調達及び支給は町長(総務企画部が行い、健康福祉部は支援する。)が行い、救助法が適用された場合は、給(貸) 与は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全焼(壊)、流失、埋没、半壊(焼)及び床上浸水となった者で、被服、 寝具、その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資購入及び配分計画

ア 総務企画部は、町民税務部が作成する被災者名簿を基にし、世帯構成員別被害状況をま とめ、救援物資を調達する。また、これらの物資について配分計画を立て、給(貸)与に 当たる。その場合、健康福祉部は総務企画部を支援する。

- イ 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - (ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - (イ) 被災施設への応援、支援活動を考慮して確保する。

【世带構成員別被害状況】

世帯構成員別	# 1 十 世	2 帯 世	3 人世	# 4 人世	5 人世	6 人世	7 十 十 世	8 人世	9 人世	1 世 人	計
被害別											
全 壊 (焼)											
流 失											
半 壊 (焼)											
床上浸水											

(2) 物資の調達

物資の調達は町(総務企画部)が行い、町による備蓄物資及び町内で調達困難な場合は、 近隣市町又は道に依頼し調達する。

(3) 救援物資の集積場所

調達物資及び道からの救援物資の集積場所を表 5-3 (P175) とし、総務企画部長の指示によりこれを定める。

(4) 物資の給与又は貸与

町(総務企画部)は、区域ごとに物資の総責任者を定め、各地域の地区責任者の協力を求め物資受払簿により迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、救助法による援助物資とその他の義援物資とは、実際上及び書類上明確に区分し 処理するものとする。

物資受払簿

品	名								救助	法物資	有・無
月日	受入先	数量	担当者	月日	払	出	先	給与・貸与	別	数量	担当者
•				•							
•				•							
•				•							
計				計							

物資給与及び受領書

住家被害区分		

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏

名

給与年月日	品 名	数量	備考	給与年月日	品 名	数量	備考

(5) 費用の限度

費用の限度は、救助法の基準による。

4 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具(毛布、布団等)
- (2) 外着(作業衣、婦人服、子供服等)
- (3) 肌着(シャツ、ズボン下等)

- (4) 身の回り品(タオル、手拭、靴等)
- (5) 炊事道具(鍋、釜、包丁、バケツ等)
- (6) 食器(茶碗、お椀、皿、箸等)
- (7) 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等)
- (8) 光熱材料(マッチ、ろうそく、薪、木炭、石油等)

5 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内に行うものとする。

6 調達先

鷹栖町商工会加入店、たいせつ農業協同組合鷹栖支所及びあさひかわ農業協同組合北野基幹 支所他とする。

7 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

8 要配慮者への配慮

救援物資等の提供を適切に行なうため、特に聴覚障がい者等の要配慮者に対する情報提供に 留意し、要配慮者が救援物資等の提供を受けられないことのないよう配慮する。

9 防災資機材の整備について

町は、災害時の被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐために、防災資機材の整備を 推進し、不足が生じたときは、必要に応じ民間等から調達する。

民間調達先

調達先	所 在 地	電話番号	備考
たいせつ農業協同 組合鷹栖支所	鷹栖町北1条2丁目	0166-87-2121	
あさひかわ農業協同 組合北野基幹支所	鷹栖町北野西4条1丁目	0166-87-2131	

第7節 住宅対策計画

この計画は、災害により住宅を失い又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の確保及び居住の安定を図ることを目的とする。

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、町長(建設水道部)が行うほか、公営住宅等の斡旋を行う。なお、救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

(2) 応急仮設住宅の建設

町長は、必要により災害のため住家が半壊又は全壊した被災者の一時的な住居の安定を 図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住居がない者であること。
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、 小企業者等

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、鷹栖町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として知事が行う。

エ 建設戸数(借上げを含む。)

町長の要請に基づき知事が決定する。

- オ 規模、構造、存続期間及び費用
 - (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7㎡を基準とする。構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。
 - (イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3カ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する 法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を 延長することができる。

カ 維持管理

知事が設置した場合は、町長が委任を受けて維持管理する。

3 住宅の応急修理

- (1) 応急修理を受ける者
 - ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
 - イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。
- (2) 応急修理実施の方法 応急仮設住宅の建設に準じて行う。
- (3) 修理の範囲と費用
 - ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
 - イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

4 災害公営住宅の建設

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に 低所得被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて整備し入居させるものとする。
 - ア 地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合
 - (ア)被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - (ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
 - イ 火災による場合

- (ア)被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3カ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 当該災害発生後3カ年間は、月収214,000円以下で条例で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借り上げを行う場合、共同施設等整備費の2/5。

5 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第8節 給水計画

この計画は、災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給することを目的とし、住民の保護を図るために必要な事項は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給の実施は、町長(給水班:建設水道部)が行い、部員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 給水の方法

給水班は、日本水道協会北海道地方支部道北協議会に協力を求め、被災地域への給水を行う ものとする。

(1) 水道施設に被害のない場合

給水車(ポリ容器等)により給水するものとする。なお給水に当たっては、広報車及び無 線車を配置するものとする。

- (2) 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合 被災地域は直ちに断水し、関係住民に被災状況を周知徹底させ、給水車(ポリ容器等)に より搬送給水するものとする。
- (3) 水源池を含む水道施設全部が被災した場合

被災地において水源を確保することが困難なときは、水源池又は近隣市町に依頼してその 水源池から給水車又は容器により搬送し給水する。

搬送給水は、給水車(ポリ容器等)、消防タンク車によるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を得て行うものとする。

3 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共同栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものを 優先的に行うものとする。

4 給水応援の要請

本部長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は他市町へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

5 住民への周知

給水に関しては、事前に給水時間、給水場所を住民に周知する。

6 給水資機材保有状況

種別		タ	ン	ク		タンク能力
所有先	$10 \mathrm{m}^3$	6 m^3	$1~\mathrm{m}^3$	200	100	グ イ ク 胎刀
上下水道係			1個	15個	3000個	31,3000 /回

なお、事前にタンク内の清掃・消毒を行うものとする。

7 水道施設 (旭川市との共同施設)

	主要	施設	規模及び構造
取	水	施設	土砂吐門幅10m×高さ2m: 1門取水樋門幅 2m×高さ1.5m: 2門余水吐門幅 1.2m×高さ1.5m: 1門
導	水	施 設 導 水 管	口径 2,200mm 1,935m 口径 1,650mm 2158m
净	水	施設	高速凝集沈でん池: 3池 横流式沈でん池: 2池 急速ろ過池: 24池 次亜塩素酸ナトリウム注入設備: 1基 浄水池: 2池
配	水	施設配水池配水管	有効容量 3,200 m³ × 1 4 池 口 径 25mm~400mm 149,449 m 消火栓:62基

8 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第9節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者(町長)は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広 報

水道事業者(町長)は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての 周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かす ものであるため、下水道管理者(町長)は、被災した施設の応急復旧等についての計画を あらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- オ 住民への広報活動を行う。

(2) 広 報

下水道管理者(町長)は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第10節 医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機関の機能が停止し又著しく不足しあるいは混乱したため、被災 地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療、又は助産の救護を実施することを目的と する。

1 実施責任者

町(健康福祉部)が行い、救助法が適用された場合は知事の委任により町長が実施するほか、 知事に要請した救護隊が現地に到着するまでの間も同様とする。

2 医療及び助産の対象者

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生の7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失ったものとする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかんを問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、町長へ通知するものとする。通知を受けた町長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう、関係班に指示するものとする。

3 医療及び助産の実施

(1) 医療班の編成

ア 日本赤十字社北海道支部鷹栖分区長は、本部長の要請に基づき、日本赤十字社等に よる日赤現地医療班(旭川赤十字病院)をもって応急診療に当たるものとする。

イ 上川郡中央医師会長は、本部長の要請に基づき、救護医療班を編成し応急医療に当 たるものとする。構成基準は、上川郡中央医師会長の定めるところによる。

(2) 医療品の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、健康福祉部において町内医薬品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内での調達が困難な場合は、町長は、知事に対し調達を要請するものとする。

(3) 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

ア 救護隊の支援

イ 患者輸送

(4) 患者の移送

傷病患者は、現地での応急処置ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

4 応急救護所の設置

応急救護所は次に掲げる施設とするが、全町的な大災害の場合は、他の公共施設等を使用するものとする。

広急救護所	上	して指定する施	言學
カラルツスス 100171	\subseteq		ィロス

施		設	名	称	所 在 地	電話番号	収容人員
北	野	小	学	校	鷹栖町12線3号	87-2302	650
鷹	栖	養 護	学	校	鷹栖町北野西3条2丁目	87-2261	1, 200
鷹	栖 町	総合	体 育	館	鷹栖町南2条4丁目	87-4291	1, 200
北	斗 地 区	住民	センタ	_	鷹栖町14線16号	87-2755	200
中	央 地 🗵	住民	センタ	_	鷹栖町17線12号	87-2877	100
北)	成地区	住民	センタ	_	鷹栖町22線15号	87-2876	100
鷹札	西町サ	ンホール	はぴね	す	鷹栖町南1条3丁目	87-2112	480

5 医療機関等の状況

(1) 医療機関

医	療	機	関	名	所 在 地	電話番号	診療科目
浅	井		医	院	鷹栖町南1条2丁目	87-2002	内科、消 化器科

(2) 医師及び保健師

;	機				勤務地	電話番号	話番号 資格区分		
鷹	栖	町	役	場	サンホールはぴねす	87-2112	保 健 師	5	名

(3) 薬品及び衛生機材販売業者

名称	所 在	地	電話番号	備	考
鷹栖メロディー薬局	鷹栖町南1条2丁目1番	1号	59-3311		

第11節 救急医療対策計画

この計画は、町内において天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対して、防災関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施し うる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

1 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物の流出、バス、航空機などの転覆、墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の負傷者が生じ、関係機関に総合的救急対策が必要な事態を対象とする。なお集団的多数の負傷者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範 囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急 医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。なお、死体の検視、洗浄、縫合等の 処置も含むものとする。

2 救急医療に関する組織

町長は、救急医療対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて災害現場に救急医療本部を 設置して対処するものとする。

3 関係機関の業務の大綱

	機		関		名			業	務	<i>O</i>	大	綱	
北海道	上	ЛІ	総	合 抽	辰 興	局	2 求 だし 3 F 4 オ 5 犯 ク事	対急医療 シ、対象 日本赤 上海道 は立 まな 下 に は な の に れ に れ の に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ	について 地域が 1 字社北海 師会に対	市町村内 道支部に する出動 病院機構 動要請	が対策本の場合を 対する出 要請	, ,	
	保 (_		建 行 政建 所	室)	1 医	三薬品、	医療器具	補給の斡	 旋		
鷹			栖			町	2 成 3 上 4 医	忘急救護 上川郡中 医療材料(折の設置.	達			
旭(鷹	 市 栖 i 町	消消		 本 署 防	部)	1	見地本部(易病者等(の運営管	理 応急措置	及び搬送 に関する	必要な措置	
陸	上	自 衛	隊	第	2 師	団			づく傷病		出及び搬	送	
旭	Ш	中	央	数言	察	署	2 交 3 傷	で通路の			場の警備		
日	赤	北	海	道	支	部	2 E		班の派遣 班の派遣 の給与				
上	Ш	郡「	† ;	央 医	医 師	会		文護医療: 医療施設(による医	療の実施		

4 集団救急医療体制

上川郡中央医師会長は、町長の要請に基づき救護医療班を編成し、応急医療に当たるものとする。なお、救護医療班の構成基準(医師、看護師、事務職員等)は、上川郡中央医師会長の定めるところによる。

- (1) 要請項目
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 救護医療班の編成機関 町内の診療所及び医院とする。
- (3) 出動範囲

上川郡中央医師会長は、町長の要請に基づき救護医療班を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護隊の範囲を決定招集し、出動を命ずるものとする。

5 応援要請

町長は、町内の医療機関関係者のみで対策が困難と認めるときは、知事(上川総合振興局長)又は関係機関に対し、災害規模等必要に応じ次のとおり応援要請を行うものとする。

- (1) 救護隊の支援(災害派遣医療チーム含む)
- (2) 傷病者の救出、搬送、救急医療物資の輸送の支援(自衛隊)

6 救急医療活動報告書の提出

上川郡中央医師会長は、町長の要請により救護医療班を出動させ救急医療活動を実施したときは、次に掲げる内容を示した報告書を、事後速やかに町長に提出するものとする。

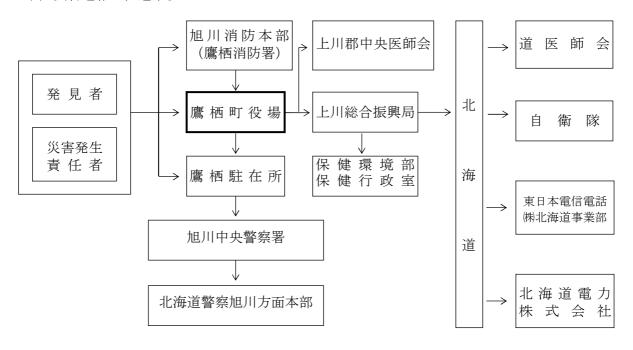
- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数 (死亡、重傷、軽傷別)
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損の内容(数量、額)
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

7 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

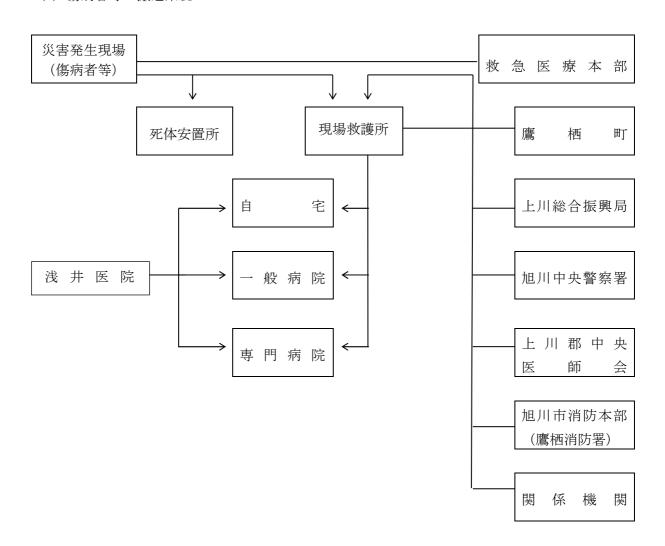
災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立 するものとする。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



8 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担する かは、次の区分によることを原則とする。

ア 鷹栖町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

災害救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は災害救助法施行令第11条の規定に基づき、知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従うものとする。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価により、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

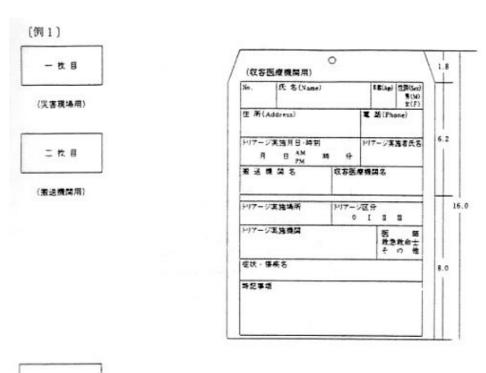
(3) 損害補償

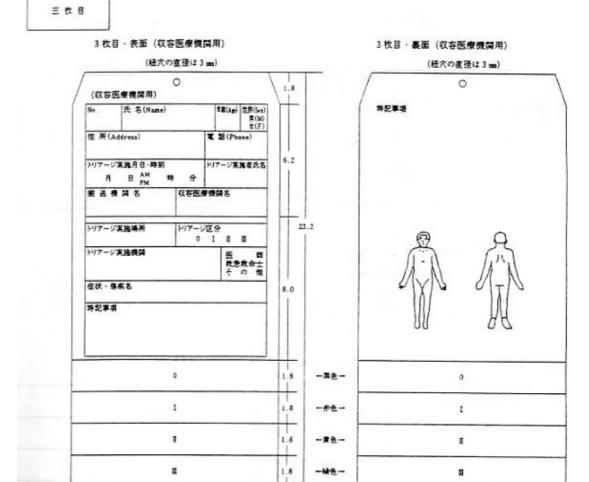
救急医療活動のため出動した医師等が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

9 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者認識票(トリアージタッグ)(様式 5-1)を取り付けるとともに、救急状況調書(様式 5-2)を作成するものとする。

様式 5-1





- 11.0 -

様式5-2

救 急 状 況 調 書

トリアー ジタッグ No.	トリアージ 区 分	氏	名	年齢	性別	住所又は 傷病者等 の 特 徴	収 容 医 療 機 関 名	取扱隊員名
No.					男			
140.				歳	女			
N					男			_
No.				歳	女			

第12節 防疫計画

この計画は、災害発生地域において予想される各種感染症に対する予防対策を講じ、それらの 発生を防止することを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

町長は、災害防疫実施のための各種作業実施組織として、防疫班等を編成するものとする。

(1) 防疫班の編成

町長は、防疫を的確に実施するための防疫班(健康福祉部を主とし、町民税務部が後方支援にあたる。ただし、家畜防疫は産業振興部にて編成。)を編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。
 - ア 消毒の施行に関する指示(感染症法第27条第2項)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(感染症法第28条第2項)
 - ウ 物件に係る措置に関する指示(感染症法第29条第2項)
 - エ 生活の用に供される水の供給に関する指示(感染症法第31条第2項)
 - オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - カ 臨時予防接種に関する指示(予防接種法第6条及び第9条)
- (2) 検病調査及び保健指導等
 - ア 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道等 と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
 - イ 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
 - ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を 実施する。

(3) 予防接種

感染症予防上必要あるときは、旭川保健福祉事務所(旭川保健所)の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、浸水地域に対しては、被災 直後、各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消 毒並びに汚染度の強い野菜等の投棄について、衛生上の指導を行うものとする。

(5) 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日、健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- イ 避難所の便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。
- ウ 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1 m3当たり20 ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10 %)を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれが強いと きは消毒の上、井戸替えを施さないと使用させないものとする。

- エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配 布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生 上の指導を行う。
- オ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、次亜塩素酸ソーダ水溶液などで行う。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の命令があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約200を目安とする。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、 北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十 分指導徹底する。

4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類~三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常 と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の 防疫措置を実施する。

5 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握する とともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

上川総合振興局保健環境部保健行政室等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導する とともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消 毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

6 防疫用薬剤の調達

町保有の消毒機器を使用し、防疫用薬剤は、業者から調達する。

なお、不足が生じた場合は、上川総合振興局保健環境部保健行政室(上川保健所)等から借用するものとする。

7 家畜防疫

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

町(産業振興部)は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急 確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)を適用し予防 注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 獣医薬品器材の確保

町(産業振興部)は、緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

町(産業振興部)は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

(2) 家畜の救護

町長は、農業共済組合、上川家畜保健衛生所、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第13節 廃棄物処理等計画

この計画は、災害時における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等清掃業務を確実に実施し、被災地区の環境衛生の万全を期することを目的とする。

1 実施責任者

- (1) ごみ及びし尿
 - ア 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て町の清掃班(町民税務部)が実施するものとする。
 - イ 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、近隣市町及び道の応援を求め実施 するものとする。
- (2) 死亡獣畜及び野犬の処理
 - ア 死亡獣畜の処理は、各保有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき又は 所有者において処理することが困難なときは、町 (町民税務部)が実施するものとする。
 - イ 町において死亡獣畜を処理するときは、上川総合振興局保健環境部保健行政室(上川保健所)の指示に基づき実施するものとする。
 - ウ 野犬の捕獲は、町(町民税務部)が実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) 班の編成

清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

ア ごみ処理班

班長1名(担当係長)、班員2~9名

イ し尿処理班

班長1名(担当係長)、班員2名

(2) ごみ及びし尿処理施設

ごみ及びし尿処理施設は、次のとおりである。

ア ごみ処理施設

施	設	名	所	在	地	処	理	能	力
鷹栖町 処理施	一般廃棄 設	物	鷹栖町1	17線18	8号	面積: 容積:	4, 15,	5001	

イ し尿処理施設

施	設	名	所	在	地	处	L	理	能	力	
旭川市環境	竟センター	_		市東旭 村282			3	3601	k 1/	日	

(3) ごみ及びし尿処理車両

塵芥収集車:3台(直営) し尿車:1台(民間委託)

3 ごみの収集、処理の方法

(1) 収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。一般的なごみはその後収集するものとする。また、災害の状況により、町の清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処 理

鷹栖町一般廃棄物処理施設のごみ処理施設を使用するものとする。 ただし、特別なものについては、町長が別に定める。

4 し尿の収集、処理の方法

し尿の収集は、町が委託する業者のバキューム車で実施するものとし、便所の倒壊、溢水 等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理するものとす る。

5 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては埋却するものとし、移動し難いものについては、知事の許可を得て、他に影響を及ぼさないようにその場で焼却及び埋却するものとする。

6 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)に基づき 災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

7 仮設トイレの設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じて野外に仮設トイレを設置するものとするが、必要箇所に対し最小限度の設置とし、この場合恒久対策の障害にならないよう 配慮するものとする。

第14節 行方不明者の捜索及び死体 の収容処理並びに埋葬計画

この計画は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により、既に死亡していると 推定される者の捜索、死体の収容及び応急的な埋葬の実施について定めることを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 町長(救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法 第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとするが、死体の処理のう ち、洗浄等の処置及び検案については知事の委託を受けた日赤道支部が行う。)
- (2) 警察官

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定 される者

(2) 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が消防機関及び警察官に協力を要請し、地域住民の応援を得て 捜索班を編成するとともに、必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。

(3) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、 関係市町に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

- ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については直ちに警察官に届け出るものとし、その検視後に処理するものとする。

4 死体の収容処理方法

(1) 対象者等

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引き継ぐものとす

る。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができないものについては、 町(町民税務部)が行うものとする。

(2) 死体の収容処理

ア 死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をする(日赤道支部)。また遺体の撮影に より身元確認の措置を行うものとする(町)。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、また死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所(寺院、公共施設等)に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

- ウ 検案(日赤道支部)
- エ 検視 (警察)

5 死体の埋葬

災害の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない 死体で、町長が必要と認めた場合は、応急的に死体を埋葬するものとし、死体を土葬又は火葬 に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。埋葬に当た っては次の点に留意する。

- (1) 事故死の死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後に埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

6 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 火葬場の状況

施	設	名	所	在	地	電	話	番	号	備	考
旭	川聖	苑	旭川市	東旭川町倉沼62	2 - 33	016	6 - 3	9 - 7	890	旭川市記	設置

8 墓地の所在地

名			称	所 在	地	備	考
中	央	墓	地	鷹栖町16線 9号			
北	斗	墓	地	鷹栖町17線17号			
丸	Щ	墓	地	鷹栖町22線11号			

第15節 障害物除去計画

この計画は、災害により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で、住民の生活に著 しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図ることを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は町(建設水道部)が行い、救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流路を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき

3 除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し 集積するものとする。

5 障害物の保管等

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から原則14日間その工作物名簿を公示するものとする。
- (2) 保管した工作物等が滅失、破損するおそれがあるとき及びその保管に不相当の費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

6 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第16節 応急土木対策計画

この計画は、災害により公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定める。

1 災害の原因

- (1) 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (2) 山崩れ、地すべり
- (3) 土石流
- (4) がけ崩れ
- (5) 地震

2 被害種別

- (1) 路面及び路床の流失埋没
- (2) 橋りょうの流失
- (3) 河川の決壊及び埋没
- (4) 堤防の決壊
- (5) 貯水池、ため池等えん堤の流失及び決壊

3 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

4 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及 び応急復旧対策は、次に定める。

- (1) 応急措置の準備
 - ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施する ための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
 - イ 災害の発生が予想されるときは、逐次、所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移 等を判断して、応急対策の万全を期さなければならない。
- (2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、 当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力しなければ ならない。

第17節 輸送計画

この計画は、災害時において住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援あるいは救助のための資器材・物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を、迅速確実に行うための輸送方法及び範囲等を定め、災害応急対策、復旧対策等の万全を期することを目的とする。

1 実施責任者

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。災害時輸送の総括は、総務企画部が行い、教育部が支援する。

2 輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に鷹栖町の所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの 距離、被害の状況等により鷹栖町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を 要請し、又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町有車両、営業 用車両、燃料調達先は、総務企画部で別に定めておくものとする。

なお、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送を、また積雪期 はスノーモービル等により輸送を行う。

(2) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、知事(上川総合振興局長)に自衛隊の航空機輸送の要請を要求するものとする。

ヘリコプターの発着及び物資投下可能場所は、次のとおりとする。

施	設	名	所	在	地	広さ(m)	電話番号	物資投下可能場所
北野小	学校グラウ	カンド	鷹栖町1	2線3-	号	110× 60	87-2302	0
鷹栖養詞	獲学校グラ!	ウンド	鷹栖町北!	野西 3 🛭	条2丁目	130× 60	87-2261	0
鷹栖町	「民グラウ	ンド	鷹栖町南	2条3	丁目	100×150		0
旧中央	小学校グラ	ウンド	鷹栖町1	7線1	2号	50× 80	87-4573	0
旧北斗/	小学校グラ	ウンド	鷹栖町1	4線1	6 号	80× 80		0
旧北成小	学校グラウ	ンド	鷹栖町2	2線1:	5 号	50× 80		0

(3) 舟艇の輸送

水害時における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食糧等の供給の必要がある場合は、消防機関に要請し舟艇により輸送を行うものとする。

3 町有車両の現況

町が管理する車両の種別・台数等は次のとおりである。

なお、消防用車両については第4章第6節「消防計画」の1「消防機関の組織及び消防団 の管轄区域」のとおりとする。

(H26.4.1現在)

管 理 課	登 録	番号	車 種 名	形 状
総務企画課	旭川 300	ろ-1121	ホンダレジェンド	乗用車
	旭川 500	た-9052	ホンダストリーム	乗用車
	旭川 480	V - 7 9 2 1	ホンダアクティ	軽貨物
	旭川 500	ま-1312	ホンダフィットシャトル	乗用車
	旭川 400	す-2917	ホンダパートナー	貨物
	旭川 500	な-9259	ホンダフィット	乗用車
	旭川 580	<-5389	ホンダライフ	軽乗用車
	旭川 300	なー4233	スバルインプレッサ	乗用車
	旭川 400	さー 515	ホンダパートナー	貨物
	旭川 300	ねー 245	トヨタハイエース	ワゴン車
	旭川 50	< -6 5 9 6	ホンダライフ	軽乗用車
	旭川 400	そ-5136	トヨタサクシード	貨物
	旭川 500	<i>⋈</i> −1904	ホンダステップワゴン	乗用車
	旭川 400	す-3048	トヨタサクシード(広報搭載)	貨物
	旭川 400	えー 734	ホンダアクティ	軽貨物
	旭川 40		ホンダトゥディ	軽貨物
建設水道課	旭川 800	さ-8321	ニッサンエクストレイル	特種
	旭川 800	は- 501	三菱道路作業車	除雪専用車
	旭川 100	は-1029	ニッサンディーゼル	ダンプ
	旭川 100	は-2421	ニッサンディーゼル	ダンプ
	旭川 000	3−1528	川崎ショベル	ショベルローダ
	旭川 000	るー 705	コマツ	グレーダー
	旭川 900	るー 130	開発工建	ロータリー
	旭川 99	<i></i> ∼−9196	ニイガタ	ロータリー
	旭川 900	る- 904	ニイガタ	小ロータリー

第5章 災害応急対策計画

	Jan 111	1.00	1- 1000	D 117	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	旭川	100	す-1820	日野	道路作業車
	旭川	0 0 0	る -3433	川崎重機	ショベル
	旭川	5 0 0	Ø− 618	ニッサンセレナ	貨物
	旭川	4 0	けー7618	ホンダアクティ	軽貨物
	旭川	4 0	世- 299	ホンダアクティ	軽貨物
教育委員会	旭川	2 2	た- 586	ニッサン【スクールバス中型】	バス
	旭川	2 2	た- 534	ニッサン【教育活動車】	バス
	旭川	2 2	せー 906	ニッサン【スクールバス小型】	バス
	旭川	2 2	せー 907	ニッサン【メロディー号】	バス
	旭川	200	た- 247	日野 【そよかぜ号】	バス
	旭川	100	さー4595	ニッサンアトラス【給食運搬車】	貨物
健康福祉課	旭川	800	さ-3067	トヨタレジアスエースバン	ワゴン車
	旭川	4 0	け-8755	ホンダライフ	軽乗用車
	旭川	400	さ-1276	ニッサンADバン	貨物
町民課	旭川	200	さー 653	ニッサン【町営バス】	バス
	旭川	200	さー 32	日野【町営バス】	バス
	旭川	800	は- 468	ニッサン	特種
	旭川	0 0	る -6938	キャタピラー	特殊
	旭川	1 1	5-8212	ニッサンディーゼル	貨物
	旭	100	さ-9821	三菱	貨物
	旭川	1 1	た-3873	日野	貨物

4 移送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の移送
- (3) 被災者救出のために必要な人員、資器材等の移送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の移送
- (5) 救援物資等の輸送
- (6) その他本部が行う移送

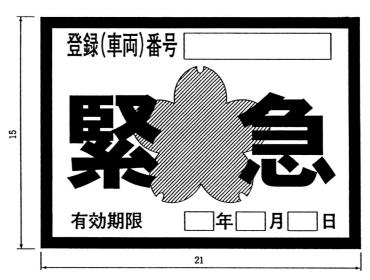
5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第76条の規定に基づき北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合、町長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送に当たるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証 明書を当該車両に備え付けるものとする。

- (1) 標章 (様式5-3)
- (2) 緊急通行車両確認証明書(様式5-4)

様式5-3



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」並びに 年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 5-4

第	号	В	緊急通行	· 古玉 <i>地</i>	:≑双号;;;11日 号	₽ r		年	月	日
		ż	糸心地11	平凹雅	高心部11977年	新 知 公安委	事			印 印
番号標に	表示	されてし	いるね	番 号						
車両の用途(! 人員又は 品名		を行う車両に	あってに	は輸送						
使	用	者	住	所						
(大)	Ж	18	氏	名						
通	行	目	時							
/文	仁	ψ∀	巾欠		出	発	地	目	的	地
通	行	経	路							
備			考					•		

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

6 費用の期限及び期間

救助法の基準による。

7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿(様式5-5)

様式 5-5

輸 送 記 録 簿

市町村名

				借」	上等		ſ	多		繕	Î	燃	実	備
輸送	目的	輸送区間	使用耳	直両等			故障耳	車両等	<i>依</i> 经	仮送	北京	料	支	
月日	Пнэ	(距離)	種	台数	金	額	名称	所有者	修繕 月日	修繕費	故障 概要	費	出額	考
			類	数			番号	氏名)1 H		孤女	貝	积	7
						円						円	円	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	·////	^~~~		~~~~	·////	·///	//////	·////	·/////	·////	^^^	·///	\\\\\\	\\\\\\
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	^~~~		·////	·////	·///	<i>/</i> /////	·/////	·/////	·////		/ ~~	~ ~~	
計														

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
 - 2 北海道又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 - 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第18節 労務供給計画

この計画は、災害時における災害応急対策実施に労務を必要とする場合、必要な労務者を確保することにより、災害対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、 町(総務企画部)が行うものとする。

2 民間団体への協力依頼

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、まず奉仕団の要員、次に被災地区以 外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げを実施する。

- (2) 本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務企画部を通じて要請するものとする。
 - ア 動員を必要とする理由
 - イ 作業の内容
 - ウ 作業場所
 - 工 就労予定時間
 - 才 所要人員
 - カ 集合場所
 - キ その他参考事項
- (3) 住民組織等の要請先

第2章第4節「住民組織等への協力要請」に準じる。

3 作業の種類

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療、助産の移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の支給

- (6) 死体の捜索及び処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他

4 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が不足なときは、労務者を雇上げるものとする。

- (1) 労務者雇上げの範囲
 - ア 被災者の避難誘導
 - イ 医療、助産のための移送
 - ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作
 - エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配付
 - 才 救援物資支給
 - カ 行方不明者の捜索及び処理
- (2) 旭川公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして求人の申込みをするものとする。

- ア職業別、性別、所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項
- (3) 賃金

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第19節 文教対策計画

この計画は、学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保護に関し定めることを目的とする。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

防災発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等 の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとられるよう防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは 要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 北海道·町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は、町長が行うものとする。

2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡報告を密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設の被害状況
- (3) 教育その他職員の被災状況
- (4) 児童生徒の被災状況の概要
- (5) 応急措置を必要とする事項

3 応急教育対策

(1) 休校処置

ア 災害が発生し又は予想される気象条件になったときは、各学校長等は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。また、児童生徒を帰宅させる場合は、 教師が付き添う等、児童生徒の安全保護に留意するものとする。

イ 登校前の処置

登校前に休校処置を決定したときは、各学校等の学級電話連絡網で速やかに連絡するとともに、広報車等を利用し児童生徒に周知徹底させるものとする。

(2) 施設の確保、予定場所と復旧対策

被害の程度	応急施設の予定場所及び復旧対策
応急修理のできる場合	速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。
校舎の一部が使用でき ない場合	特別教室、屋内体育館等を一時転用するなどにより授業の確保 に努める。
校舎の全部、又は大部 分が使用できない場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。(2) 近隣学校の校舎を利用する。
特定の地域が、全体的 に相当大きな被害を受 けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、災害の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。(2) 応急仮校舎を建設する。

(3) 教育の実施要領

ア 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の 実施が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐ ように努める。

- イ 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - (イ)教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率 化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - (ウ) 通学道路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。)

- (エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとと もに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- (オ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じ やすい心理的な障害に十分配慮する。
- ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

4 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

5 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、 学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

- (2) 支給品名
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 調達方法
 - ア 教科書の調達

町(教育部)は、被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道 教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。ま た、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。

イ 学用品の調達

道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関に連絡の上、直ちに応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

7 衛生管理対策

学校が被災者収容所施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理するものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。
- (4) 必要に応じて、上川総合振興局保健環境部保健行政室(上川保健所)に依頼して被災学校の教職員、児童生徒の感染症予防接種、健康診断等を実施すること。

8 文化財に対する措置

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び鷹栖町文化財保護条例による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、復旧に努めるものとする。その他の町の文化資料の保全保護は、教育部が当たるものとする。

9 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第20節 災害警備計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地域における社会秩序の維持に関し定めることを目的とする。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害警備

災害警備については、次の定めるところによるもののほか、北海道地域防災計画の定めると ころによるものとする。

(1) 災害の予警報の伝達に関する事項

災害に関する予報及び警報の伝達については、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

- ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、所轄警察署、駐在所を 通じて町長に伝達する。
- イ 所轄警察署長は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期するものとする。
- ウ 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、第3 章第4節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものと する。



3 事前措置に関する事項

(1) 町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備をするこ

とを要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出する)により警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。

- ア 派遣を要する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣について必要な事項
- (2) 警察署長は、町長からの要請により基本法第59条第2項に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は、町長が行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、本章第3節「避難救出計画」に定める「避難所」を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画により難い場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借り上げ、給食などは、町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、 直ちにその旨を町長に通報するものとする。

この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項並びに同法第65条第2項に基づき応急公用負担 (人的、物的公用負担)を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとし、町長は 応急公用負担を行った場合の損失の補償等の事後処理を行うものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並 びに死体の検視に努めるとともに、状況に応じて町長の行う死体の捜索などの災害活動に協力 するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長、その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他の警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等を計画し、通信の確保を図るものとする。

10 交通規制に関する事項

- (1) 警察署長は、その所轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生 し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に 基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

第21節 応急飼料対策計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町(産業振興部)が実施するものとする。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし農業協同組合を通じ斡旋を要請するものとする。

なお、町内において処理不可能なときは、文書をもって上川総合振興局長を通じ、北海道農 政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- (1) 飼料 (再播用飼料作物用種子を含む)
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
 - ウ購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法 (預託、附添等)
 - 工 転飼予算額
 - オ 農家戸数等の参考となる事項

第22節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害に際して人命救助又は財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法 (昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請に関する事項を定めることを目的とする。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請要領

- (1) 町長、警察署長等は災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした 文書 (様式 5-6) をもって要請権者である知事に派遣要請を要求するものとする。また、 口頭又は電話等により派遣要請を要求した場合は、速やかに文書を提出するものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊が展開できる場所
 - オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 町長又は警察署長等は、人命の緊急救助に関し、派遣要請権者に派遣要請を要求するいと まがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等 については、直接指定部隊等の長に通知できるものとする。ただし、この場合、速やかに 要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。
- (3) 対策担当部及び要請先

総務企画部が派遣要請の要求を行い、要請権者への連絡及び関係書類の提出先は上川総合振興局地域政策部地域政策課とする。なお、自衛隊における連絡先は、陸上自衛隊第2師団 (元0166-51-6111内線2793 (課業課内) 2600 (師団当直長))である。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内に置くものとする。

(2) 宿泊所、車両、機械等保管場所 町所有地及び町有施設を提供する。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は総務企画部長とし、連絡員は総務企画部員をもって充てる ものとする。

(4) 作業計画の樹立

町長を指揮者とし、所要人員、各種資器材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立 して、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

4 派遣部隊到着の処理

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。

(2) 知事への報告

総務企画部は、派遣到着後及び必要に応じ、次の事項を知事(上川総合振興局長)に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書(様式 5-7)をもって知事(上川総合振興局長)に対しその旨を要求するものとする。ただし、文書による要求に日時を要するときは、電話等で要求し、その文書を提出するものとする。

6 経費等

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料

- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- 工 水道料
- オ くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

様式 5-6

年 月 日

北海道知事 様

鷹栖町長

災害派遣要請依頼について

このことについて、別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書により自衛隊の災害派遣要請を依頼いたします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式5-7

年 月 日

北海道知事 様

鷹栖町長

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け第 号をもって要請依頼しました災害派遣につきましては、次の日時をもって撤収されるよう要請依頼します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

第23節 防災ボランティアとの 連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ、及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画に定めるところによる。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備 を図るものとする。

2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされることが、想定されるので、福祉 団体などの関係団体と協議し、又は連携を図って、相互に協力して受付を行うものとする。

この受付の際には、氏名、住所及び活動内容等を記録しておかなければならない。

また、この場合の災害対策本部のボランティア受入担当は、社会福祉法人鷹栖町社会福祉協議会に全面的に協力を要請する。

ただし、災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近 隣市町に応援を要請し、その市町において受付窓口を設けるものとする。

3 ボランティア活動等の把握

町 (健康福祉部) は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、また、どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動

- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

5 ボランティア活動への支援

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者介護や外国人との会話力等 ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティ ア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第24節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により、 町長は、指定地方行政機関及び指定公共機関の長等に対し、職員の派遣又は斡旋を要請するもの とする。

1 要請権者

要請権者は、町長とする。なお、町長が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別、人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - オ ア〜エに掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣の斡旋は、道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ ア〜エに掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、

条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、双方の関係 規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側は、その派遣職員 を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に 規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第25節 消防防災〜リコプター 要請計画

災害時における消防防災へリコプターの要請についての計画は、次のとおりである。

1 基本計画

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災へリコプター応援協定」(資料11)の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災へリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災へリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町 長が不在等の場合は、町長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当 する場合は、知事(防災消防課防災航空室)に消防防災へリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災へリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

町から知事(防災消防課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかに して行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災へリコプター緊急運航伝達票を 提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要な事項

(3) 要請先

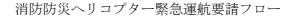
名	称	電話番号	FAX番号
北海道総務部危機対策局防災	消防課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

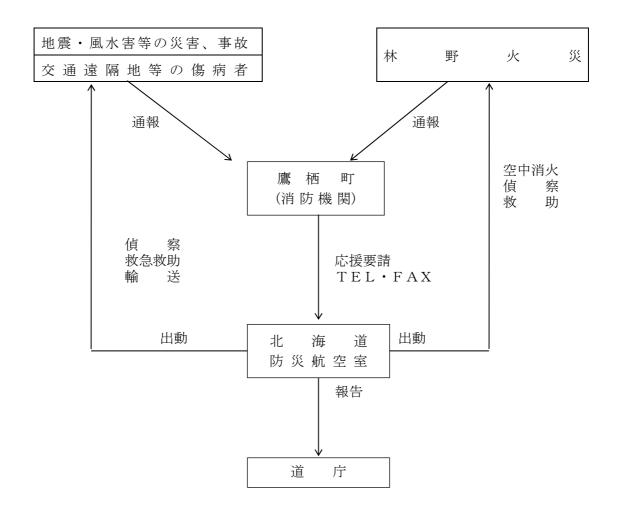
4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災へリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
- (3) 救助活動
 - ア 被災者の救助・救出
- (4) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消防隊員、資機材等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動





5 ヘリコプター発着可能地 (発着場所)

ヘリコプター発着可能地については第5章第17節「輸送計画」参照のこと。

第26節 広域応援計画

町及び消防機関は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、次の とおり他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

- (1) 町は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料8)に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 町は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 旭川市消防本部は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策 を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」(資料 10) に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(4) 町及び消防機関は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入体制を確立しておく。

第27節 災害義援金募集配分計画

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集(配分)委員会がこれに当たるものとする。その運営方法等は、北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(資料12)に定めるとおりとする。

第28節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を 委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

	適 用	基準		適用
N				1 住家被害の判定基準
被害	市町村単独	相当広範囲		・滅失:全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、
│ │ 区分	の場合	な場合(全	被害が全道に	焼失したもの又は損壊が甚だしく、 補修により再使用することが困難で
		道2,500)世	わたり、	具体的には、損壊、焼失又は流失し た部分の床面積が、その住家の延床
		帯以上	12,000世帯以	面積の70%以上に達したもの、又は
	住家滅失	住家滅失	上の住家が滅	住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50
市町村	世帯数	世帯数	失した場合	%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯
の人口				に換算 住家が損壊が甚だしいが、補修
5,000人以			市町村の被害	すれば元通りに再使用できる程度の もので、具体的には損壊部分の床面
上15,000	4 0	2 0	状況が特に救	積が、その住家の延床面積の20~70 %のもの、又は住家の主要な構成要
人未満			助を必要とす	素の経済的被害を住家全体に占める
			る状態にある	損失割合で表し、20%以上50%未満 のもの。
			と認められた	・床上浸水:3世帯で滅失1世帯に推 算
			とき。	床上浸水、土砂の堆積等により、 一時的に居住することができない#
				態となったもの。
				(1) 生計を一にしている実態の生活単
				位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

3 救助法の適用手続

- (1) 町長は、災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、 直ちにその旨を上川総合振興局長(以下「振興局長」という。)に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の 規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示 を受けなければならない。
- (3) 振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告する。知事は、振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる 救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班~道・日赤道支部(た だし 委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班~道・日赤道支部 (ただし委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3 日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町

学用品の給与	教科書等 1か月以内	町
	文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の 収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細 則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条に より行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務につい て相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第5章	
災害応急対策計画	

			管理担当 連絡先		交	ままする	想定収				
NO	施設·場所名	住所	管理者	電話番号 (FAX番号)	洪水	崖崩れ 、土石 流及び 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫	容人数(人)	対象地区
1	北野小学校グラウンド	鷹栖町12線3号	北野小学校長	0166-87-2302 (0166-87-2383)	0	0	0	0	0	250	北野地区
2	鷹栖養護学校グラウンド	鷹栖町北野西3条2丁目	鷹栖養護学校長	0166-87-2261 (0166-87-2261)	0	0	0	0	0	280	北野地区
3	北野軽スポーツ公園	鷹栖町北野西5条2丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-4312 ※海洋センター		0	0	0		380	北野地区
4	北野公園	鷹栖町北野西3条1丁目	鷹栖町長	0166-87-2111 (0166-87-2196)	0	0	0	0	0		北野地区
5	鷹栖中学校グラウンド	鷹栖町11線6号	鷹栖中学校長	0166-87-2008 (0166-87-2104)	0	0	0	0	0	440	鷹栖地区 北野地区
6	鷹栖小学校グラウンド	鷹栖町北1条1丁目	鷹栖小学校長	0166-87-2219 (0166-87-2170)	0	0	0	0	0	330	鷹栖地区
7	鷹栖高等学校グラウンド	鷹栖町南1条1丁目	鷹栖高校学校長	0166-87-2440	0	0	0	0	0	1,300	鷹栖地区
8	鷹栖町民グラウンド	鷹栖町南2条3丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2028	0	0	0	0	0	1,200	鷹栖地区
9	鷹栖町民球場	鷹栖町南2条3丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2028	0	0	0	0	0	1,470	鷹栖地区
10	鷹栖町メモリアルパーク	鷹栖町南2条4丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2028	0	0	0	0	0	900	鷹栖地区
11	そよかぜ公園	鷹栖町北1条2丁目	鷹栖町長	0166-87-2111 (0166-87-2196)	0	0	0	0	0	120	鷹栖地区
12	旧鷹栖町中央小学校グラウン ド	鷹栖町17線12号	(社)鷹栖共生会	0166-87-3113 (0166-87-3358)	0	0	0	0	0	150	中央地区
13	北斗運動広場	鷹栖町14線16号	(社)鷹栖共生会	0166-87-3113 (0166-87-3358)	0	0	0	0	0	130	北斗地区
14	旧北成小学校グラウンド	鷹栖町22線15号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2028	0	0	0	0	0	80	北成地区

平成26年4月1日現在

NO	施設名	住所	管理担当 住底 連絡先		想定収容人 数	対象地区	備考
	心 故石	正的	管理者	電話番号 (FAX番号)	(人)	对 家地区	VH 75
1	北野小学校	鷹栖町12線3号	北野小学校長	0166-87-2302 (0166-87-2383)	650	北野地区	
2	鷹栖養護学校	鷹栖町北野西3条2丁目	鷹栖養護学校長	0166-87-2261 (0166-87-2261)	1,200	北野地区	
3	鷹栖町総合体育館	鷹栖町南2条4丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-4291 (0166-87-4639)	1,200	鷹栖地区	
4	北斗地区住民センター	鷹栖町14線16号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2755 (FAX兼用)	200	北斗地区	
5	中央地区住民センター	鷹栖町17線12号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2877 (FAX兼用)	100	中央地区	
6	北成地区住民センター	鷹栖町22線15 号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-2876 (FAX兼用)	100	北成地区	
7	北野地区住民センター	鷹栖町北野東3条2丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-4772 (FAX兼用)	250	北野地区	
8	北野保育園	鷹栖町北野東3条2丁目	鷹栖町長	0166-87-2304 (FAX兼用)	150	北野地区	
9	鷹栖地区住民センター	鷹栖町北1条3丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87-5390 (FAX兼用)	300	鷹栖地区	
10	鷹栖小学校	鷹栖町北1条1丁目	鷹栖小学校長	0166-87-2219 (0166-87-2170)	550	鷹栖地区	
11	旧鷹栖中央小学校	鷹栖町17線12号	(社)鷹栖共生会	0166-87-3113 (0166-87-3358)	450	中央地区	
12	鷹栖町サンホールはぴねす	鷹栖町南1条3丁目	鷹栖町長	0166-87-2112 (0166-87-2226)	480	全地区	福祉避難所

表 5-3 [集積場所]	(第5章第6節関係)

<u>双 ∪ ∪ L未识物儿</u>		1 1/1/											
		集	責施設管理者	集積	管 理 者			備	蓄	内	容		
施設名称	所 在 地	管理者名	Tel (FAX) (E-mail)	管 理 者 名	Tel (FAX) (E-mail)	食糧	日用品	飲料水	医薬品	毛布	簡易トイレ	発電機	その他
鷹栖町役場 総合庁舎	鷹栖町南1条3丁 目5番1号	鷹栖町長	0166-87-2111 0166-87-2196 (soumu@town. takas u. hokkaido. jp)	鷹栖町総務企画部長	0166-87-2111 0166-87-2196 (soumu@town. takas u. hokkaido. jp)			0	0	0		0	

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

北海道地域防災計画では、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができるとしている。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震は表6-1及び図6-1のとおりである。

なお、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じ、地震想定を見直すこととする。

表 6-1 [北海道に被害を及ぼすと考えられる地震]

震			断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (Km)
溝型	业地 詹	Ę		•	•	'	
(Ŧ	F島 港	毎溝/日本海溝)					
Т	`1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	
T	`2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8. 1	
T	`3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7. 9	
T	`4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	
T	`5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8. 1	
Т	6	500 年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8. 6	
(日	本	毎東縁部)					
T	`7	北海道南西沖	-	1993年	既知	7.8	
T	`8	積丹半島沖	-	1940年	既知	7.8	
T	`9	留萌沖	_	1947 年	既知	7. 5	
Т	`10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	
(フ	プレ -	- ト内)					
Р	1	釧路直下	-	1993年	既知	7. 5	
P	2	厚岸直下	-	1993 年型	推定	7. 2	
P	23	日高西部	_	1993 年型	推定	7. 2	
陸型	业地层	莫			•		
(活	5断層	喜帯)					
N	11	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7. 9	6
		主部北側				7. 5	4
		主部南側				7. 2	2
N	12	サロベツ	地震本部		既知	7. 6	4
N	13	黒松内低地	地震本部		既知	7. 3	3
N-	14	当別	地震本部		既知	7. 0	2
N	15	函館平野西縁	地震本部		既知	7. 0-7. 5	2
N	16	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	6
N	17	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8. 0	8
		光地園				7. 2	2
N	18	富良野	地震本部		既知		
		西部				7. 2	2
		東部				7. 2	2
N	19	標津	地震本部		既知	7.7以上	5
N	110	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54 以_
N	111	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7. 5	4
(伏	大在脚	 新層)			1	1	
F	1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6. 7-7. 5	
		の内陸地震)			1	1	
Е	1	弟子屈地域	_	1938年	推定	6. 5	
E	2	浦河周辺	_	1982 年	推定	7. 1	
-	3	道北地域		1874年	推定	6. 5	

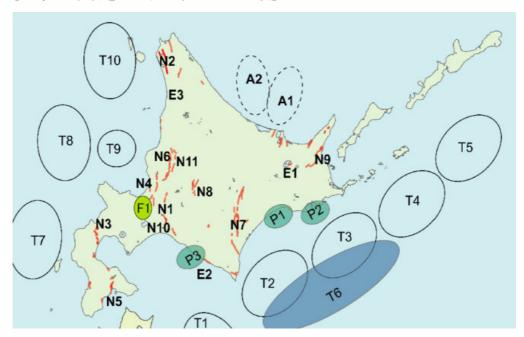
第6章 地震災害対策計画

ţ	地 震			断層モデル* 例(発生年) 位置		位置	マグニ チュード	長さ (Km)
(オホーツク海)								
		A1	網走沖	_	未知	推定	7.8	60
		A2	紋別沖 (紋別構造線)	-	未知	推定	7. 9	70

*断層モデルを公表している機関・・・地震本部:地震調査研究推進本部

中防:中央防災会議

図6-1[北海道に被害を及ぼすと考えられる地震]



第2節 災害予防計画

1 地震に強いまちづくり推進計画

町及び関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など 構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地震に強いまちづくりを推進する。

- (1) 建築物の耐震、不燃化の推進
 - ア 町及び防災関係機関の施設管理者は、不特定多数の者が使用する公共施設及び防災上の 拠点となる役場や学校、医療機関など応急対策上重要な施設の耐震性の確保を推進する。
 - イ 町は、不特定多数の者が利用する店舗及び住宅など建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守の指導等に努める。
 - ウ 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進するとともに、建築物の落下物対策及 びブロック塀等の安全化を図る。

(2) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路の整備に当たって耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関との情報連絡に必要な通信施設の整備に努めるとともに、耐震 設計や情報ネットワークの充実に努める。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水、工業用水等の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ町は、自ら保有するコンピューターやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

(5) 大規模地震対策の強化

町は、国の地震防災戦略をうけ、地域の特性を踏まえた減災目標等を策定し、対策の推進 に努める。

2 土砂災害予防計画

第4章第4節「土砂災害対策計画」を準用する。

3 雪害対策計画

第4章第2節「雪害対策計画」を準用する。

4 消防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防の指導及び消防力の充実に努めるとともに、初期段階で重要となる地域住民、事業所等による初期消火、救出能力の向上を図るための計画は、第4章第6節「消防計画」の定めるところにより行うものとする。

5 建築物等災害予防計画

地震災害から住宅等の建築物を守るための計画は、次のとおりとする。

- (1) 市街地に建設する住宅及び商店の構造は、地震災害を考慮した耐震性と不燃性の推進を図る。
- (2) 木造建築物について、延焼のおそれのある外壁等の不燃化の促進を図る。
- (3) 既存建物で現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有しないものは、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。
- (4) 市街地の主要道路及び歩道に近接する既存ブロック塀等にあっては、点検、補強の指導を行うとともに、新たに施工する場合は、施工基準の遵守を図る。また、自動販売機等についても、既存、新設を問わず倒壊を防止するための処置の促進を図る。

6 防災訓練計画

地震に対する防災訓練は、第4章第7節「防災訓練計画」によることとするが、特に次の訓練を重点項目とする。

- (1) 訓練の実施
 - ア 消火訓練

消防機関の出動及び指揮系統の確立

イ 避難訓練

避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難者の把握

ウ 救出、救助訓練 被災地、被災家屋等からの救出及び救護の連携、医療機関との連携

(2) 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は自主防災組織、ボランティア及び地域住民等と連携した訓練を実施

する。

7 防災知識普及計画

第4章第8節「防災知識普及計画」を準用する。

8 避難計画

避難計画については、第5章第3節「避難救出計画」に定めるもののほか、避難所等、救出 方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- (1) 避難の勧告及び指示の周知徹底を図る。
- (2) 避難所等の設定
- (3) 避難路の確保を図る。
- (4) 被災者の誘導迅速化を図る。
- (5) 被災による負傷患者の避難対策と医療対策の徹底を図る。

9 自主防災組織等の育成

第4章第9節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

10 避難行動要支援者対策計画

第4章第10節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

11 積雪·寒冷対策計画

積雪・寒冷期において、地震が発生した場合、他の季節に比べて、積雪による被害の拡大や 避難路、避難所の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町及び防災関係機関は、次に より積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めるものとする。

(1) 積雪対策の推進

- ア 積雪時における地震対策として、恒常的な除排雪体制の確立に努める。
- イ 町及び防災関係機関は「北海道雪害対策実施要綱」に基づき相互に連携協力して、雪対 策と雪害の防止に努める。
- (2) 交通の確保
 - ア 地震発生時の緊急輸送等の災害応急対策を円滑に実施するため、道路交通の確保に努める。
 - イ 道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に道路交通 の確保に努める。
 - ウ 道路管理者は、それぞれ管理する道路について、冬期交通に支障となる箇所について、

改良及び防雪柵等適切な施設を設置する。

(3) 家屋倒壊防止

ア 町長は、積雪時の地震に対し、住宅の耐震性を確保するため、屋根雪荷重による被害の 増大を防ぐため、雪の除去等の指導に努める。

イ 屋根雪処理を自力で不可能な世帯に対し、ボランティアの協力や、町内会等の相互扶助 体制の確立を図る。

(4) 避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、避難所及びこれに通ずる道路の確保に努める。

(5) 寒冷対策

避難所における暖房等について、電源を要しない暖房器具や燃料及び防寒具等の備蓄に努める。

12 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(1) 食糧等の確保

ア 町は、あらかじめ第5章第5節「食糧供給計画」に記載する主要食糧取扱者及び一般食糧取扱店等と食糧の調達について協定を締結するなど、備蓄、調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。

イ 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。

ウ 町は、防災週間や関連行事を通じて住民に対し2~3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2) 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期における暖 房器具等の整備に努める。

(3) 備蓄倉庫の整備

町は、防災資機材の備蓄倉庫の整備に努める。

13 住民の心構え

自主防災組織の育成等、阪神・淡路大地震の経験を踏まえ地震災害発生時の被害軽減を図るため、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する心構えを心がけるとともに、災害時に自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。地震発生時に家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として被害の発生を最小限に止めるため必要な措置をとるものとする。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難所及び家庭との連絡方法を確認する。
- (イ)がけ崩れに注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具を固定する。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をする。
- (カ) 非常用食糧、救急用品、非常時持出用品を準備する。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
- (イ) すばやく火の始末をする。
- (ウ) 火が出たらまず消火する。
- (エ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (オ)狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (カ) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (キ)避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (ク) みんなが協力しあって、応援救護を行う。
- (ケ)正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- (コ) 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

- (ア)消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割を明確にすること。
- (イ)消防計画により避難訓練を実施すること。
- (ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

イ 地震発生時の心得

- (ア) すばやく火の始末をすること。
- (イ) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (ウ) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (エ) 正確な情報を入手すること。
- (オ) 近くの職場同士で協力しあうこと。

- (カ) エレベーターの使用は避けること。
- (キ)マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

町は、上記の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づく 応急対策の実施と、関係機関の連携を密にして被害の防止に努める。

1 応急活動体制

(1) 災害対策本部の設置

町長は、次の基準の一に該当すると認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害 対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準

- 1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき
- 3 予想されない重大な被害が発生したとき
- 4 その他本部長が必要と認めたとき

(2) 配備体制

関係機関は、本部が設置されると第2章第3節「職員の動員計画」に定められるところにより直ちに配備体制を執るが、特に休日、勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合及び有線電話が途絶した場合は、職員は、非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの部署に就くものとする。

(3) 活動

各部は、第2章第2節「災害対策本部」に基づきそれぞれの活動を開始するものとする。 特に旭川市消防本部(鷹栖消防署)にあっては、地震災害による被害の拡大防止を図るものとする。

2 災害広報計画

地震災害に関する情報の収集・伝達については、災害が発生した直後から住民の行動計画に 欠くことのできない重要なことから、第3章第4節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」 によるもののほか、次に記載する事項により対処する。

(1) 地震情報の収集

- ア 地震情報の収集は、一般公共のテレビ、ラジオのほか、北海道総合行政ネットワークに よる情報等による鷹栖町に最も的確なる情報を収集する。
- イ 情報の収集に当たっては、震度、震源、地震回数、その後の余震の予測などに重点を置く。
- ウ 地震発生後の町内の状況把握については第2章第2節「災害対策本部」に準じて、職員 がそれぞれ初期行動により地域の被災等を把握する。
- エ 町内の各地域の状況把握は、電話による問合せのほか、電話途絶時には防災無線局(移動局)等で現地から収集する。

(2) 地震情報の伝達

人命の安全を最優先とし、緊急地震速報を活用することを町民に広く周知する。町内住民 及び各地域への地震情報伝達は、各種伝達手段により伝達する。

(3) 通信連絡施設の活用

通信連絡は第3章第3節「災害通信計画」に定めるもののほか、防災関係機関との連携により、それぞれの施設を最大限活用する。

- ア 有線電話途絶時の通信・連絡は、NTTドコモ北海道災害連絡用優先無線電話、消防無 線、警察無線、自衛隊無線、防災無線局(移動局)等を活用する。
- イ 地震時の通信については、停電を考慮して発電機による電力供給をするなど、無線電話 の確保と無線設備の安全確保を図る。
- ウ 通信機関が全体的に使用不能状況の場合は、所定の申請手続により、北海道にヘリコプターの要請及び車両等を現地に派遣して通信連絡体制を図る。
- エ 災害の状況を把握するため、連絡員を現地に派遣し、本部及び報道機関との連絡調整に 当てる。

(4) 広報活動

広報活動は、災害時の住民不安を和らげる被災者の対策に大きな役割を担うため、第5章 第2節「災害広報計画」の2「災害情報等の発表方法」を基本とする。

広報車等によって周知する内容は、町及びその周辺に被害の発生がある場合には、札幌管 区気象台発表の地震情報を受けて災害の規模に応じ内容等を精査し広報する。主なものは、 次のとおりとする。

- ア 避難所について (避難所の位置、避難路等)
- イ 交通、通信状況(交通機関の運行状況、不通場所、開通見込み日時)
- ウ 火災状況(発生場所)
- 工 電気、水道等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、注意事項)
- オ 医療救護所の状況

- 力 給食、給水実施状況(供給日時、場所、種類、量、対象者等)
- キ 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- ク 河川、土木施設状況
- ケ 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- コ 広報の方法については、本節によるほか、第5章第2節「災害広報計画」による。

3 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や、特に市街地では 延焼拡大など多大な人的、物的被害が予測される。

このため、被災地の地元住民や防災組織等は初期消火及び延焼拡大の防止に努めるため、消火活動に関する計画を次のとおり定める。

(1) 消防活動体制の整備

町は、地域の地震災害を防御し、被害を軽減するため、第4章第6節「消防計画」を基本とする応急消防活動、その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い整備する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ危険区域を把握し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- ア 住宅密集地域の火災危険区域
- イ 消防活動に有効な進入路
- ウ がけ崩れ、崩落危険区域
- エ 特殊火災危険区域(危険物、ガス等)

(3) 相互応援協力の推進

消防活動が円滑に行われるよう旭川市消防本部及び近隣市町消防機関との協力関係を図る。

(4) 地震火災消火対策

大地震時における火災の消火及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るための基本 的な事項を次のとおり定める。

ア 消防職員等の確保

住宅密集地域における火災の多発などにより、集中的消火活動の困難性や消防装備が破壊され、搬出不能などを考慮し消防職員、団員の招集及び町一般職の各分担的出動の徹底を図る。

イ 消火水利の確保

地震時の水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となる場合を考慮 し、防火水槽、配水池、河川水等多角的な水利確保に努める。

ウ 初期消火の徹底

住民に対し、平素から地震時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底に努める。

エ 応急救出活動

震災時に倒壊した家屋内での住民、特に高齢者、障がい者等の救出は、初期消火とともに重要な活動であり、並行して行われる初期活動であることから、防災機関及び地域住民が、あらかじめ災害時要援護者の住居等を把握する。また、災害時にはこれら対象者の安否の確認を急務とする。

4 避難救出計画

避難対策については、第5章第3節「避難救出計画」を基本とする。

5 救助、救出計画

救助、救出計画については、第5章第3節「避難救出計画」、第5節「食糧供給計画」、第6 節「衣料、生活必需品等物資供給計画」、第7節「住宅対策計画」、第8節「給水計画」、第10 節「医療及び助産計画」及び第11節「救急医療対策計画」を基本とする。

6 食糧供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策の従事者等に対する食糧供給に関する計画は、第5章 5節「食糧供給計画」に定めるところによる。

7 衣料、生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第5章第6節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

8 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住 宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第7節「住宅対策計画」に定めるところに よる。

9 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水の供給が困難となった場合の応急給水は、 第5章第8節「給水計画」に定めるところによる。

10 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴う各種災害のうち、生活に密着した施設(水道、下水道、電気、通信及び放送施設等)が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生じる。 これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりとする。

(1) 水道施設

- ア 建設水道部は、地震災害により被災した水道施設の応急復旧及び飲料水の確保に対処するため、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害の軽減と迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。
- イ 地震災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込等について 広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図 るものとする。

(2) 下水道施設

- ア 建設水道部は、地震災害により被災した下水道施設の応急復旧に対処するため、直ちに 必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、雨水、汚水の疎通に支障 のないように速やかに応急対策を行うものとする。
- イ 地震災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その状況及び復旧見込み、排水不能 地区における使用自粛等の広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消を図るものと する。

(3) 電 気

- ア 北海道電力㈱旭川支店は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害があった場合は二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早期に停電の解消に努める。
- イ 地震災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び 電力施設の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機 関や広報車を通じて広報し、住民の不安の解消に努める。

(4) 電 話

ア 東日本電信電話㈱北海道事業部及びNTTドコモ北海道旭川営業所は、地震災害により 被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際してこの計画 に基づき直ちに被害状況(不通の状況)の調査、施設の点検を実施するとともに、被害が あった場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信が困難になったり、通信が途絶するよ うな場合においても、最小限度の通信を確保するため、速やかに応急復旧を実施し、通信 の確保に努める。

イ 地震災害により通信施設に被害があった場合は、テレビ、ラジオなどの報道関係の協力 を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況について広報するとともに、被災地への 電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

(5) 放 送

地震災害時における放送の途絶は、災害応急復旧活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなど影響が大きい。NHKなどの放送機関は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画を定めておくほか、地震の発生に際しては、放送施設、設備の被災調査、点検を実施し、施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を実施するなどして、放送が途絶えないよう努める。

11 医療及び助産計画

地震災害時における医療及び助産の実施は、第5章第10節「医療及び助産計画」に定めると ころによる。

12 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第12節「防疫計画」に定めるところによる。

13 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜、野犬の処理等の業務に関する計画は、 第5章第13節「廃棄物処理等計画」に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 被災地の廃棄物の処理は町が実施するが、倒壊家屋等の災害廃棄物の発生、廃棄物処理施設の被災等により、町のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第1項 及び同法施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるも のとする。

14 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

15 災害警備及び交通応急対策計画

地震災害においての地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備及び道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、第5章第20節「災害警備計画」に定めるところによる。

16 輸送計画

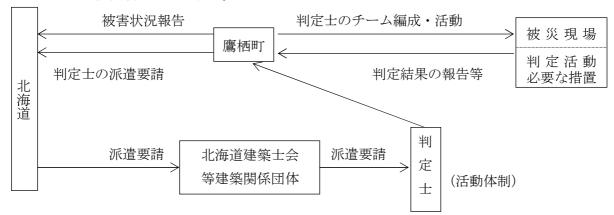
地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害対策要員の移送及び救出のための資機材、物資の輸送を迅速・確実に行うための計画は、第5章第17節「輸送計画」に定めるところによる。

17 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の活動体制

道及び町(建設水道部)は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。



(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定する ことができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造等の危険性を調査し、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3 段階で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、緑「調査済宅地」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に 貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険宅地: 建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び

立ち入りができない。

要注意宅地: 建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入

りが可能である。

調査済宅地: 建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

18 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、第5章第19節「文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり行うものとする。

- (1) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
- (2) 在校中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に防災上必要な安全教育や防災訓練等を行うとともに、災害発生時には地震の規模、状況に応じ児童生徒の安全確保のため、迅速かつ適切な指示と誘導を行うものとする。
- (3) 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

19 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、自衛隊法等83条の規定に

より部隊等の災害派遣を要請する計画については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

20 防災ボランティア活用計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速・的確に実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、第5章第23節「防災ボランティアとの連携活動」に定めるところによる。

21 消防防災へリコプター要請計画

地震災害における消防防災へリコプターの要請についての計画は、第5章第25節「消防防災 ヘリコプター要請計画」に定めるところによる。

22 広域応援計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策の実施 に関する計画は、第5章第26節「広域応援計画」を準用する。

23 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、第5章第28節 「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、 林野火災など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のと おりそれぞれの事故災害について、応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章「災害情報通信計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、図7-1 (P197) のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町は、災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

- イ 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関 に連絡するものとする。
- ウ 町は、関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を 行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図る ため、被災者の家族、地域住民等情報を必要としている者に対して行う災害広報は、第5章 第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 各事故災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、 次の事項について広報を実施するものとする。

- (ア) 各事故災害の状況
- (イ)被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動 体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

道地域防災計画の「災害(事故)対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策に当たるものとする。

4 捜索活動

航空機事故の捜索活動は、東京救護調整本部を通じて、各関係機関と密接に協力の上、実施 するものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、第5章第3節「避難救出計画」、第11節「救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

事故災害時における消防活動については、第4章第6節「消防計画」の定めにより実施する ものとする。

7 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施する ものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

事故災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第12節「防疫計画」及び第13 節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

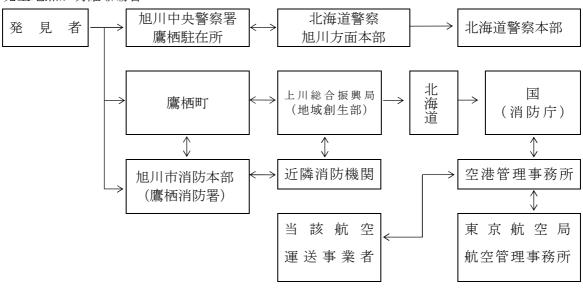
事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

12 広域応援

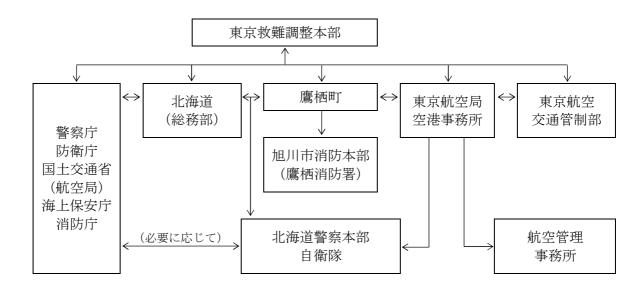
事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講ずることができないときは、第5章 第26節「広域応援計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における 北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料8)に基づき、応援を要請するものとする。

図7-1[情報通信連絡系統図]

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合(航空機の捜索活動)



第2節 道路災害対策計画

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章「災害情報通信計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

(1) 情報通信連絡系統

それぞれの事故災害の情報通信連絡系統は、図7-2 (P200) のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連 絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う ものとする。

2 災害広報

事故災害時における災害広報については、本章第1節「航空災害対策計画」の2「災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

3 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、本章第1節「航空災害対策計画」の3「応急 活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

4 捜索活動

道路災害の捜索活動は、各関係機関と密接に協力の上、実施するものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、第5章第3節「避難救出計画」、第11節「救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

事故災害時における消防活動については、第4章第6節「消防計画」の定めにより実施する ものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、第5章第14節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

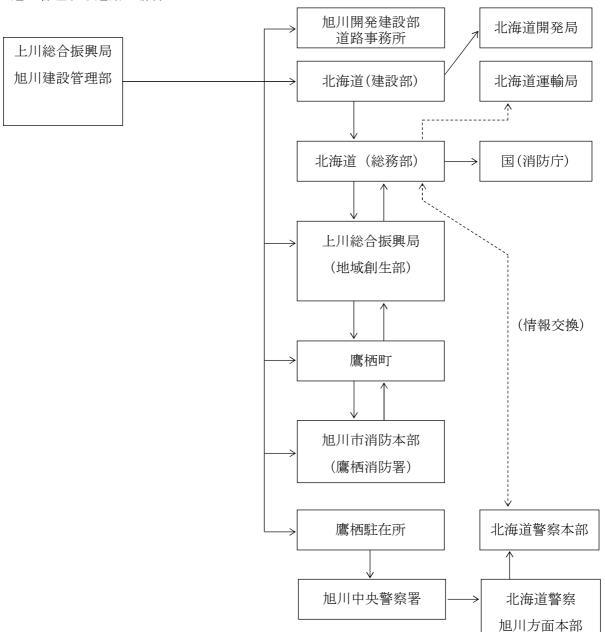
事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

11 広域応援

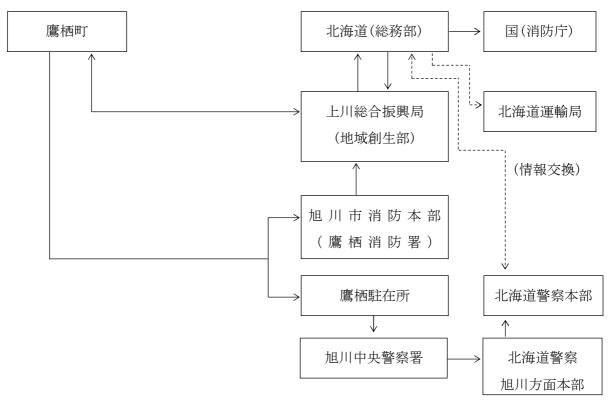
事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講ずることができないときは、第5章 第26節「広域応援計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における 北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料8)に基づき、応援を要請するものとする。

図7-2[情報通信連絡系統図]

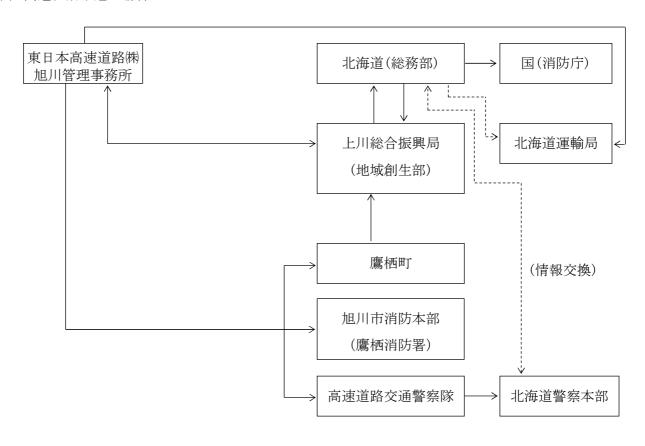
(1) 道の管理する道路の場合



(2) 町の管理する道路の場合



(3) 高速自動車道の場合



第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの 《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法 (昭和25年5月4日法律第149号) 第2条に規定されているもの 《例》火薬、爆薬、火工品 (工業雷管、電気雷管等) など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物·劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの 《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素 等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

3 情報通信

事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章「災害情報通信計画」及び本章第1節「航空災害対策計画」の1「情報通信」による。また、

情報通信系統は図7-3 (P204) のとおりとする。

4 災害広報

事故災害時における災害広報については、本章第1節「航空災害対策計画」の2「災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

5 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、本章第1節「航空災害対策計画」の3「応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

6 災害拡大の防止

危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、第5章第3節「避難救出計画」、第11節「救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

8 消防活動

事故災害時における消防活動については、第4章第6節「消防計画」の定めにより実施する ものとする。

9 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより爆発性・ 引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

10 交通規制

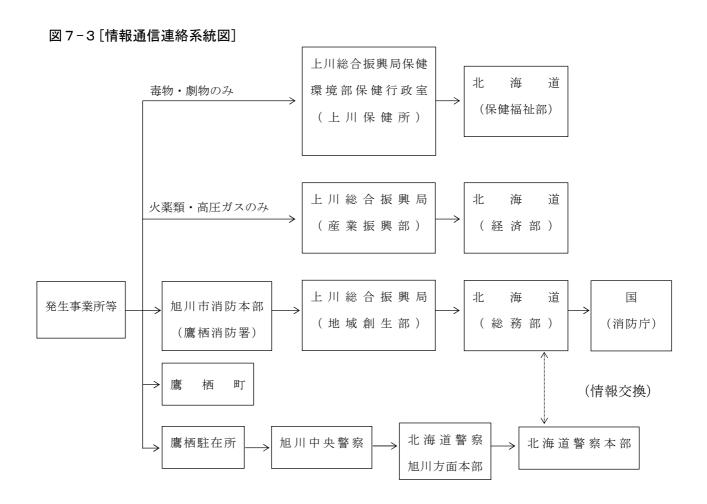
災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定 めるところにより実施するものとする。

12 広域応援

事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講ずることができないときは、第5章 第24節「職員応援派遣計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時にお ける北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料8)に基づき、応援を要請するものと する。



第4節 大規模な火事災害対策計画

1 情報通信

事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章「災害情報通信計画」及び本章第1節「航空災害対策計画」の1「情報通信」による。また、情報通信連絡系統は図7-4 (P206) のとおりとする。

2 災害広報

事故災害時における災害広報については、本章第1節「航空災害対策計画」の2「災害広報」の定めるところにより、実施するものとする。

3 応急活動体制

事故災害時における応急活動体制については、本章第1節「航空災害対策計画」の3「応急 活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

4 救助救出及び医療救護活動等

事故災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、第5章第3節「避難救出計画」、第11節「救急医療対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

5 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難所・避難路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を 実施する。

6 避難措置

人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施する ものとする。

7 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

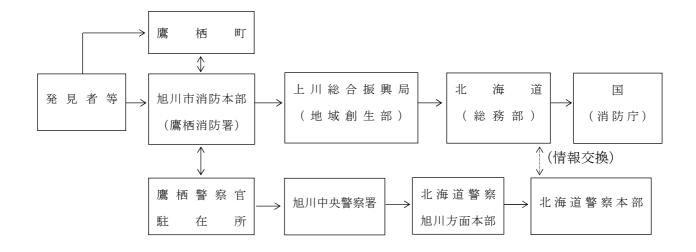
8 自衛隊派遣要請

事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 広域応援

事故災害の規模により、町単独では十分な災害対策を講ずることができないときは、第5章第24節「職員応援派遣計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(資料8)に基づき、応援を要請するものとする。

図 7-4 [情報通信連絡系統図]



第5節 林野火災消防計画

この計画は、林野火災を予防又は消火して、森林資源の保全を図ることを目的とする。

1 組 織

林野火災の予消防対策を推進するため、鷹栖町林野火災予消防対策協議会(産業振興課が担当)を設置し、構成機関相互の緊密な連携のもとに、国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

(1) 実施機関

鷹栖町、鷹栖町森林組合、旭川市消防本部(鷹栖消防署)、鷹栖町消防団

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな原因となるので、気象予警報を的確に把握し予防の万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台の火災気象通報発表及び 終了の通報をもって行う。

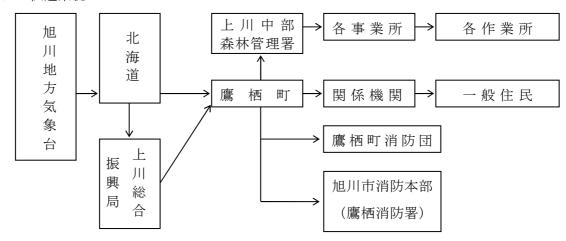
林野火災気象通報						説明
情報(原則として、週間予報に含める)						何日頃火事が発生しやすいから注意して下さい。
火	災	気	象	通	報	山火事が発生し易く、甚だ危険です。
注	意	3	報	解	除	今まで通報した注意報は解除します。

通 報 の 種 類

(2) 伝達系統

旭川地方気象台から発令された通報の連絡系統及び関係機関のとるべき措置は、次のとおりとする。

ア 伝達系統



イ 関係機関の措置

(ア) 上川総合振興局

気象情報により、火災発生の危険があると判断される場合、北海道防災無線により各市町村へ伝達する。

(イ) 鷹栖町

気象情報を得たときは、とるべき措置について関係機関と協議し、森林愛護組合その 他関係機関に通報するとともに、一般住民への広報を実施する。

(ウ) 関係機関

適切な措置をするとともに、通報及び下部機関へ連絡するものとする。

3 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層高めるため、警防思想の普及を図る。

- (1) テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報紙による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲示による啓発
- (3) バス等運輸機関における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 小、中学校児童生徒による協力(標語、ポスターの募集)

4 林野火災予防対策

(1) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者に対し、次のような事項を厳守するよう啓発する。 ア 入林中の焚火や喫煙を禁止する。

- イ 危険期間の入林は、原則禁止する。
- ウ 入林する場合は、民有林については所有者、国有林については上川中部森林管理署、町 有林については鷹栖町の許可を必要とする。
- エ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間中(5月から6月までとし、以下「危険期間」という。)の火入れは禁止する。ただし、林野火災危険期間以外の火入れは、鷹栖町火入れに関する規則(昭和61年4月22日規則第16号)(資料3)を遵守し、火入れ責任者の管理のもと実施させる。

- (3) 民有林野対策(林野事業者対策、大面積森林所有者及び不在地主対策等)
 - ア 林内事業者対策

造林、造材等の林内事業者に対して、危険期間内は次の体制をとるものとする。

- (ア) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置する。
- (イ) 事業箇所に火気責任者が指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備する。
- (ウ)事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。
- (エ) 林内事業者は、車両等を林道に駐車させる場合は、他の車両等の交通の障害にならないように留意する。
- イ 大面積森林所有者及び不在地主対策

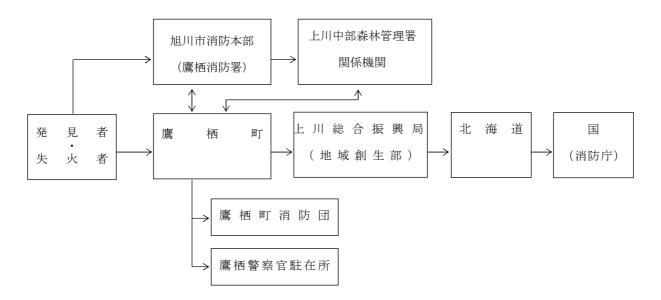
大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、関係機関の協力を得て、予防の万全を図るものとする。

5 林野火災消防対策

鷹栖町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の事項に留意する。林野火災発生の際は、関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとし、地元消防機関で消火困難になったときは、第5章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請をする。

- (1) 消防組織の整備
- (2) 林野火災消火訓練
- (3) 消火器材の整備
- (4) 前進基地(ヘリポート)の設置(第5章第17節「輸送計画」のヘリコプター発着所参照)
- (5) 山火事発生通報の系統確立

[林野火災発生通報の系統図]



6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難救出計画」の定める ところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、本章第2節「道路災害対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第26節「広域応援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧計画

1 災害復旧の基本方針

災害復旧に当たっては、災害の再発を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に 止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害復旧対策計画に基づく 応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るも のとする。

(1) 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び 指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、 被災した施設及び設備等において迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計 画を作成し実施するものとする。

(2) 復旧工事の実施

ア 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施するものとする。

イ 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事等の復旧による施設、設備は、早急に補強及び改修工事を実施するものとする。

ウ 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が増大するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア河川
 - イ 砂防設備
 - ウ 地すべり防止施設
 - 工 道路
 - 才 下水道

カ 公園

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 町民生活復旧支援対策

(1) 災害弔慰金等の支給

ア災害弔慰金

「鷹栖町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した町民の 遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金

「鷹栖町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に 著しい障がいを受けた町民に対し、災害障がい見舞金を支給する。

(2) 農林業者に対する応急融資

ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し、低利の経営 資金の融資を円滑にして、農林業経営の維持安定を図るよう推進する。

- イ 「農林漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「農業経営維持安定資金」の長期低利 資金の導入を行い、農林業経営の維持安定を図る。
- ウ 農地等の災害復旧資金として「主務大臣指定災害復旧資金」など積極的導入を図る。

(3) 生活確保資金融資

被災した低所得者・高齢者・障がい者等の再起のため、次に掲げる貸付資金を確保するものとする。

- (ア) 生活福祉資金
- (イ) 世帯更生のための母子・寡婦福祉資金
- (ウ) 災害援護資金貸付金
- (工) 災害復興住宅資金
- (オ) その他公的融資資金

(4) 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の 定めるところによる。

6 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を 再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づく支援を行う。